中国・徽州地方の祠堂建築の形成過程と空間構成に関する研究

―歙県地域を中心として―

RESEARCH ABOUT FORMATION PROCESS AND SPACE COMPOSITION
OF RIRUAL ARCHITECTURE IN HUIZHOU AREA, CHINA

– The Research About She County –

2018 年 3 月

張　葉　茜
ZHANG YEQIAN

—目次—

第一章　序論

1-1　研究背景 …… 1

1-1-1　中国建築史学について …… 1

1-1-2　中国建築史学の発展 …… 2

1-1-3　中国の祠堂建築の概要 …… 3

1-2　対象地域 ……11

1-3　既往研究 ……14

1-4　研究目的 ……15

1-5　研究方法 ……16

1-6　調査概要 ……17

1-7　論文構成 ……20

第二章　徽州地方の祠堂建築の歴史的背景

はじめに ……25

2-1　徽州地方の地方志について ……26

2-1-1　地方志の編纂と年代 ……26

2-1-2　祠堂建築に関する巻数と分野 ……26

2-1-3　祠堂建築に関する分野と内容 ……27

2-2　徽州地方の族譜について ……29

2-2-1　族譜史料の編纂について ……29

2-2-2　徽州地方の族譜史料の分類 ……29

2-2-3　祠堂建築に関する記載 ……30

2-3　徽州地方の宗族社会について ……33

2-3-1　移民と商人 ……33

2-3-2　宗族と村落 ……34

2-3-3　祠堂建築と祭祀 ……37

2-4　結び ……40

第三章　宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築

はじめに ……43

3-1　祠堂建築の分類と区分について ……45

3-1-1　宋代から明代中期前半までの祠堂建築と一覧表 ……45

3-1-2　地縁祭祀の祠堂建築　……46
3-1-3　血縁祭祀の祠堂建築　……47
3-2　祠堂建築の事例分布について　……51
3-2-1　明代中期の祠堂建築の事例一覧表　……51
3-2-2　祠堂建築の分布状況　……51
3-2-3　商業活動と祠堂建築の分布　……52
3-2-4　宗族村落の発展と祠堂建築の分布　……53
3-3　地縁祭祀と血縁祭祀について　……58
3-3-1　宗族別の祠堂建築の統計　……58
3-3-2　地縁祭祀と血縁祭祀の祠堂建築の分布図　……59
3-3-3　地縁祭祀から血縁祭祀への変遷　……60
3-4　結び　……63

第四章　明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築

はじめに　……67
4-1　歙県の宗族村落の形態について　……68
4-2　宗祠の形成過程と建築形態について　……69
4-2-1　潭渡村黄氏の沿革　……69
4-2-2　宗祠の形成過程　……70
4-2-3　宗祠の建築形態　……71
4-3　宗祠建築の発展と分化について　……74
4-3-1　葉村洪氏の宗祠建築について　……74
4-3-2　許村許氏の宗祠建築について　……77
4-3-3　宗祠の分類　……81
4-4　結び　……82

第五章　歙県の宗祠遺構の空間構成

はじめに　……85
5-1　宗祠遺構の残存状況について　……86
5-1-1　分類と建立年代　……86
5-1-2　分布状況　……86
5-1-3　平面形式　……86
5-1-4　寸法と面積　……87
5-2　宗祠遺構の平面構成について　……92

5-2-1　構成要素 ……92
5-2-2　規模と間取り ……92
5-2-3　進の連結 ……93
5-3　宗祠遺構の構造形式について ……96
5-3-1　宗祠遺構の構造システムと架構形式 ……97
5-3-2　宗祠遺構の構造形式の表記 ……104
5-3-3　宗祠遺構の構造形式の特徴 ……107
5-4　結び ……112

第六章　結論

6-1　本論文の成果 ……115
6-2　本論文の意義 ……118
参考文献目録 ……119
本論文に関係する著者の発表論文 ……121
後書 ……124

第一章

序論

第一章　序　論

1－1．研究背景

1－1－1．中国建築史学について

中国建築史は、『中国古代建築史』[注1)]によると、紀元前 2000 年以降の夏・殷・周時代より始まり、後漢までを「古代」(BC.19 世紀-AD.3 世紀)、次いで魏(三国)・晋・南北朝時代から隋・唐・五代までを「中世」(AD.3 世紀-10 世紀)、そして宋代(遼・金・西夏)以降元・明・清時代までを「近世」(AD.10 世紀-20 世紀初)とし、宮殿建築、陵墓建築、宗教建築、住宅建築、壇廟建築、城市建築などの分野に分けられ、これまで歴史的な時代区分と建築種目を基に研究が行われてきた。

古代・中世には、漢民族の発祥地とされる黄河中下流域の中原地方(河南省を中心とする華北平原)において、BC.11 世紀以降長安、洛陽などに都がおかれるようになると、この地域は政治・経済・文化の中心として繁栄を誇ることになった。

古代には、国家滅亡による都城の陥落や民族対立による建物の破壊が繰り返えされ、この時代の建築遺産は遺跡として残されるのみであり、河南省の「偃師二里頭夏・殷代遺跡」[注2)]、陝西省の「驪山秦始皇陵」[注3)]、「前漢皇帝十一陵」[注4)]などにおいて考古学的な発掘が行われ、都城・宮殿・陵墓建築の復原研究が進められている。

中世には、三国時代から南北朝まで約 4 世紀に渡る動乱期が続き、多くの武将が群雄割拠して覇権を争ったが、隋・唐時代には中国が再統一され、再び中原地方は繁栄を取り戻すこととなった。しかし、9 世紀後半に入ると、党派による内部抗争が起きて各地に叛乱が広がり、唐朝の支配は崩壊に向い、再び中原地方は五代十国に分裂して統治されることになった。こうした戦乱により、当時代の木造建築は大半が焼失し、僅かに 8 ヶ所程しか残されていない。それらの遺構は山西省の「南禅寺大殿」[注5)]、「仏光寺大殿」[注6)]、「鎮国寺万仏殿」[注7)]、河北省の「正定文廟大成殿」[注8)]など、唐代末期と五代に建てられた寺院や壇廟建築である。また、仏教の隆盛により、仏教遺跡は数多く残されており、その内、甘粛省の「敦煌莫高窟」[注9)]、山西省の「雲岡石窟」[注10)]、河南省の「龍門石窟」[注11)]などの石窟群については歴史学、宗教学、芸術など、多くの分野から広く学術的価値が認められ、現存する仏像、壁画、遺構の総数は数十万件とも云はれている。中でも、敦煌莫高窟の仏教遺物は、20 世紀初頭の英・仏・米などの探検隊による略奪によって流出したが、その多くがヨーロッパの図書館、博物館に収蔵されており、それらも中国建築史学の一つの研究分野になっている。

近世以降、特に南宋時代に入ると、北方民族の台頭、漢民族の「衣冠南渡」によって、中原地方は次第に荒廃することになった。それに対し、揚子江以南の江南地方(安徽・江蘇省南部、浙江省北部

を中心とする丘陵地帯)は大きく発展し、揚子江流域の河川交通によって商業化と都市化が飛躍的に進むことになった。そのため、江南地方ならびに中国南部の広大な地域には、南宋以降の歴史的建造物や遺跡が数多く残り、中でも江蘇省蘇州の「玄妙観三清殿」[注12)]、「寒山寺」[注13)]、南京の「明孝陵」[注14)]、浙江省寧波の「天童禅寺」[注15)]、「阿育王寺」[注16)]などはよく知られている。また、安徽、江蘇、浙江、福建省においても、明・清時代の街並、村落が世界文化遺産に登録され、歴史的な景観が良く維持されている。その他、西北、西南地方の新疆、西蔵、雲南、貴州、湖南省などの少数民族の地域においても、多様な伝統的集落が残存している。しかし、近世以降の歴史的建造物については、今なお十分な研究が行われておらず、未調査の集落や建造物が数多く残されている。

１−１−２．中国建築史学の発展

中国建築史学における学術的な研究の出発点は、19 世紀に西欧の科学的な研究手法が中国に伝えられてからのことである。中華民国時代には、梁思成(1901-72)を始めとして劉敦楨(1897-1968)、楊廷宝(1901-82)、童寯(1900-83)などの研究者が輩出されたことで、科学的な研究が急速に進み、中国大陸の建築遺構、建築文献、建築技術などの系統的な検討が行われるようになった。しかし、中華人民共和国が成立した 1949 年以降、「文化大革命」などの大規模な政治活動が勃興したことにより、研究活動が中断して学術的な進展は認められなくなった。その後、1978 年からの「改革開放政策」により、研究活動が復活し、中国各地の遺構や遺跡の発掘調査が再開されるようになった。しかし、2000 年代に入ると、経済発展が優先されるようになり、急速な地域開発の中で歴史的建造物が次々に取り壊されるようになった。近年の主な研究成果は、中国東南大学建築研究所の張十慶の『江南禅宗寺院建築』[注17)]、顧凱の『明代江南園林研究』[注18)]、清華大学建築学院の陳志華、李春香他の『閑麓村郷土建築』[注19)]、『楠溪江中游郷土建築』[注20)]などがあり、これらの著書によって、江南地方の園林、宗教、住宅建築などの分野に注目が集まった。

一方、日本側では、明治時代に伊東忠太(1867-1954)が仏教建築の源流を求めて清国建築探訪の旅に出ると、様々な仏教遺跡や建築遺構を踏査し、多くの学術的な情報をもたらした。その後、関野貞(1868-1936)、村田治郎(1895-1985)、竹島卓一(1901-92)などに引き継がれた。中でも、竹島の『営造法式の研究』[注21)]は北宋時代の建築技術書に対する解釈・研究であり、日中両国において高く評価されている。第二次世界大戦、東西冷戦を機に、1930-60 年代にかけて日本側の中国建築史の研究は絶学状態となった。1970 年代に入って、日中国交が回復されると日本側の研究者の訪中が認められ、京都大学人文科学研究所の田中淡(1946-2012)を始めとする建築史学の研究者が留学し、日本側の中国建築史研究は再開されることになった。とくに 1980 年代以降、日中民間交流が進んだことにより、中国の歴史建造物の研究は日本人研究者が積極的に取り組むようになり、中でも田中の

『中国建築史の研究』[注 22)]などは、日本における中国建築史学の全体像を理解するのに大きな役割を果たした。続いて、宗教建築について関口欣也が浙江省、江蘇省の仏教寺院[注 23)]、杉野丞が福建省、廣東省、四川省の仏教寺院と道教廟観[注 24)]、住宅建築については土田充義、晴永知之他が湖南省の漢民族、少数民族民居[注 25)]などの調査を行い、華中、華南地方の建築に関する論文、報告書が発表・刊行されるようになった。

1－1－3．中国の祠堂建築の概要

中国の祠堂建築の概要について、これまでの研究の全体像を一瞥してみたい。中国の祠堂建築は、『中国祠堂通論』[Ⅳ-1)]によると、祭祀対象によって「⑴自然神、⑵先賢名士、⑶祖先などを祀るために建てられた祭祀建築」と定義され[注 26)]、これが建築史学のみならず歴史学、民俗学など関連分野においても一般的な見解である。

一方、中国全土を見渡すと、国家の官製祭祀に加えて、各地域の様々な地域文化、民間信仰があり、祭祀形態により区分すれば「⑷官製祭祀(国家祭祀)、⑹地縁祭祀(地方祭祀)、⑹血縁祭祀(祖先祭祀)」に分類され、祠堂建築とはこれらの建物を総称する名称である。そのため、祠堂建築の礼制、類型、規模、配置などは多様な形式がある。そこで、まず中国における代表的な事例となる祭祀対象について概観しておきたい。

⑴　自然神を祀る祠堂建築は、人々の信仰を中心として、直接的或は間接的に神々に祈願を伝え、様々な病気や災害を祓う呪術儀礼を行う祭祀場である。その原点は天・地・風・雷・雲・雨・山・川などの自然現象に対する崇拝であったが、後漢以降、神格が人鬼や始祖神と混じり合い、人格的な神々を祀る民間信仰の「祠廟」へと転化した[注 27)]。つまり、山川神、土地神、城隍神などの神格に伏羲・神農・軒轅・堯・舜・禹のような古代聖天子の性格を付与し、地方によっては伍子胥、蔣子文、関羽のように歴史的な功業のあった人物を加えるものもあった。

ここでは、唐・宋時代以降の官製祭祀として全国で執り行われた五岳信仰の筆頭であった泰山信仰の「東嶽廟(岱廟)」、城隍神信仰の「城隍廟」の２つの事例について眺めてみたい。両者は礼制上に国家朝廷や地方官衙が主宰し、神々への奉仕を行うための規定をもち、全国一律に基準が決められており、各府・州・県城のみならず、市・鎮においても広く執り行われた。

a)．東嶽廟は、山東省泰山山麓の東嶽廟が総本山であり、漢代に創建されたが、明代嘉靖年間(1522-66)の火災後に再建された。後掲(図 1-1)[注 28)]のように、その配置は略左右対称で、中央軸線上に岱廟門、配天門、仁安門、天貺殿、後寝宮、後宰門などを後方に順に配列して城壁で囲い、鐘楼、鼓殿、斎房などはその周囲に配置されている。敷地全体は約十万平方メトールあり、諸殿の中でも、天貺殿が中心となり、東嶽大帝(泰山神)を奉じている。総本山を外すと、現在全国に

傘下の東嶽廟が少なくとも 100 件程の遺構が残されており、その内、北京市 1 件、河北省 1 件、山西省 13 件、河北省 1 件、江蘇省 1 件、福建省 1 件が「全国重点文物保護単位(国指定文化財)」に登録されている。

b)．城隍廟は、都市の守護神として神格に二面性をもつとされ、その起源は具体的な人物が城隍神になったとする見方と、社と同じ土地崇拝の一種が城隍廟になったとする見方があるが、創始とされる祭神については明らかでない。代表的な事例である上海城隍廟は、明代永楽年間(1403-25)に道教廟観から改築され、上海に縁のある人物である前漢の将軍霍光、元代の知識人秦裕伯、清代の武将陳化成を城隍神として一括して祀り、同時に農業神、土地神、冥界神などの神格が付与された。また、南京とその周辺地域では後漢奇人・蔣子文の信仰の本山として、南京城隍神が蔣子文の姿形により現れているとされる。現在、中国全土の城隍廟の遺構数は不明であるが、そ

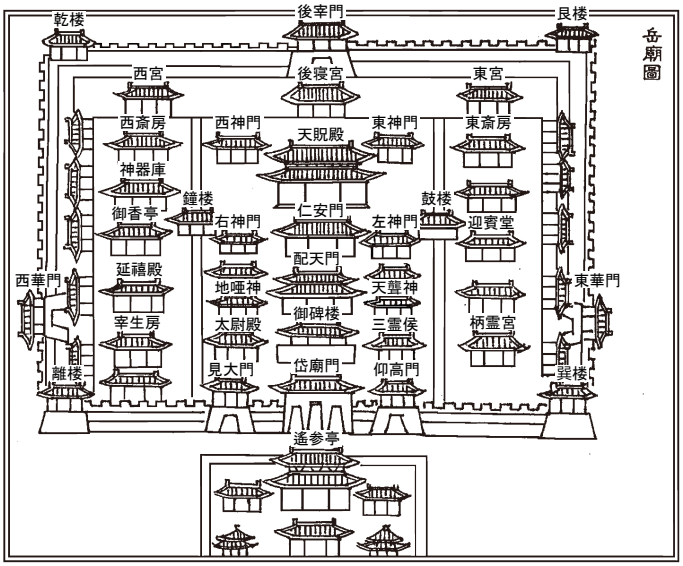

図１－１　『泰山志校正』に記載されている岳廟図（図中の建物名称は筆者記入）

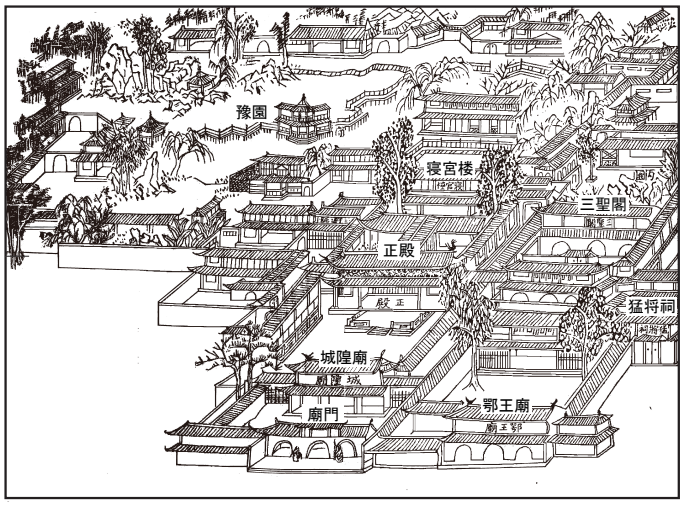

図１－２　清代同治十年の『上海県志』に記載されている城隍廟図（図中の建物名称は筆者記入）

の大半が中国南部の市・鎮・県城などの中心部に点在している。城隍廟の配置は、上海城隍廟(図1-2)[注29)]のように、廟門、正殿、寝宮楼などの建物を中庭と交互に縦一列に並べ、中庭の両側に廊下を連ねる中国伝統的な合院式建物群が数多く見られ、また小規模な単体の遺構もある。

その他、明代以降、軍旗を祭る「旗纛廟」、火神を祭る「火神廟」、水神を祭る「龍王廟」なども、東嶽廟や城隍廟とともに各州県に設けられた。

⑵　先賢名士(人格神)を祀る祠堂建築は、数多くの忠臣烈士、偉人賢者、奇人鬼才などを祭祀対象とし、崇拝する人物の記念、民衆の教化を役割とするが、祭祀対象が神格化され、民間信仰に追加されたものである。礼制上は、官製祭祀と地縁祭祀に分けられている。

官製祭祀の場合は、三国時代の蜀の武将関羽を祀る「関帝廟(別称:武廟、関王廟、武安王廟など)」、孔子以下の儒学者を祀る「孔子廟(別称:文廟、夫子廟など)」が中国では最も広く信仰され、唐・宋時代以降に全国各地の州県に一律に設けられるようになった。

a)．関帝廟は、宋代以降に関羽が神格化され、武神、財神或は道教神として祀られ、仏教においても伽藍神として設けられるようになった。現在も中国において広く祀られる関帝廟は、関羽の出身地である山西省解州鎮の「関帝廟」、河南省洛陽市の関羽の首を供奉する「関林」、湖北省当陽市の関羽の身を供奉する「関陵」を中心として広く分布している。また、台湾、香港、マレーシア、タイ、シンガポール、ベトナムにおいても関帝廟が祀られ、日本にも長崎の唐寺を始めとして、横浜、神戸、大阪において関帝廟が祀られている。その配置は、上海関帝廟(図 1-3)[注30)]に見られるように、合院式の建物群であることが多い。

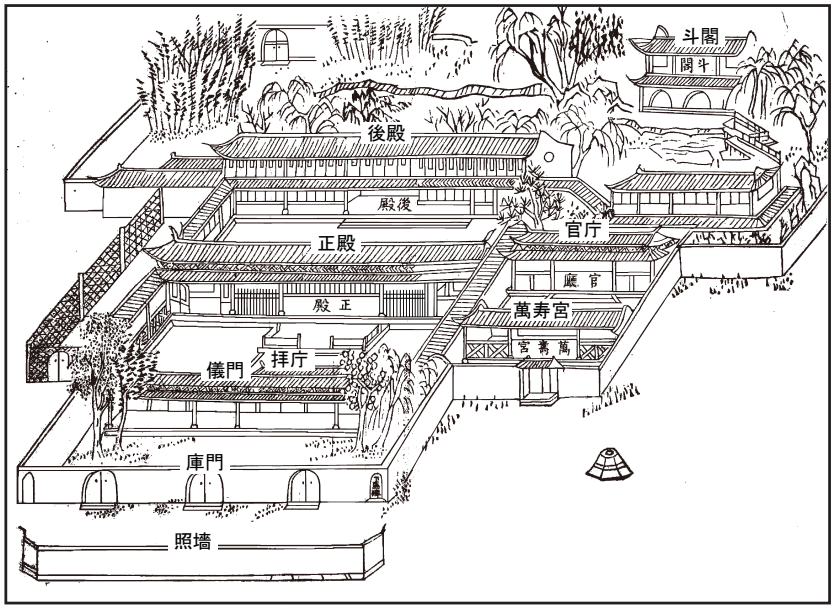

図 1-3　清代同治十年の『上海県志』に記載されている関帝廟図
(図中の建物名称は筆者記入)

b)．孔子廟は、各州県城内の明・清時代の学校と深く結び付き、建物もその敷地内にあることが多い。その内、孔子の出身地である山東省曲阜城の孔子廟は、総本山として紀元前 478 年に創建されたが、現在の遺構は明・清時代に再建されたものである。下の(図 1-4)[注 31)]のように、曲阜孔子廟は南北中央軸線上に聖時門、弘道門、大中門、同文閣、奎文閣、大成門などを並べて大規模な建築群を構え、その後方に歴代の儒学者の位牌を奉じる大成殿を設けている。中国全土で孔子廟或は文廟として「全国重点文物保護単位」に登録されている遺構は、北京国子監孔子廟、河南省鄭州文廟、山西省平遙文廟、江蘇省蘇州文廟、福建省福州文廟などがあり、中でも河北省正定文廟の大成殿は五代に創建されたものであり、現存最古の孔子廟遺構である。

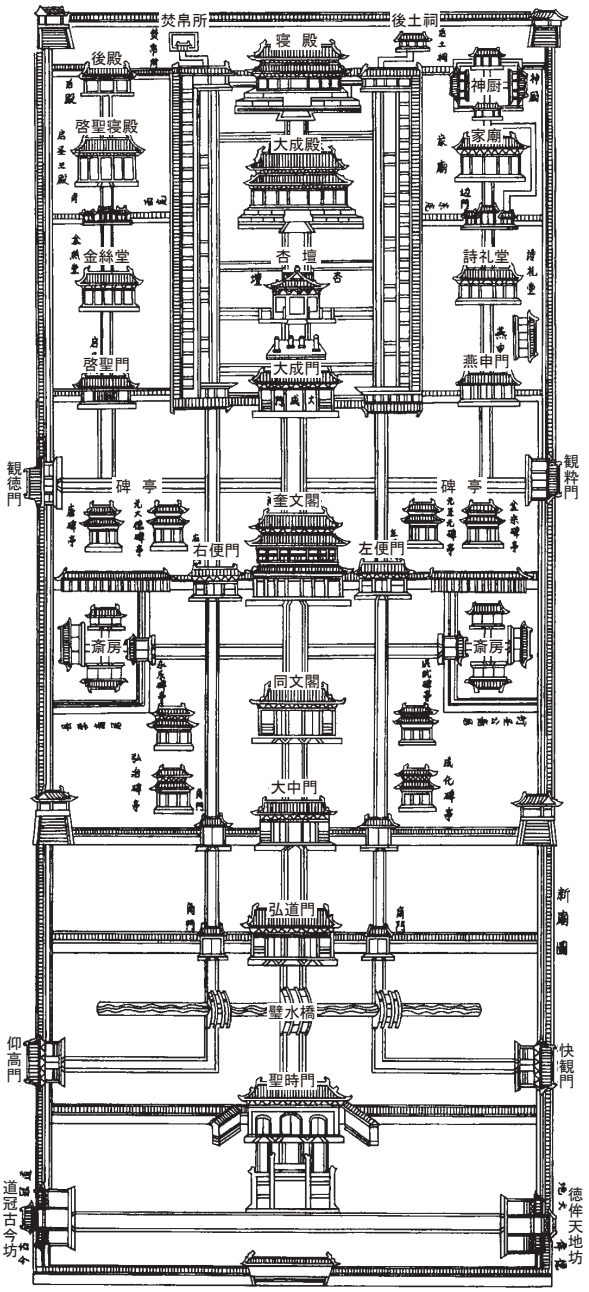

図１－４　『闕里志』に記載されている曲阜孔子廟図(図中の建物名称は筆者記入)

一方、国家的な忠臣烈士、偉人賢者とともに、地方において地域に貢献した先賢名士を神格化し、地縁祭祀として祀られ、祠廟が各地に残されている。現在に続く多くの地縁祭祀は宋代に誕生し、特に中国南部に数多く分布している。宋代以降、華中、華南地方では、安徽省、江蘇省、浙江省、福建省などにおいて、数多くの地方志が刊行され、各省の地縁祭祀の祠廟に関する詳細な記述が残されている。宋代から巫女・林氏が神格化された媽祖信仰は、浙江、福建、広東、台湾、さらに日本、東南アジアなど沿海地区において、航海・漁業の守護神として広く祀られ、各地で「媽祖廟(別称:順済廟、昭恵廟、天後廟)」や行宮、行祠などが建設されている。その他、蘇州と杭州を中心とする伍子胥の信仰、徽州を中心とする汪華の信仰のように地域の名士を祀る地縁祭祀もある。

なお、漢民族の伝統的な道教においても民間信仰の人格神を祀る「廟観」があるが、それらは朝廷が編纂する礼制書や地方志において、官製祭祀や地縁祭祀である「祠廟」や道教の「廟観」とは区別されている。

⑶　祖先を祀る祠堂建築は、官製祭祀や地縁祭祀の祠廟とは別に、血縁で繋がる祖先の祭祀を中心として、皇帝から一般士人の間にまで普及していた。古代・中世には、皇帝、貴族、官僚階層において、身分に応じて一定の規模の廟を持っていた。つまり、皇帝の「宗廟(太廟)」から、貴族、官僚階層の「家廟」に至るまであったが、庶民は唯寝(居室)で祭祀を行っていた。宋代に入ると、庶民に対する祖先祭祀の祠堂の建設が認められるようになり、南宋の儒学者朱熹がその著『家礼』[注 32)]において、庶民の祠堂建築に「祠堂」の名称が採用され、祭祀祖先は高祖以下の四代までの位牌を祀ることが定められた。その後、明代には宗族という同族集団の勃興により、宋代祠堂の拡大施設である「宗祠」が盛んに営まれ、華中、華南地方の地方志、文集、小説などには数多くの宗祠に関する記述がある。そして、現存する宗廟遺構は明清皇帝の北京太廟のみであるが、家廟と宗祠の遺構は数多くあり、その分布は華中、華南地方に集中している。朱熹の『家礼』に掲載されている「家廟之図」、「祠堂之図」を見ると、後掲(図 1-5)[注 33)]のように、家廟は中央軸線上に並ぶ一連の建物とし、中心建物の周りを壁で囲んでいる。それに対して祠堂は、建物の前に中庭を設け、壁で庭を囲んで門を開き、建物内部には間仕切りを造らず、建物を前庭(中庭)に向かって開放させている。また、北京太廟は、明代の永楽十八年(1420)に創建され、清代に数回修繕されたが、明代の遺構をほぼそのまま残している。その配置は、後掲(図 1-6)[注 37)]のように、中央軸線上に、戟門、前殿、中殿(寝殿)、後殿(祧廟)を縦一列に並べ、その周辺を三層の城壁で囲んでいる。

一方、墓前に設けられた墓主を祭る「墓祠」は、家廟や宗祠と同様に血縁で繋がる祖先の祭祀である。こうした墓祠は漢代から魏・晋・南北朝時代に盛んに造られ、その墓域には次第に石室墓、石闕、石像、石碑などを立てるのが一般的になった。漢代から南北時代までの墓祠には木造と石造

があったが、前者は現存する遺構が無く、後掲(図 1-7)[注 34)]の山東省沂南県の後漢石墓中の石彫絵画によると、その存在を推定することができる。石造の墓祠については、後掲(図 1-8)のように、山東省嘉祥県の漢代宋山墓祠(平屋根単室)[注 35)]、山西省大同の北魏宋紹祖墓祠(切妻単室)[注 36)]、山東省孝堂山の漢代郭氏祠(切妻双室)[注 37)]、陝西省西安の北周史君墓祠(入母屋単室)などが知られている[注 38)]。また、宋代においても墓前の祠堂建築は造られ、墓を管理する仏教や道教の墳寺・墳庵では、祖先を祭る墓祠として造られることが多く、かなり一般化していたようである[注 39)]。中国全土において「全国重点文物保護単位」に登録された祠堂建築の遺構を取り上げると、後掲(表 1-1)[注 40)]のようになる。これによると、前述した東嶽廟、城隍廟、孔子廟、関帝廟のように自然神や先賢名士を祀る祠廟は、礼制上、一定の規定を持ち、全国一律に基準が決められており、大きな地域差は無かったものと考えられる。

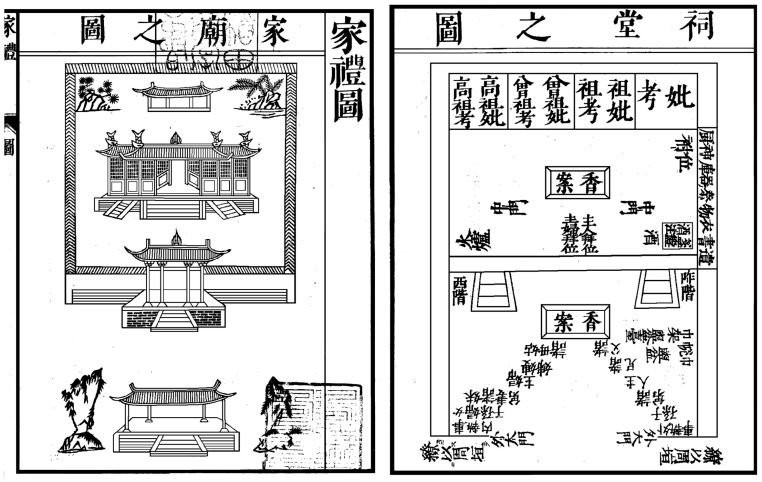

図１－５　『家礼』に記載されている家廟之図、祠堂之図

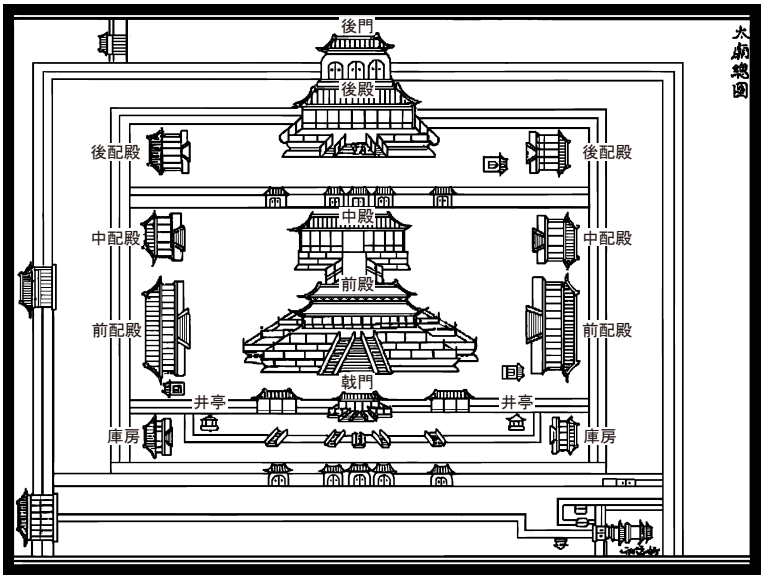

図１－６　『大明会典』に記載されている北京太廟総図
（図中の建物名称は筆者記入）

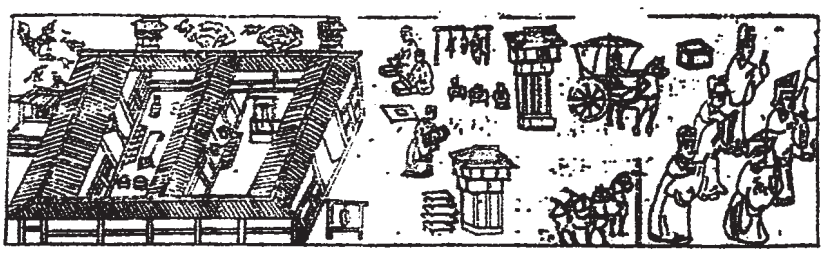

図１－７　山東省沂南県の後漢石墓中の石彫絵画（木造墓祠）

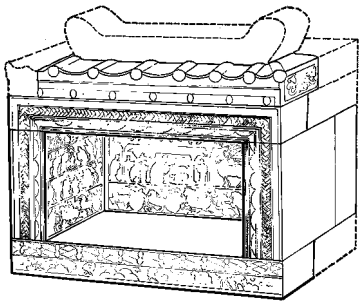

①　山東省嘉祥県漢代宋山墓祠
「平屋根単室」

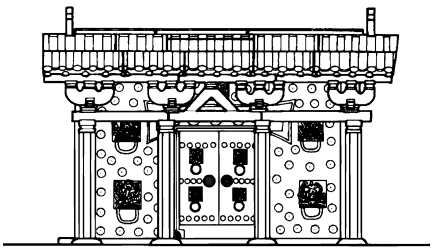

②　山西省大同北魏宋紹祖墓祠
「切妻単室」

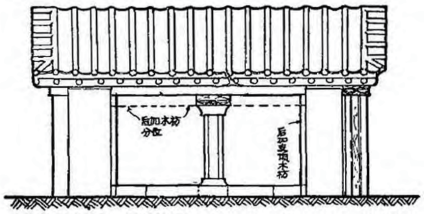

③　山東省孝堂山漢代郭氏祠
「切妻双室」

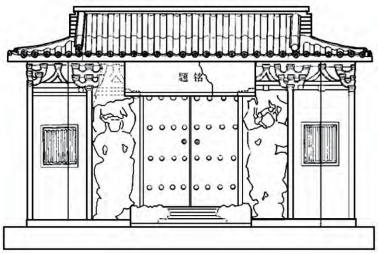

④　陝西省西安北周史君墓祠
「入母屋単室」

図１－８　漢代と魏・晋・南北朝時代の石造墓祠の事例

表 1－1　中国の代表的な祠堂建築（全国重点文物保護単位）

類型		祭祀対象		代表的な祠堂建築の遺構	
官製祭祀	祠廟	自然神	・五岳神 ・城隍神 ・土地神 ・水神 ・農業神 など	河北省	・曲陽北岳廟・承徳城隍廟
				山西省	・坡頭泰山廟、澤州岱廟、周村東岳廟、潤城東岳廟、介休五岳廟など ・潞安府城隍廟、榆次城隍廟、平遙城隍廟、芮城城隍廟 ・介休後土廟、霊石後土廟、東羊後土廟、万栄後土廟など ・東邑龍王廟・万栄稷王廟、陽王稷益廟、呉呂後稷廟、稷山稷王廟
				山東省	・泰山東岳廟（岱廟）
				河南省	・嵩山中岳廟
				陝西省	・華陰西岳廟・玉皇後土廟 ・西安城隍廟、扶風城隍廟、三原城隍廟、韓城城隍廟など
				福建省	・建甌東岳廟
				江蘇省	・泰州城隍廟・皂河龍王廟行祠
				湖南省	・衡山南岳廟
		先賢 名士	全国的な対象 ・孔子 ・儒学者 ・関羽	北京市	・北京国子監孔子廟
				河北省	・正定文廟（大成殿）
				山西省	・清源文廟、襄垣文廟、平遙文廟、金庄文廟、代県文廟、万泉文廟など ・玉泉山関王廟、解州関帝廟、龍香関帝廟、寨里関帝廟（献殿）など
				山東省	・曲阜孔子廟、尼山孔廟・広饒関帝廟（大殿）
				河南省	・河南府文廟、郟県文廟、汝州文廟、太康文廟・周口関帝廟
				陝西省	・耀県文廟、咸陽文廟、韓城文廟、
				甘粛省	・泰安文廟、武威文廟
				青海省	・貴徳文廟
				吉林省	・吉林文廟
				黒龍江省	・ハルビン文廟
				江蘇省	・蘇州文廟
				福建省	・福州文廟、泉州府文廟、安溪文廟、漳浦文廟（大成殿）・東山関帝廟
				湖南省	・岳陽文廟、寧遠文廟、
				四川省	・富順文廟、徳陽文廟、資中文廟、犍為文廟・資中武廟、叙水春秋祠
				貴州省	・安順文廟
				雲南省	・安寧文廟、州城文廟、建水文廟・州城武廟
地縁祭祀	祠廟	先賢 名士	地域的な対象 ・忠臣烈士 ・偉人賢者 ・奇人鬼才 など	山西省	・晋城二仙廟、小会嶺二仙廟、西溪二仙廟など（楽氏姉妹）
				河南省	・湯陰岳飛廟（岳飛）・南陽武侯祠（諸葛亮）
				四川省	・成都武侯祠（諸葛亮）・閬中張桓侯祠（張飛）・眉山三蘇祠（蘇洵・蘇軾・蘇轍）
				重慶市	・雲陽張桓侯祠（張飛）
				福建省	・泉州天後宮（巫女林氏）、湄州媽祖廟（巫女林氏）・正順廟（謝佑）
血縁祭祀	墓廟 墓祠 など	・祖先	—	山東省	・孝堂山漢代郭氏祠（石造）
				河南省	・小峨眉山三蘇墓祠（木造）
				陝西省	・白水県倉頡墓廟（木造）、洋県蔡倫墓祠（木造）、韓城県司馬遷墓祠（木造）
				四川省	・白馬関鎮龐統墓祠（木造）
	宗廟 太廟	・皇帝 ・天子	・明清皇帝	北京市	・北京太廟
	家廟	・官僚 ・貴族	—	遼寧省	・錫伯族家廟
				浙江省	・梓溪孔氏家廟、衢州孔氏家廟
				福建省	・張氏家廟（徳遠堂）
	宗祠 支祠 祠堂 など	・庶民	—	安徽省	・呈坎貞靖羅東舒先生祠（羅東舒祠）、溪頭王氏支祠（三槐堂）、 鄭村鄭氏宗祠（済美堂）、龍川胡氏宗祠、珠林趙氏宗祠（餘慶堂）、 葉源王氏宗祠（聚福堂）、李坑陳氏宗祠（大本堂）など
				江西省	・篁村余氏宗祠（余慶堂）、陽春方氏宗祠、汪口兪氏宗祠（仁本堂）、 黄村黄氏宗祠（経義堂）、洪村洪氏宗祠（光裕堂）、西冲兪氏宗祠（敦倫堂）、 豸峰潘氏宗祠（成義堂）など
				福建省	・陳埭丁氏宗祠、衙口施氏大宗祠、漳州林氏宗祠
				広東省	・広州陳家祠堂
				湖北省	・陡山呉氏宗祠

１−２．対象地域

中国大陸は、国土が広大で、自然環境は極めて多様である。東北部の亜寒帯地域から、西北部のステップ・沙漠地域、華北の乾燥した畑作地帯、華中の温暖な稲作地帯、華南の亜熱帯地域、チベットの高原地帯まであり、民族や歴史的な環境も大きく異なり、それぞれ独自の文化、伝統を育んできた。古代から近代に至るまで、全国各地に数多くの祠堂建築が建てられたが、それらの遺構数は必ずしも多くない。しかし、華中の徽州地方においては、明・清時代に地縁祭祀である「祠廟」、地域の血縁祭祀である「墓祠」、「宗祠」が盛んに建てられ、その遺構が膨大な数に上るが、十分な研究が行われていない。

そこで、本研究では、華中地方の揚子江下流域、世界自然遺産とされた黄山山麓と新安江の上流域となる徽州地方において、明・清時代に新安江の水運を利用して物流を行い、大きな富を築いて数多くの祠堂建築を建設したことから、この地域を研究の対象とした。

徽州地方は照葉樹の原生林に覆われた標高1000〜1800m程の山岳地帯であり、古くは「山越」と総称される民族が、粗放な稲作や狩猟採集を営んでいた。宋代以降、中国の江南地方における商業化、都市化の影響を受けると、歙(キュウ)、休寧(キュウネイ)、黟(イ)、祁門(キモン)、績溪(セキケイ)、婺源(ブゲン)の六県を合わせて「徽州」となり、首府が歙県に設けられ、後掲(図1-10)のような「一府六県」の行政区画が形成された。明代には南直隷、清代からは安徽省に属していたが、現在は歙県、休寧県、黟県、祁門県が安徽省黄山市、績溪県が安徽省宣城市、そして婺源県が江西省上饒市に属している。また、徽州六県の分布は、徽州東部の新安江に沿った小規模な盆地には、歙県と休寧県が、その上流の山間部には黟県と績溪県が置かれ、休寧県の西方に祁門県と婺源県が置かれている。新安江はやがて下流の浙江省に入り、銭塘江と呼び名を変えて杭州湾に注いでいる。

徽州地方の西北側には、黄山の山系が連なり、さらに揚子江が自然の障壁となり、兵亂の際の避難地となった。4世紀の「永嘉之亂」(311)の際、唐代の「安史之亂」(755-63)から末期叛乱戦争(874-84)などの時代に、中原の戦場地から多くの漢民族の人々が避難してここに住み着き、また、徽州地方の官職に赴任して移住したものもあった。徽州六県のうち、歙県から休寧県にかけては比較的開けた平坦地が続き、明代に半数以上の移民がこの二県に居住し、その他の四県は歙、休寧の二県から移住したものがほとんどである[注49)]。

徽州の地域開発が本格化するのは、唐代末期の戦乱を避けて、大量の移民が流入した9世紀からである。彼らは山越系の人々と融合しながら、先ず山間地から河川が流れ出る盆地の上部から水田開発を進めるとともに、周囲の山地では木材、茶、鹽、焼物などを生産した。しかし、宋代に入る

と、水田開発は徽州全体に広がり、13世紀頃までに徽州地方の農業開発は山岳地にあって耕地が限られていたため、ほぼ飽和状態に達した。その後は、人口増加に伴って耕地不足が次第に深刻化し、そのことが徽州地方の人々を外地の商業活動に向かわせ、人々は新安江の水運を生かして商売を始めようになった。新安江は、山間の丘陵地に流れる数多く河川を集める豊かな水系を結び、陸上交通より河川交通が発達し、次第に人々は京杭大運河、揚子江へと活路を広げ、全国の市場に乗り出して大きな富を築いた。徽州の商人たちは「徽商」或は「新安商人」として、北方の軍事地帯の物品供給によって発展した山西省の「晋商」、海上貿易を中心に発展した浙江、福建省などの沿海地区の「海商」と共に、明・清時代の「三大商人集団」として知られるようになった[注50)]。

徽州商人の活動は、宋代以降の徽州社会を特徴づける「宗族」と呼ばれる同族集団の成長と繁栄によって支えられてきた。宗族は安徽、浙江、福建、広東省などの中国南部で広く発達したが、宋代から近代までに安定した勢力を持ち続けていた。徽州地方では、漢代から唐・宋・元時代にかけて流入した移民らが地域開発を進めていくなかで、次第に同族集団の宗族へ成長し、水利事業や山林開発などを主導して、多くの農業資源を占有するようになった。中でも、有力宗族は概ね地域開発の初期に開かれた宗族村落を拠点とし、貧しい農民や遅れて流入した移民などを「佃僕(作人)」として従属させていった。特に、16世紀頃の明代中期から、有力宗族は一層拡大し、同族の系譜を記した「族譜」を刊行し、大規模な「祠堂」を建設して祖先祭祀を行い、宗族活動を支える「族産」と呼ばれる共有財産を蓄えるようになった。

また、徽州地方では現在に至るまでの大量の古文書が伝えられ、「徽州文書」と呼ばれる文書群がある。こうした徽州文書は、徽州の有力宗族が長期間に渡って続いたことを裏付けるものであり、14世紀から20世紀に至るまで宗族組織が大量の文書を作成・保存してきた。しかし、1949年以降、徽州では土地改革や文化大革命に伴って多数の文書が焼却・廃棄されたり、古紙業者に売却されたりした。その後、徽州文書の歴史的価値が注目されるようになり、徽州各地の農村部において文書が買い集められ、中国各地の図書館、博物館、研究所などによって収集されるようになった。現存する徽州文書の総数は不明であるが、一説には40万件近いともいわれ、その内容は租税、合同、契約書、政令公文、信函書札のみならず、地方志、族譜、風土記など多方面に渡っている[注51)]。そして、1990年代頃から、徽州文書は明・清時代の社会文化の実態を示す歴史的な史料として研究が行われるようになり、徽州文書、徽州商人、徽州建築、徽州戯曲、新安畫派などを合わせた「徽学」は、明清史の研究の中で重要な一画を占めるようになった。

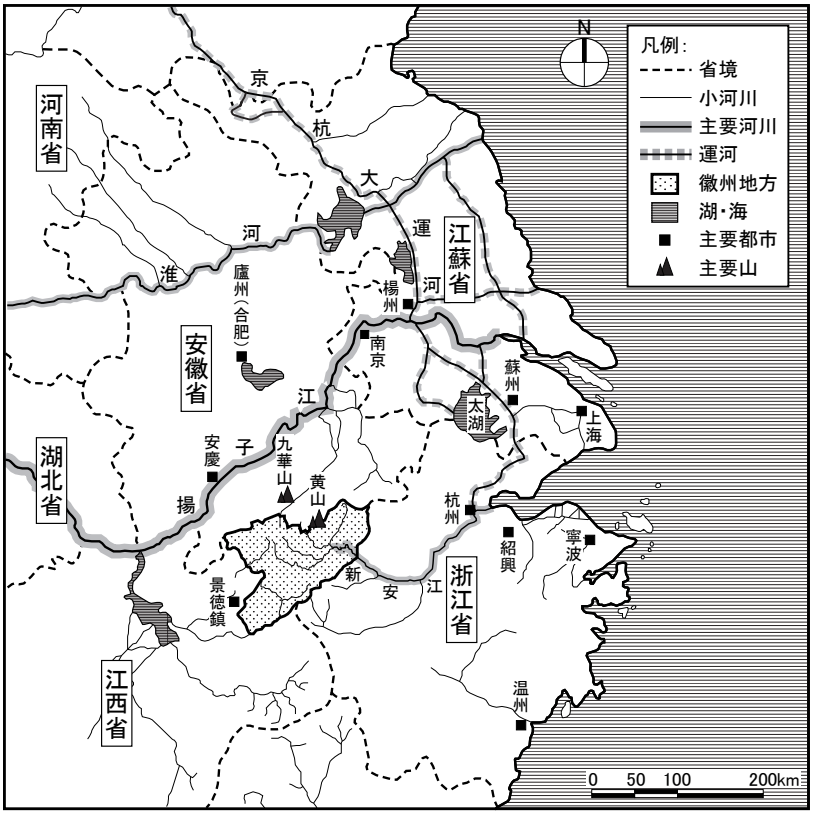

図１－９　徽州地方とその周辺図

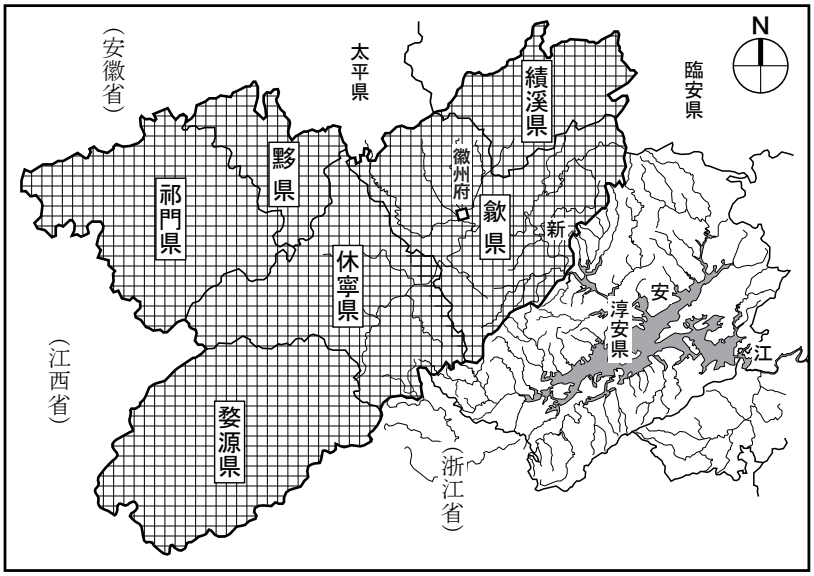

図１－１０　明清時代の徽州地方の「一府六県」図

１−３．既往研究

徽州地方の祠堂建築に関する研究は、近年日中両国において関心が寄せられ、様々な学術分野において行われている。その中でも代表的な研究は以下の通りである。

歴史学、民俗学、社会学などの分野において、鈴木博之氏[注41)]と常建華氏[注42)]が、元代から明代にかけての地方志、族譜、文集などを基にして、鈴木氏が宗族組織の構成、同族祭祀の発展、宗祠形成の諸類型を論じ、常氏が祠廟、墓祠の発展にみられる宗祠形成の契機などについて論じられた。また、井上徹氏[注43)]、松本浩一氏[注44)]、吾妻重二氏[注45)]は、宋代の先進地域であった江南地方の祠堂建築を対象とし、井上氏が国家礼制、宗法主義の立場から宗祠成立の背景を述べ、松本氏は民間信仰の立場から、自然崇拝の社から祠廟への変遷を述べ、吾妻氏が当時の文集、小説などから祭祀対象、祭祀者との関係について論じられた。

一方、建築学の分野では、全国に比較的に多くの祠堂建築の遺構が残されているため、中でも、宗祠建築の遺構を対象とした研究が行われている。先ず、1970年以降中国の清華大学、東南大学において中国古代建築史研究チームが組織され、研究成果として『中国古代建築史』と題する論文集が発表された。その内、『中国古代建築史―元、明建築』の壇廟建築篇[注46)]では宗法制度の視点から、中国の代表的な祠堂建築の事例より、祭祀形態と建築空間の変容について言及されている。次いで1989年に清華大学の建築学院において郷土建築研究組が組織された。その研究対象に山西、安徽、江西、浙江、福建省などの伝統村落が選ばれ、各地で現地調査が行われ、近年、宗祠遺構に関する調査報告書の『宗祠』[注47)]が刊行された。さらに1990年以降、東南大学建築系において徽州古建築研究チームが組織され、1993年から1999年までの6年間に5ヶ所の伝統的村落を調査し、村落中の民居、書院、宗祠などの建造物群に関する調査報告書『徽州古建築叢書』[注48)]が刊行された。

以上の研究を整理し、日本と中国の研究を比較すると、中国においては祠堂建築の遺構に関する研究が多く、それに対して日本においては祠堂建築の歴史的な問題に関する研究が比較的に多いことが分る。しかし、歴史学、民俗学、社会学などの分野では、国家体制、宗法礼制、宗族制度などの立場から論じられているものの、祠堂建築に関する形成過程と空間構成について分析・検討した大系的な論考は少ない。建築学においても、徽州地方の祠堂建築を一括して扱っており、宗祠遺構の分類とそれらの建築的差異を踏まえた体系的な研究は行われていない。

１－４．研究目的

中国建築史学において、祠堂建築は国家・朝廷により建てられた官製の建築、地方・宗族により建てられた民間の建築の二つがあり、官の建築である城隍廟、関帝廟、孔子廟などの歴史的影響力が大きく大規模な建物については研究が行われているが、民の建築については一部の著名な建物を除いて十分な調査・研究が行われていない。

本研究は華中の長江下流域の徽州地方における民の宗族により建てられた祠堂建築に焦点をあて、祠堂建築の形成過程と空間構成を明らかにすることと主題とする。

本論文では、徽州地方の膨大な量の古文書と遺構をすべて検討することは困難であるため、徽州の政治・経済・文化の中心地であり、最も数多くの祠堂建築の遺構が残されている歙県を対象地域とし、祠堂建築に対する歴史上の大きな転換期となる明代中期(正統十一年 1446-万暦十年 1582)を中心として、地縁祭祀と血縁祭祀の祠堂建築について歴史的な形成過程、建築的な空間構成の特質を明らかにすることを目的とする。

先ず、宋代から明代中期(AD.11 世紀-15 世紀前後)にかけて、歙県の祠堂建築の分類と時代区分、分布と発展などについて歴史的な形成過程、その時代の朝廷の礼制改革、宗族の組織化、徽州商人の活動、宗族村落の発展などの社会的な要因を明らかにし、中でも、地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の宗祠との発展過程を中心として解明し、明代中期以降への展望を示したい。

次に、明代中期以降(AD.15 世紀-)については、祠堂建築の中の血縁祭祀の「宗祠」が大幅に増加したことから、宗族の組織化に伴って宗族村落と宗祠建築がどのように分化・発展したかを示し、宗祠の分類を明らかにしたい。さらに、宗祠の分類による平面形式、空間機能、建築規模などの特徴について解明したい。

最後に、現在数多く残されている明・清時代(AD.15 世紀-20 世紀初期)の宗祠建築の遺構(以下:宗祠遺構)について、それら宗祠建築の全体像を把握し、平面形式、構造形式、空間構成などの建築的な特質を明らかにすることとする。

１－５．研究方法

歙県の祠堂建築の歴史的な形成過程、建築的な空間構成の特質を解明するために、平成23年から同27年にかけて歙県の祠堂建築に関する文献調査、遺構調査を合わせて実施し、前述した研究目的を踏まえて、その具体的な研究方法は次の4項目に纏めることが出来る。

⑴ 徽州地方の文献史料について、宋代に始まる『新安志』、明・清時代の『徽州府志』、『歙県志』などの地方志、ならびに同時代の代表的な族譜を分析・検討し、それらの史料により、移民と商人、宗族と村落、祠堂建築と祭祀などに関する徽州地方の宗族社会の特質を解明し、祠堂建築が建設された歴史的な背景を検討した。

⑵ 歙県の祠堂建築の歴史的な形成過程について、先ず、宋代から明代中期前半(AD.11 世紀-15世紀)における宋代淳熙二年(1175)の『新安志』、明代中期前半の弘治十五年(1502)の『徽州府志』に基づき、地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の墓祠と宗祠に属する事例について祭祀対象、建設者、建立年代などの項目を整理し、其々の定義、分類、時代区分を分析し、歴史的な形成過程を検討する。次に、明代中期(AD.15 世紀前後)における中期前半の弘治十五年(1502)、後半の嘉靖四十五年(1566)の『徽州府志』に基づき、二つの時代の事例分布図を比較することで、地域別の分布と発展を示し、朝廷の礼制改革、宗族の組織化、徽州商人の活動などからどのような影響を受けたかを検討する。さらに、代表的な宗族の事例を取り上げ、当該宗族の村落の発展に伴って、明代中期以降(AD.15 世紀-)地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠への変遷について歴史的な背景を検討した。

⑶ 明代中期以降(AD.15世紀-)の血縁祭祀の宗祠を中心として、歙県の代表的な宗族村落の族譜史料と遺構資料を取り上げて考察する。先ず、宗祠の成立背景、祭祀行事、発展過程などを解明し、次に、宗祠の建築形態に見られる平面形式、空間機能、建築規模などの特徴を纏める。最後に、明代中期以降の宗族の相続・分家、村落の拡張による宗族の階層構造が形成され、それにより宗祠の分化と発展がどのように行われたのかを示し、さらに、宗祠の分類などに対応する建築規模の差異も検討した。

⑷ 宗祠遺構の空間構成の特質について、現地の文物局に登録された 240 件の歙県の宗祠遺構を対象とし、それらの建立年代、分布状況、平面形式の残存状況を示し、残存状況の良好な 189 件の明・清時代の宗祠遺構により、種類別・時代別に寸法と面積の差異を明らかにする。また、代表的な 16 件の宗祠遺構の図面を作成し、それらの構成要素、規模と間取り、構造形式などの建築的特徴を検討した。

１−６．調査概要

本研究は、2011 年 9 月、2012 年 3 月、2013 年 8 月、2014 年 3 月、2015 年 3 月の 5 回に亘り、徽州地方の祠堂建築について、後掲(図 1-11)と(表 1-2)のように、徽州地方とその周辺地域の太平県(現在安徽省黄山市下の黄山区)、旌徳県(現在安徽省宣城市下)、惇安県(現在浙江省杭州市下)を対象として現地調査を行った。

先ず、5 回の調査に先立ち、徽州地方の祠堂建築について、先ず文献研究として各時代の地方志、宗族族譜などの古文書を収集・整理し、次に、当地文物管理局(文化財保護管理に関わる政府機関)による文化財建造物の資料に基づいて、代表的な遺構に対する現地調査を行った。

第❶回調査(2011 年 9 月 20 日～24 日)では、歙県の呈坎村、歙県と近隣する太平県の甘棠鎮を調査地域とし、呈坎村の長春大社、貞靖羅東舒先生祠(羅東舒祠)、甘棠鎮の老街の崔氏宗祠、興村の程氏宗祠、永豊郷の嶺下蘇村、蘇氏宗祠などの祠堂建築の実測調査、図面採取、写真撮影などを行い、徽州地方の伝統的建造物の概要を把握した。

第❷回調査(2012 年 3 月 26、27 日)では、第一回調査のデータの不足を補うために、呈坎村羅氏、甘棠崔氏、興村程氏、嶺下蘇村蘇氏に関わる族譜などを収集、整理した。

第❸回調査(2013 年 8 月 15 日～20 日)では、徽州周辺の宗祠遺構の実態を把握するために、歙県西と接する浙江省淳安県を調査地域とし、淳安県文物保護管理所の協力を得て、赤川口村、汪家橋村、洪家村、芹川村、鮑家村、章村、郭村などの宗族村落にある 14 件の宗祠遺構について、文献収集、実測調査、図面採取、写真撮影などを行った。さらに、歙県の三陽村と中村、旌徳県の江村について村落調査を行った。

第❹回の前期調査(2014 年 3 月 19 日～23 日)では、黄山市文物局、歙県文物事業管理局、黟県文化局などの政府機関において、「文物保護単位」に指定されている宗祠遺構の資料を収集し、徽州地方の祠堂建築に関する文書や記録を地方志、宗族族譜を基に未指定の祠堂建築を探した。さらに、それらの中から保存状態の良い建物を遺構調査に加えた。また、宗族村落の空間配置を把握するために、歙県の漁梁村、唐模村、黟県の宏村、西遞村などの伝統的な宗族村落を訪れ、写真撮影による居住者の生活行動の観察を行い、村落の空間配置の実態を記録した。

後期調査(3 月 26 日～30 日)では、徽州地方の休寧県と祁門県を調査対象に、休寧県の溪頭村、黄村、祁門県の桃源村、磻村、珠林村にある 9 件の宗祠遺構について実測調査を行った。

第❺回調査(2015 年 3 月 23 日～26 日)では、先ずは第四回調査のデータの不足を補うために、3 月 23 日、24 日黄山市文物局に再び訪れた。25 日以降は南に向い、旧徽州地方、現在江西省上饒市に

属している婺源県を目指し、婺源県文物管理局の協力を得て、婺源県の宗祠遺構について資料を収集し、婺源県の済溪村、豸峰村にある 3 件の宗祠遺構の実測調査を行った。

5 回の調査を行ったことで、徽州地方の祠堂建築について歴史、建築的な概要を把握することが出来た。本論文では、徽州地方の政治・経済・文化の中心地であった歙県の祠堂建築を取り上げ、その内容を中心に分析・検討することで、徽州地方の歙県を中心とする祠堂建築の大系的な特質の解明を目指すこととする。

表 1－2　徽州地方の祠堂建築に関する調査概要(2011-2015 年)

調査回数	調査時間	調査場所		調査内容
第❶回調査	2011 年 9 月 20 日-24 日	歙県	呈坎鎮・呈坎村	長春大社(社屋)
				貞靖羅東舒先生祠(羅東舒祠)
				燕翼堂、羅純夫宅
		太平県	甘棠鎮・老街	崔氏宗祠(三甲祠)
			甘棠鎮・興村	程氏宗祠(叙倫堂)
			甘棠鎮・嶺下蘇村	蘇氏宗祠(継序堂)、海寧学社
第❷回調査	2012 年 3 月 26、27 日	歙県	呈坎鎮・呈坎村	・第❶回調査の不足を補う ・当該の族譜資料の収集
		太平県	甘棠鎮・老街、興村、嶺下蘇村	
第❸回調査	2013 年 8 月 15 日-20 日	淳安県	淳安県文物保護管理局	・資料の収集、調査対象の確認
			汾口鎮・赤川口村	余氏家庁(象賢堂)
			汾口鎮・汪家橋村	汪氏家庁(孝友堂)
			浪川郷・洪家村	洪氏宗祠(三瑞堂)
			浪川郷・鮑家村	鮑氏宗祠(愛敬堂)
			浪川郷・芹川村	王氏宗祠(光裕堂)
			姜家鎮・郭村	張氏宗祠、汪氏宗祠
			姜家鎮・章村	章氏宗祠(忠孝堂)
			金峰郷・朱家村	朱氏宗祠(誠正堂)
			富文郷・漠川村	方氏宗祠
			文昌鎮・文昌村	何氏宗祠
			屏門郷・小陵村	汪氏宗祠(積慶堂)、童氏宗祠(敦厚堂)
			屏門郷・仏嶺後村	鄭氏宗祠(敦睦堂)
		歙県	三陽郷・三楊村、中村	・宗族村落の考察
		旌徳県	白地鎮・江村	江氏宗祠、江氏支祠(溥公祠)
第❹回調査	2014 年 3 月 19 日-23 日 (前期調査)	屯溪区	黄山市文物局	・祠堂建築に関する資料の収集
		歙県	歙県文物事業管理局	・祠堂建築に関する資料の収集
			漁梁村、唐模村、潜口村	・宗族村落の考察
		黟県	黟県文化局	・祠堂建築に関する資料の収集
			宏村、西遞村	・宗族村落の考察
	2014 年 3 月 26 日-30 日 (後期調査)	休寧県	休寧県文化局	・祠堂建築に関する資料の収集
			海陽鎮・溪頭村	王氏支祠(三槐堂)
			商山郷・黄村	黄氏支祠(進士第)
		祁門県	閃里鎮・桃源村	陳氏支祠(大経堂)、陳氏支祠(保極堂)
				陳氏宗祠(叙五祠)、陳氏支祠(持敬堂)
			閃里鎮・磻村	陳氏宗祠(敦典堂)、陳氏宗祠(嘉会堂)
			新安郷・珠林村	趙氏宗祠(餘慶堂)
第❺回調査	2015 年 3 月 23、24 日	屯溪区	黄山市文物局	・第❹回調査の不足を補う
		婺源県	江湾鎮・済溪村	游氏宗祠(孝思堂)
			中雲鎮・豸峰村	潘氏宗祠(資深堂)、潘氏支祠(成義堂)

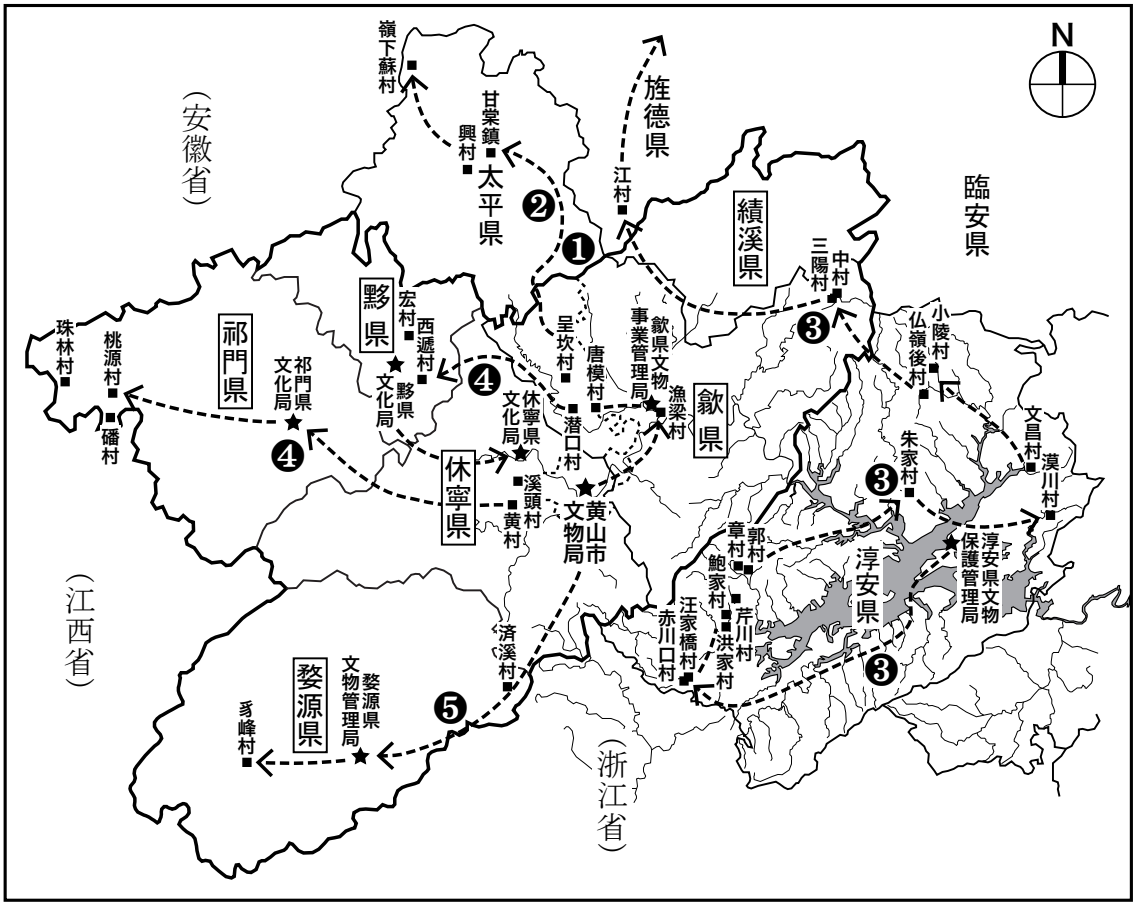

図１－１１　徽州地方の祠堂建築に対する調査路線(2011-2015 年)

１−７．論文構成

本論文は、第一章「序章」、第二章「徽州地方の祠堂建築の歴史的背景」、第三章「宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築」、第四章「明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築」、第五章「歙県の宗祠遺構の空間構成」、第六章「結論」により構成されている。

第一章「序論」では、本研究の位置付け、研究目的、研究方法などについて述べている。

第二章「徽州地方の祠堂建築の歴史的背景」では、本研究が主に依拠した徽州地方の歙県と中心とする地方志、及び族譜史料を分類・整理し、同地域の祠堂建築が建設された歴史的な社会背景について論じている。

第三章「宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築」では、祠堂建築の発展に対する歴史上の成長期である宋代から明代中期において、同時代の地方志から地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の墓祠と宗祠に属する事例に取り上げ、それらの事例の分類区分、発展過程に対する祭祀対象、建設者などがどのような関係があるか、また、地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へどのように変遷・発展したのかについて、時代別・地域別に論じている。

第四章「明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築」では、明代中期以降の宗族の組織化に伴って、宗族村落と宗祠建築の発展を展望している。そこで、黄氏、洪氏、許氏一族の族譜史料と遺構資料に基づいて、先ず、単一の宗族村落において、宗祠の成立背景、発展過程などを明らかにし、次に、宗祠の建築形態に見られる平面形式、空間機能、建築規模などの特徴を論じている。最後に、宗族の相続・分家による近隣地域に分かれた複数の宗族村落において、宗族の階層構造を解明し、それに対応する宗祠の分化と分類、さらに建築規模の差異も論じている。

第五章「歙県の宗祠遺構の空間構成」では、平成 23 年から同 27 年にかけて歙県の宗祠遺構の現地調査の成果に基づいている。現地の文物局に登録された 240 件の宗祠遺構について現状資料を収集し、それらの残存状況を解明し、残存状況の良好な 189 件の明・清時代の宗祠遺構を抽出し、種類別・時代別に寸法と面積の差異を明らかにする。また、代表的な 16 件の図面を作成し、それらの平面配置の構成要素、規模と間取り、構造的な連結について系統的な分析を行い、さらに、構造形式の特徴について論じている。

第六章「結論」では、二章から五章までを総括し、本研究の成果と意義について論じている。

注釈

注 1) 劉叙傑:中国古代建築史—原始社会、夏、商、周、秦、漢建築, 中国建築工業出版社, 2003.7
傅熹年:中国古代建築史—両晋、南北朝、隋唐、五代建築, 中国建築工業出版社, 2001.12;
郭黛姮:中国古代建築史—宋、遼、金、西夏建築, 中国建築工業出版社, 2003.9
潘谷西:中国古代建築史—元、明建築, 中国建築工業出版社, 2001.3
孫大章:中国古代建築史—清代建築, 中国建築工業出版社, 2002.11

注 2) 偃師二里頭夏・殷時代遺跡は、河南省偃師市の二里頭村で発見された新石器時代末期から青銅器時代にかけての都市と宮殿遺跡である。

注 3) 驪山秦始皇陵は、陝西省西安市北東の臨潼区の驪山北側にある秦始皇の陵墓とその周辺にある兵馬俑坑である。

注 4) 前漢皇帝十一陵は、陝西省西安市の周辺にある高祖劉邦の長陵、惠帝劉盈の安陵、文帝劉恒の覇陵、景帝劉啓の陽陵、武帝劉徹の茂陵、昭亭劉弗陵の平陵、宣帝劉詢の杜陵、元帝劉奭の渭陵、成帝劉驁の延陵などの前漢十一人の皇帝の陵墓である。

注 5) 南禅寺は、山西省忻州市五台県五台山にある仏教寺院であり、唐代建中三年(782)に建てられた大殿は中国現存最古の木造建築とされる。

注 6) 仏光寺は、山西省忻州市五台県豆村にある仏教寺院であり、うち本堂である大殿は唐代大中十一年(857)建立で、中国に現存する木造建築としては三番目に古い。

注 7) 鎮国寺は、山西省平遙古城の北東の洞村にある仏教寺院であり、うち主殿である万仏殿は、唐代末期から五代の北漢天会七年(963)に建立された。

注 8) 正定文廟は、河北省正定県にある孔子とそれ以下の儒学者を祀る文廟であり、うち五代初期(907-)に建てられた大成殿は中国現存最古の文廟建築とされる。

注 9) 敦煌莫高窟は、甘粛省敦煌市の近郊にある南北朝から元代まで(4 世紀-14 世紀)に造られた仏教遺跡であり、この中から出た「敦煌文書」でも有名である。1961 年に中華人民共和国の全国重点文物保護単位に、1987 年にユネスコの世界遺産に登録された。

注 10) 雲岡石窟は、山西省大同市の西方にある主に北魏興安二年(453)から太和十八年(494)に建てられた石窟寺院である。

注 11) 龍門石窟は、河南省洛陽市の南方、伊河の両岸にある石窟寺院であり、北魏孝文帝が山西省大同から洛陽に遷都した太和十八年(494)に始まった。仏教彫刻史上、雲岡石窟の後を受けた、龍門期(494-520)と呼ばれる時期の始まりである。

注 12) 江蘇省蘇州城内にある玄妙観は、西晋咸寧二年(276)に創建された真慶道院であったが、その後数次の改名を経て元代元貞元年(1295)に玄妙観となった。現在、南宋淳熙六年(1179)に再建された三清殿が残されている。

注 13) 寒山寺は、江蘇省蘇州市姑蘇区にある臨済宗の仏教寺院であり、南北朝の梁代天監年間(502-19)に創建されたが、現在の遺構は清末光緒三十二年(1906)に再建されたものである。

注 14) 明孝陵は、江蘇省南京市玄武区にある紫金山の南麓に位置する明代の太祖皇帝朱元璋(1328-98)と後妃の陵墓である。

注 15) 天童禅寺は、浙江省寧波市鄞州区にあり、太白山山麓に位置する禅宗の仏教寺院である。西晋永康元年(300)に創建されたが、唐代初年現在の位置に移った。

注 16) 阿育王寺は、天童禅寺とならぶ同地の禅宗の仏教寺院であり、西晋太康三年(282)に創建されたが、現在の遺構は清末康熙元年(1622)以降再建されたものである。

注 17) 張十慶:江南禅宗寺院建築,湖北教育出版社,2002.12

注 18) 顧凱:明代江南園林研究,東南大学出版社,2010.3

注 19) 陳志華 他:関麓村郷土建築,漢聲雑誌社,2002.3

注 20) 陳志華 他:楠溪江中游郷土建築,漢聲雑誌社,1992.3

注 21) 竹島卓一:営造法式の研究<一>,中央公論美術出版,1997.5

竹島卓一:営造法式の研究<二>,中央公論美術出版,1997.7

竹島卓一:営造法式の研究<三>,中央公論美術出版,1997.8

注 22) 田中淡:中国建築史の研究,弘文堂,2014.3

注 23) 関口欣也:中世禅宗様建築の研究,中央公論美術出版,2010.9

注 24) 杉野丞,他:福建省の宋代以前の仏塔について(上):中国華南地方の寺廟建築の研究(2),学術講演梗概集.F,都市計画,建築経済・住宅問題,建築歴史・意匠 1992,pp.1135-1136,1992.8

杉野丞,他:福建省の宋代以前の仏塔について(下):中国華南地方の寺廟建築の研究(3),学術講演梗概集.F,都市計画,建築経済・住宅問題,建築歴史・意匠 1992,pp.1137-1138,1992.8

杉野丞,他:広東省の木造建築について(下):明代の三間裳階付堂宇 中国華南地方の寺廟建築の研究(12),学術講演梗概集.F-2,建築歴史・意匠 1997,pp.447-448,1997.7

杉野丞,他:広東省の明・清代の三間堂について:中国華南地方の寺廟建築の研究(14),学術講演梗概集.F-2,建築歴史・意匠 1998,pp.149-150,1998.7

杉野丞,他:四川省の明代の裳階付仏殿について―甘露寺正殿・温泉寺大仏殿・同接引殿:中国西南地方の寺廟建築の研究(2),学術講演梗概集.F-2,建築歴史・意匠 2000,pp.329-330,

2000.7

杉野丞,他:四川省宜賓市の明代の一間裳階付仏殿について:中国西南地方の寺廟建築の研究(6),学術講演梗概集.F-2,建築歴史・意匠 2011,pp.441-442,2011.7

注 25) 土田充義,他:湖南省民家の漢族と少数民族の民家,中央公論美術出版,2003.3

注 26) 参考文献Ⅳ-1),緯篇,第一章,pp.197-198,「一、祠堂類別與分布」,参照。

注 27) 参考文献Ⅳ-2),pp.128-129,「古代の社と祠廟の変化」,参照。

注 28) 参考文献Ⅰ-1),巻首,図説,p.3,「嶽廟図」,参照。

注 29) 参考文献Ⅰ-2),巻首,図説,p.25,「城隍廟図」,参照。

注 30) 参考文献Ⅰ-2),巻首,図説,p.23,「関帝廟図」,参照。

注 31) 参考文献Ⅰ-3),巻之一,図象志,pp.7-8,「聖廟図」,参照。

注 32) 『家礼』は、南宋後期に儒学者の朱熹(1130-1200)により成立した礼儀作法の書であり、『朱子家礼』ともいう。通礼、冠礼、昏礼、喪礼、祭礼の五章より成る。

注 33) 参考文献Ⅲ-1),図,p.1,「家廟之図」,「祠堂之図」,参照。

注 34) 参考文献Ⅳ-1),緯篇,第三章,p.76,「経編図 3-3 山東沂南画像石墓中的木結構祠堂図」,参照。

注 35) 参考文献Ⅳ-1),緯篇,第三章,p.77,「経編図 3-4 山東嘉祥宋山Ⅰ号小祠堂図」,参照。

注 36) 参考文献Ⅳ-3),p.68,「図一 山西省大同北魏宋紹祖墓石堂正視図」,参照。

注 37) 参考文献Ⅳ-3),p.72,「図十 山東省孝堂山漢代郭氏墓石祠正視図」,参照。

注 38) 参考文献Ⅳ-3),p.70,「図五 陝西省西安北周史君墓祠石堂正視図」,参照。

注 39) 参考文献Ⅴ-1),Ⅰ儒教の研究,第四章,pp.151-152,「墓祠としての祠堂」,参照。

注 40) 参考文献Ⅳ-1),pp.375-442,「附錄一 列為全国重点文物保護単位的祠堂簡介」,参照。

注 41) 鈴木博之:明代における宗祠の形成,集刊東洋学,Vol.71,pp.19-36,1994.5

鈴木博之:徽州の村落と祠堂―明清時代の〔ブ〕源県を中心として―,集刊東洋学,Vol.77,pp.77-93,1997.5

注 42) 常建華:明代宗族祠廟祭祖先的発展―以明代地方志資料和徽州地区為中心,中国社会歴史評論,Vol.2,天津古籍出版社,2000

常建華:宋元時期徽州祠廟祭祖的形式及其変化,徽学,Vol.1,pp.38-51,2001.6;

常建華:明代宗族祠廟祭祖礼制及其演変,南開学報(哲学社会科学版),No.3,pp.60-67,2001.5;

常建華:明代墓祠祭祖述論,天津師範大学学報(社会科学版),No.4,pp.37-42,2003.8

注 43) 井上徹:中国の宗族と国家の礼制―宗法主義の視点からの分析―,研文出版,2000.2

注 44) 松本浩一:宋代を中心としてみた都市の祠廟の変遷,都市文化研究,Vol.4,pp.127-42,2004.9

注 45）吾妻重二:宋代思想の研究―儒教・道教・仏教をめぐる考察―, 関西大学出版部, 2009. 3

注 46）潘谷西:中国古代建築史―元、明建築, 中国建築工業出版社, 2001. 3, pp. 119-175,「第三章 壇廟建築」, 参照。

注 47）李秋香(主編), 陳志華(纂文):宗祠, 生活・読書・新知三聯書店, 2006. 9

注 48）東南大学建築系, 歙県文物管理所編:徽州古建築従書―瞻淇, 東南大学建出版社, 1996. 8

東南大学建築系, 婺源博物館:徽州古建築従書―豸峰, 東南大学建出版社, 1997. 8

東南大学建築系, 歙県文物管理所編:徽州古建築従書―漁梁, 東南大学建出版社, 1998. 8 ;

東南大学建築系, 歙県文物事業管理所編:徽州古建築叢書―棠樾, 東南大学建出版社, 1999. 8

東南大学建築系, 婺源博物館:徽州古建築叢書―暁起, 東南大学建出版社, 2001. 3

注 49）参考文献Ⅴ-2), 序章, 第一節, p. 4,「四世紀の永嘉の亂の時…そのほかの四県は山がちの地にあり、兵亂等に際して歙・休寧の二県から移住したものがほとんどである」を参照。

注 50）参考文献Ⅴ-3), ①―中国の商業と商人集団, pp. 7-18, 参照。

注 51）参考文献Ⅴ-2), 序章, 第二節, pp. 19-25,「(1)徽州文書」, 参照。

第二章

徽州地方の祠堂建築の歴史的背景

第二章　徽州地方の祠堂建築の歴史的背景

はじめに

徽州地方における祠堂建築に関する研究は、中国側と日本側においてほぼ同時代に行われるようになった。中国側では、1990 年以降、祠堂建築の遺構に注目した学術的な調査が行われるようになり、中でも、中国の東南大学建築系は『徽州古建築叢書』において徽州地方の伝統村落を中心とし、祠堂建築を含む伝統的な建造物群に関する調査報告を発表した。これに対し、日本側では、文献研究として祠堂制度、宗法主義、宗族組織などの領域で論ずる傾向が強く、中でも、鈴木博之氏は徽州地方の宗祠を中心に研究を進められた。唯、これらの研究は、歴史学、民俗学、社会学、建築学などの各分野での個別的な研究が中心となり、論議の前提が必ずしも共有されていない。

本章では、歙県の祠堂建築に関する時代区分、形成発展、宗族社会などについて論じる論拠として、本研究が主に依拠した「徽州文書」の中の地方志、及び族譜史料を分類・整理し、徽州地方の中心地とする歙県における、祠堂建築の歴史的な背景と経緯について検討することとし、以下の三節に沿って論ずることにする。

第一節「徽州地方の地方志について」では、宋代から明・清時代にかけて、徽州地方の歙県を中心とする地域の地方志を取り上げ、それらの編纂の経緯と意義を示し、中でも祠堂建築に関する記述はどの程度あるのか、祠廟、墓祠、宗祠に属する事例は地方志において、どのような分野と内容により区分されているかを検討する。

第二節「徽州地方の族譜について」では、徽州地方の族譜の編纂とその研究の位置付けを行うことにする。歙県に関係する明・清時代の族譜を取り上げ、その編纂組織の規模と内容によって分類されるが、明代中期以降、何故に族譜の編纂や宗祠の建設が積極的に行われたかを解明する。また、歙県を中心とする代表的な族譜を取り上げ、祠堂建築に関する記載について検討する。

第三節「徽州地方の宗族社会について」では、徽州地方の人々が、どのような時代にどのような理由でこの地に移住したか、どのような原因で商業に従事したかを検討する。次いで、歴代の人口と戸数の比定から、宗族の分家、村落の発展とどのような関係にあったかを検討する。さらに、祠堂建築と祭祀については、地縁祭祀は徽州地方に最も多い姓である汪氏、程氏、方氏の事例を取り上げ、彼等の祖先の伝説と事跡、移動と移住状況、及びどのような契機で地縁祭祀の対象となったかを解明する。血縁祭祀はどのような祭祀と礼制が取られてきたか、そして、それらがどのように変化したかを検討する。

２−１．徽州地方の地方志について

２−１−１．地方志の編纂と年代

中国の地方志は、漢代或はそれ以前に遡ると言われ、その編纂作業が現在まで続けられている。これらの地方志はある地方の歴史と編纂年代までの現状を記した書物であり、概ね官衙が企画して編纂し、その編者はその地の官僚が担当することが多いが、実際に資料を収集し、材料を提供するのは、その地に住む知識人である。従って、地方志にはある個人の思想が直接投影されることはなく、その構成や叙述も、次第に一定の規格に準拠するようになり、当時の最大公約数的な史実として読み解くことができ、当該地方の祠堂建築の歴史的な実態を解明する研究には貴重な史料となる。

徽州地方の地方志は、宋代から始まり、それ以前の歴史については国史、風土紀、地理志などを基に、その概要が記されている。明代後期になると編纂が盛んになり、徽州府下の六県の地方志も刊行されている。徽州地方の全体を対象とする地方志は、行政機関として宋代の「新安郡」、明･清時代の「徽州府」における、宋代淳熙二年(1175)の『新安志』[I-4)]、明代弘治十五年(1502)、嘉靖四十五年(1566)、清代康熙三十八年(1679)、道光七年(1827)の『徽州府志』[I-5)]である。歙県についての地方志は、明代万暦三十七年(1609)の『歙志』[I-6)]、清代乾隆三十六年(1771)、道光八年(1828)、ならびに中華民国二十六年(1938)の『歙県志』[I-7)]などがある。そこで、本稿で扱う地方志は宋代から明・清時代のものを中心とし、これらに取り上げられた祠堂建築の分野と内容を分析し、祠堂建築の分類と信仰形態、分布状況と発展過程について検討する。

２−１−２．祠堂建築に関する巻数と分野

徽州地方の地方志は、概ね紀伝体で編纂されている。宋代の『新安志』は、行政区画として州郡、歙県、休寧県、祁門県、婺源県、績溪、黟県の六県に対応し、地域別に巻を分け、中でも沿革、地理、風俗、戸役など様々な分野が掲載されている。しかし、明代以降の府志や県志を見ると、いずれも分野別に巻を分け、各分野の巻には地域別の事例が列挙されている。

そこで、徽州地方の地方志の中から宋代の『新安志』(一册)、明清時代の『徽州府志』(四冊略称:『弘治府志』『嘉靖府志』『康熙府志』『道光府志』)、『歙志』(一冊略称:『万暦県志』)、『歙県志』(二冊略称:『乾隆県志』『道光県志』)についてみると、編纂年代によって祠堂建築の取り上げ方に差異があるものの、後掲(表 2-1)のように、明代以降の府志と県志ではその体裁と分野が定まり、「祠廟」が祀典篇(壇廟篇、秩祀篇)、「墓祠」が丘墓篇と寺観篇、「宗祠」が宮室篇に掲載されていることが分る。なお、本稿の対象地域とした歙県は、宋代から領内に徽州首府(宋代:新安郡、明･清時代:徽州府)が設置されたため、地方志から事例を取り上げる際には、徽州府と歙県の管轄範囲の両方を扱った。

なお、祠廟、墓祠、宗祠に関する事例の記載は、宋代の『新安志』には事例の所在地、祭祀対象の由来、伝説・事跡など比較的詳細な情報を記しているが、取り上げられている事例の数は多くない。それに対して明・清時代の『徽州府志』、『歙県志』には、かなり綱羅的に事例が記載されており、前志の資料を反映しながら、新たなにできた事例も添加されている。

表２－１ 地方志に祠堂建築に関する巻数と分野

	新安志				徽州府志				歙志・歙県志				祠堂建築の種別
編纂年代	（一一七五）宋代淳熙二年				（一五〇二）明代弘治十五年	（一五六六）明代嘉靖四十五年	（一六九九）清代康熙三十八年	（一八二七）清代道光七年	（一六〇九）明代万暦三十七年	（一七七一）清代乾隆三十六年	（一八二八）清代道光八年	（一九三八）中華民国二十六年	
略称					弘治府志	嘉靖府志	康熙府志	道光府志	万暦県志	乾隆県志	道光県志	民国県志	
巻数＊分野(篇)	第一巻＊州郡＊祠廟	第三巻＊歙県＊祠廟	第四巻＊休寧＊祠廟	第五巻＊婺源＊祠廟	巻之五＊**祀典**＊祠廟	第十巻＊**祀典**＊祠廟	第八巻＊営建志下	巻三 ＊**壇廟** ＊営建志上	考巻二＊志三＊建置	第二巻＊建置志	巻二 ＊**秩祀(祀典)** ＊営建志	巻二 ＊**秩祀(祀典)** ＊営建志	**祠廟**
					（壇・祠廟）	（壇・祠廟）			＊**祀典**	＊**秩祀(祀典)**			
				＊駹県＊祠廟									
				＊績溪＊祠廟									
				＊婺源＊祠廟									
			＊祁門＊祠廟										
			＊休寧＊祠廟										
		＊歙県＊祠廟											
					巻之二＊地理二	第二十一巻＊**丘墓**	第十七巻＊雑志上	巻二 ＊興地志下	考巻六＊志七	第十九巻＊雑志上	巻一 ＊興地志	巻一 ＊興地志	**墓祠**
					＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	＊**丘墓**	
		＊丘墓											
					巻之十	第二十二巻＊**寺観**	第十八巻＊雑志下	巻四 ＊営建志下	考巻六＊志七	第十九巻＊雑志上	巻二 ＊営建志	巻二 ＊営建志	
				＊道観 僧寺	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	＊**寺観**	
		＊道観 僧寺	＊道観 僧寺	＊道観 僧寺									
					巻之十＊**宮室**	第二十一巻 ＊**宮室**							**宗祠**

２－１－３．祠堂建築に関する分野と内容

ここでは、明代の『弘治府志』、『嘉靖府志』(表 2-1)を対象とし、祠廟、墓祠、宗祠に属する事例取り上げ、祠堂建築の分類と内容を検討してみよう。

⑴ 祀典篇(壇廟篇、秩祀篇)には、壇と祠廟が両方掲載されている。「壇」は各府県の社稷壇、風雲雷雨山川壇、先農壇などから、各里の里社壇に至るまで、建築的に見ると、露天の祭祀場であり、

壁のない場所に位牌などを置いて祀るのが原則である。

それに対して、「祠廟」は建造物であり、その中には祭祀の対象となる尊像を置くものが一般的である。祠廟については、祭祀礼制により官製祭祀と地縁祭祀の二つに分けられている。官製祭祀の祠廟は、東岳廟、城隍廟、旗纛廟のような国家祀典の体系の中に位置づけられ、全国一律に設置基準が決められていため、実態はともかく、理念としては地域差がない。その祭祀は地方官衙が祭官となり、神々への奉仕が行われ、その建設、修繕の経費も官衙から支出された。これに対し、地縁祭祀の祠廟は、地域に限って祭祀が行われ、その維持が一般信者の支援に頼っていたが、地方官衙が春・秋祭りに参加し、修繕、祭祀の費用を支給することもあった。本論文が研究対象とするのは、祀典篇に記載された歙県を中心とする地縁祭祀の祠廟である。

その他、孔子とそれ以下の儒学者を祭る文廟(別称:孔子廟、先聖廟など)は、元から官製祭祀の祠廟として祀典篇に収録されていたが、明代嘉靖年間以降の徽州府志や歙県志では文廟、先聖廟などはすべて学校篇へ転記され、建物も各府県の儒学校の敷地内に建てられるようになった。また、文廟は規定によって尊像を置かず、位牌のみとなった点でも壇に近付き、本稿で扱う地縁祭祀の祠廟とは、趣を異にするため、考察対象から外した。

⑵　丘墓篇には、地域に影響を与えた人物の墓について記載され、その中には墓祠に関する記述がある。『弘治府志』巻之二＊丘墓篇にある「越国汪公墓」の記事には、「元至正十年 総管甘徳勝新作墓廟(墓祠) 云々」、また、『嘉靖府志』第二十一巻＊丘墓篇にある「明陳太守祖母郭夫人墓」の記事にも「郡太守陳彦 回葬祖母于此 墓傍有祠(墓祠) 云々」のように墓祠の存在が認められる。

⑶　寺観篇には、仏教の寺院、道教の観廟のことが記され、ここでは、祖先の墓を看守させるため、墓側に建てられたために墳寺や墳庵と呼ばれ、或は既存の寺院、観廟に祖先の墓と墓祠を営むものである。『弘治府志』巻之十＊寺観篇にある「南極観」の記事には「宋登仕郎棠樾鮑景山 請額(扁額)創建以塋(墓所) 膳田百畝入観焚修 営生墓於側 卒葬焉 云々」、「崇福寺」の記事にも「宋察判汪時中建 母金氏夫人祠墓(墓祠と墓)在焉 云々」とあり、墓祭に関する記載がある。

⑷　宮室篇には、古漢語の住宅建築を指す宮室[注1)]という語が用いられ、『嘉靖府志』第二十一巻＊宮室篇の端書きに「宗祠以奉嘗祖禰 群其族人 云々」とあり、中でも宗祠は祖先祭祀、宗族統合のための建物として、宗教建築の寺観、官属建築の公署などと区別され、宅、亭、楼、斎などの民間建築として列挙されている。しかし、宮室篇は明代中期以後の府志や県志には載せられておらず、『康熙府志』第八巻＊営建志下＊宮室篇の端書きによると、「子孫建以祀先世者概従略」とあり、明代中期以後には宗祠のような祖先祭祀の施設が大幅に増えたことから、地方志への記載が省略されるようになったとみられる。

２−２．徽州地方の族譜について

２−２−１．族譜史料の編纂について

徽州地方の祠堂建築の研究を行う上で注目すべきもう一つの史料として、宗族の「族譜」がある。ここで族譜というのは古来「譜牒」と称されたものであり、地方志と同様に一定期間を経ると宗族組織により、新たに編纂し直されたものである。そのため、従来、歴史的な史料として重視されてなかった。その原因は、族譜が宗族における私的なものであり、官製書物の地方志より一族を飾る記述が多く、真実を伝えてないと考えられていたためである。しかし、近年歴史史料としての価値が見直され、1998 年に「中国譜牒学会」が設立され、書目文献出版社から『譜牒学研究』が刊行されている[注 2)]。

徽州地方では、戦乱などによって人々の移住が盛んになっていた。宋代には儒学の宗法思想が一般民衆に浸透していたことから、徽州へ移住した人々は新たな地で生活し、同一姓及び共同姓の確認、自らが名門の家系であることを顕示するための血縁関係の強化、宗族の結合を図った。その後、明代に入ると、朝廷が社会の秩序を回復維持し、且つ人々を掌握するために、宗族の組織化と郷約化(道徳的訓育)を進め、次いで明代嘉靖十五年(1536)の礼制改革[注 3)]により、地域社会での宗族制度を容認する運動が徽州地方に定着すると、徽州地方の宗族の組織化が広く進められた。同時に、徽州商人は全国にその力を伸ばし、それに伴い歴史的、社会的な流動化の中で、商業活動における資金調達、人材確保、情報収集などを目的とし、血縁や地縁など様々な人間関係を拡大強化した。その人間関係の最も基本にあったのが、家族および宗族関係である。そして、この時の動きは、族産(共有資産)の設置、宗祠の建設、族譜の編纂などの手段によって、宗族を広く組織化し、各支派の統合が行われた。

徽州地方の族譜は、今なお数多く残され、中には当該一族の祠堂建築の記録があり、その内容は、祠堂建築の建立年代、建設背景、祭祀対象を含み、さらに祭祀行事、修理方式、建築規制などを具体的に示したものもある。一方、明代中期以後の地方志においては、宗祠に関する記載が省略されていたが、族譜にある宗祠の記述がそれを補完する史料として歴史的価値が認められている。

そこで、本稿では地方志に記載されている事例を基礎とし、それ以外にも、代表的な族譜に取り上げられた事例も加え、歙県の祠堂建築の歴史的な全体像を検討してみたい。

２−２−２．徽州地方の族譜史料の分類

徽州地方に現存する族譜は、宗譜、通譜、統宗譜、世譜、族譜、家譜、支譜、家記など多くの種類の名称が用いられている。そこで、歙県関係の明・清時代の族譜[注 4)]を取り上げ、後掲(表 2-2)の

ように、⑴普通の宗譜類、⑵会通の結果つくられた通譜類、⑶別冊附録類の 3 種に分けられる[注 5)]。

⑴「普通の宗譜類」は、祖地から歙県に移った一派が作成したものである。即ち始祖から最初に歙県に移った者までの一統の系譜を纏めた譜と、歙県に移った始遷祖から枝を分けていく構成員全員が記されているものを指し、「支譜」、「家譜」、「族譜」などの名称が用いられている。中でも、明代中期以降編纂された「支譜」、「族譜」にあたるものが圧倒的に多かったと見られる。

⑵「会通の結果つくられた通譜類」は、「通譜」、「会通譜」、「総譜」、「統宗譜」、「統会宗譜」などの名称が用いられるが、二種類に大別できる。その第一は、祖地から歙県に移り、拡大し分散した同族集団、若しくは近隣地域の各支派共同に編纂した族譜である。これらは「通譜」、「会通譜」、「合譜」などと称されることが多い。中でも、明代景泰二年(1451)の『新安程氏諸譜会通』が最も古く、その他、比較的早い時期に編纂されたものとしては、弘治四年(1491)原刊、弘治十四年(1501)増刊の『新安黄氏会通譜』、弘治十四年(1501)の『新安太原王氏会通世譜』、正徳四年(1509)の『新安畢氏会通族譜』などがある。第二は、一つの宗族について始祖から始まり、枝分かれした支派と構成員の総勢を記した族譜であり、「宗譜」、「総譜」、「統宗譜」、「世譜」、「統会宗譜」などと称されることが多い。中でも、最古のものは明代成化十八年(1482)に儒学者の程敏政が撰修した『新安程氏統宗世譜』であり、次いで成化年間(1465-87)の『新安呉氏統宗世譜』、弘治十三年(1500)の『新安厳鎮汪氏重修本宗譜』などがある。

⑶「別冊附録類」は、前述した二類の族譜に付記されている文献や文集類であり、最も古いものは明代弘治年間(1488-1505)に刊行された『新安呉氏傳桂集附続』である。中でも「祠譜」、「祠墓志」という宗族の祖墓や祠堂建築が記載されるものには、明代崇貞三年(1630)の『江氏祠譜』、清代乾隆三年(1739)の『新安黄氏黄墩墓祠祭田記』などがある。

その他、徽州地方の各宗族について始祖、始遷祖、支派祖、移住時期、定住地などを総合的に記録した「大族志」、「名族志」なども編纂され、今なお原本 4 冊が残されている。それらは、元代延祐三年(1316)の『新安大族志』、明代嘉靖二十八年(1549)の『実録新安世家』、嘉靖三十年(1551)の『新安名族志』、天啓五年(1625)の『休寧名族志』である。

以上のように、これらの族譜の編纂は、主に明代中期以降のことで、明代中期以降の徽州地方の宗族の組織化と軌を一にする傾向があり、前述のように一族の統合や団結を図るための一つの手段であったことが分かる。

２−２−３．祠堂建築に関する記載

ここでは、本論文第三章と第四章において主要な参考資料とした『新安名族志』[Ⅱ-1)]、『潭渡黄氏族譜』[Ⅱ-4)]『許氏許村東支譜』[Ⅱ-6)]を取り上げ、祠堂建築に関する記載について検討してみたい。

⑴　『新安名族志』は、明代嘉靖三十年(1551)に元代の『新安大族志』(1316)を訂正補足して編纂されたものである。現存する版本は十二種と云われ、全て上巻と下巻、または前集と後集に分かれており、その篇幅に大きな違いは無い。ここで取り上げるのは黄山書社によって出版された影印本であり、上巻には程、鮑、方、柯、兪などの二十一姓、下巻には陳、李、呉、葉、孔、鄭、朱などの六十三姓、計八十四姓が記録されている。中には、各姓の大系的な系譜、来歴、村落、分布状況の紹介の他、各村落の祠堂建築、さらに宗祠建築まで言及しているものもある。後巻＊江氏篇[注6)]に載せる江氏の定住地となる歙県・峻街の記事には、「彦傑幼孤力学 得叔祖父英公之傳 立孝思祠以祀先人」、「尋升本府通判累升本府知府…旧民懐思請祠立祀 並祀郡之郷賢祠 云々」とあり、即ち峻街江氏は、江彦傑が先祖を祀るために孝思祠を建て、江尋が徽州の官に任じられ、徽州の民が願ったため、他の地方名士と並べて郷賢祠(祠廟)で祀るとする記載があり、当該宗族に関する祠堂建築についても記載がある。

⑵　『潭渡黄氏族譜』は、「支譜」にあたる族譜であり、明代隆慶年間(1567-72)に編纂され、清代雍正九年(1731)に校補され、歙県・潭渡村の黄氏宗族の系譜を描いたものである。首巻には序文、凡例、巻一には「新安各派遷支指掌図」、巻二には江夏黄氏(今河南省潢川県)が新安(徽州地方)へ移住した各祖先の系譜、「潭渡村全図」、「潭渡世系古図(家系図)」など、巻三には潭渡村の黄氏子孫の分枝と生没、巻四には「家訓」、巻五には「祖墓」、巻六には「祠祀」、巻七には「家伝」、巻八には「閨範(女性の嗜み)」、巻九と巻十には「文献録」が収録されている。その内、巻六＊祠祀には潭渡黄氏に属する祠堂建築の記事が詳細に記載されており、それによって祠堂建築の建立年代、祭祀方式、修繕行事、建築規模などが分る。その他、祠堂建築の古図が掲載されており、これらの古図から祠堂建築の建築形態も考察することができる。

⑶　『許氏許村東支譜』は、清代嘉慶六年(1801)に編纂され、歙県・許村の許氏宗族の東支系譜を描いたものである。その冒頭には、元旦から清明、端午、中秋、除夕など、農業神、社神、喜神、祖先に対する詳細な宗族の祭祀日程が記載されている。その内、祠堂建築において祖先を祭祀するのは、清明(四月五日)、端午(五月五日)、盂蘭盆会(七月十五日)、中秋(八月十五日)などである。その他、許氏の家系図における各世代の紹介には、祠堂建築に関する記述があり、例えば、二世祖・許知稠の記事に「…一本堂 為閤族統宗祠也」、二十三世祖・許文憲の記事に「…造有四義支祠於邦伯門隔壁 取曰昭徳堂」、二十五世祖・許文才の記事に「…今公墓後造有支祠 取曰逸庵公祠」などがある。即ち、一本堂は宗族統合ための統宗祠であり、邦伯門支祠の隣に四義支祠の昭徳堂を造り、二十五世祖の墓所の後に支祠の逸庵公祠を造るなど、許氏宗族の東支に関係する分派と祠堂建築に関する記載がある。

表２−２ 歙県を中心とする徽州地方の代表的な族譜

類型		明代刊行(1368-1644)	清代刊行(1644-1912)
(1)普通の宗譜類	支譜、族譜、家譜、家乘など	『新安汪氏族譜』(1624)… 『霊山院汪氏十六族譜』(1594) 『西沙溪汪氏譜』(1594) 『古歙武担姚氏重修族譜』(1573-1620) 『歙托山程氏族譜』(1573) **『潭渡黄氏族譜』**(1567-72) 『羅祁程氏源流譜』(1522-66) 『率東程氏重修家譜』(1522-66) 『新安巌鎮呉氏族譜』(1546) 『新安牌鎮程氏家譜』(1530) 『新安畢氏族譜』(1509) 『新安歙環山方氏重修流芳譜』(1487) 『歙県澄塘呉氏家譜』(1487) 『新安程氏家譜』(1465-87) 『新安張氏続修族譜』(1476) 『新安朱氏族譜』(1465)	『新州葉氏家譜』(1907)… 『歙県潜川汪氏家乗』(1875-1908) 『新安世忠程氏原錄瓊公支譜』(清) 『大阜潘氏支譜』(1869)(1908) 『昌溪太湖支呉氏族譜』(1899) 『蘭陵黄墩蕭江氏家乗』(1850) 『桂溪項氏族譜』(1811) 『棠樾鮑氏宣忠堂支譜』(1805) **『許氏許村東支譜』**(1801) 『歙県結林蕭江氏支譜』(1752) 『大程村程氏支譜』(1740) 『歙北皇呈徐氏族譜』(1740)(1745) 『歙西朱方徐氏族譜』(1739) 『歙西傅溪徐氏族譜』(1737) 『古歙杲溪劉氏家譜』(1711) 『方氏族譜』(1701)、『方氏家譜』(清) 『潜川惇本祠遡源家譜』(1699) 『祐源程氏重続家譜』(1691)
(2)会通の結果つくられた通譜類	通譜、会通譜、合譜など	『富饒呉氏会通譜』(1512)(1537) **『新安畢氏会通族譜』**(1509) **『新安太原王氏会通世譜』**(1501) **『新安黄氏会通譜』**(1491)(1501) **『新安程氏諸譜会通』**(1451)	『新安王氏通譜』(1894) 『新安汪氏宗祠通譜』(1840) 『歙北江村済陽江氏合譜』(1767)
	宗譜、世譜、総譜、統宗譜、統会宗譜など	『歙県富澤王氏宗譜』(1572-73) 『新安蕭江大統宗譜』(明)… 『新安王氏統宗世譜』(1607) 『新安歙北徐村徐氏宗譜』(1601) 『歙西壜田程氏本宗譜』(1566) 『新安程氏宗譜』『程氏統宗世譜』(1522-66) 『歙西竦塘黄氏統宗譜』(1562) 『新安瑯琊王氏統宗世譜』(1560) 『江氏統会宗譜』(1544)、『徽城朱氏世譜』(1555) 『新安巌鎮呉氏続修宗譜』(1546) 『新安兪氏統宗譜』(1544) 『新安張氏統宗世譜』(1530-35) 『新安王氏統宗世譜』(1515) **『新安巌鎮汪氏重修本宗譜』**(1500) **『新安呉氏統宗世譜』**(1465-87) **『新安程氏統宗世譜』**(1482)	『歙北高陽許氏統宗世譜』(清)… 『昌溪庠里呉氏宗譜』(1900) 『歙県潜川中市汪氏宗譜』(1899) 『石潭呉氏叙倫祠宗譜』(1894) 『歙新館鮑氏著存堂宗譜』(1875) 『程氏宗譜』(1868)、『新安程氏世譜』(1892) 『虬川黄氏重修宗譜』(1830) 『新安瑯琊王氏四房思茂公統宗譜』(1804) 『汪氏通宗世譜』(1736-95) 『古歙昉溪許氏世譜』(1785) 『歙県敬興劉氏世譜』(1782) 『棠樾鮑氏三族宗譜』(1760) 『歙西王充東源洪氏宗譜』(1756) 『歙淳方氏柳山真応廟会宗統譜』(1753) 『新安歙西溪南呉氏統宗譜』(1747) 『歙西拓源方氏宗譜』(1745) 『江氏統会宗譜』(1691)、『新安徐氏宗譜』(1740) 『古睦清溪紫峰項氏宗譜』(1679)
(3)別冊附録類	文集、文録、纂、図、書など	図譜』(明)… 『漢歙丹陽河南方氏慶統宗譜― 『汪氏族原』(明) 『臨溪呉氏墓譜』(明) **『許氏蔭祠歴世祖考妣譜』**(明) **『江氏祠譜』**(1630) 『古歙謝氏統宗誌』(1604) 附程氏宗譜会訂』(1590) 『歙西岩鎮百忍程氏本宗信譜― 『歙県呉氏紀源録』(1587) 『新安程氏統宗遷徙注脚纂』(1563) 『唐模上汪汪氏流芳集』(1559) 『汪氏世紀』(1551) **『新安呉氏傳桂集附続』**(1488-1505)	『槐塘程氏世系源流錄』(清)… **『新安程氏統宗世譜墓図』**(清) 『唐氏続家事筆記』(1906) 『新安程氏世譜徴文録』(1892) 『唐氏本支千世』(1891) **『越國汪公祠墓志續刊』**(1884) **『越国汪公祠墓志』**(1852) 『汪氏世系歌詳注』(1831) 『蘭陵蕭氏二書』(1736-95) 『新安黄氏正宗譜事略』(1736-95) **『桂溪項氏祠譜附墓図』**(1761) **『新安徐氏統宗祠録』**(1758) 『新安歙西溪南呉氏統宗志』(1747) 『歙県呉氏永墓集』(1745) **『新安黄氏黄墩墓祠祭田記』**(1739) 『新安呉氏考系』(1696) 『新安程氏統宗補正図纂』(1685) 『新安郡北門程氏溯源録』(1684)

２−３．徽州地方の宗族社会について

２−３−１.移民と商人

往古、徽州に土着していたのは越または百越と称される人々であり、前述したように、秦代に入ると中原の王朝により統治され、その行政区域に組み込まれた。その後、漢代から唐・宋・元時代にかけて中原から移民が移り住み、土着民と融合することでこの地の住民となった。

先ず、『新安名族志』[Ⅱ-1)]によると各姓が徽州に移ってきた理由は、以下のように分類することができる。後掲(表 2-3)のように、第一は、戦乱に対処するため、或は戦乱を避けて徽州に移住したというものであり、第二は、徽州地方の官や軍人となって派遣され、徽州の地に没し、その子孫が徽州に居住するようになったというものであり、第三は、他の理由で徽州に赴き、徽州の地が山川秀麗なため、ここに家を構えることになったとするものである。それらの移民は、明代に半数以上が歙､休寧の二県に居住し､その他の四県はこの二県から移住したものがほとんどである｡つまり、徽州各姓の流動性が高く、宗族の分家による移住が重なり、明代以前に主に徽州内部とその周辺地域への移住が多く、明代以降が地域や省を超えた移住が行われた。

次に､『嘉靖府志』第一巻＊廂隅郷都(人口)により、同時代の戸数と人口の統計を加え、時代による変化を眺めてみたい。後掲(表 2-3)を見ると、徽州への移住の第一波は晋代であり、新安太守の官職について赴任したり、晋元帝などに従って徽州に到来したことで、ここに住むことになったという記録が多く、また「永嘉之乱」(307-12)の際、兪、余姓の一族が徽州に移住し、最も早期の戸数は西晋太康初(280-)には五千戸であったとされる。第二波は、唐代の歙州刺史などに任官し､「安史之乱」(755-63)から末期の叛乱戦争(874-84)の時期に、呉、洪、陸、鄭など大量の一族が移住すると、唐代の貞観から天宝年間(627-756)までに戸数が 6.3 倍、人口が 10 倍に増加したことが分る。第三波は、宋代に大量の移住がみられるが、北宋と南宋時代の転換期(1126-27)を迎え、同時代に徽州から他の地域に移り住むことになったとする記述が多くなる。それに対応して、北宋の天禧年間から南宋の嘉定と端平年間(1017-1236)までには戸数が 127203 戸から 101278 戸に減っている。

その他、注目すべきは、元代に約 91 万と記録された人口が明代洪武二十四年(1391)に約 58 万まで急激に減少したことである。これは､『嘉靖府志』第八巻＊食貨志に「田少而直昂又生鹽日益 盧舎墳墓不毛之地日多 山峭水激濱河被衝 塩者多廃為沙磧不復成田 故中家而下皆無田可業 徽人多商賈蓋其勢然也」という記述があり、徽州地方では、地形の関係から耕作可能の土地は少なく値段も高く、土地が塩化し易く、水流も激しく、農業に向かないため、人々は農業ではなく商業に向かったものが多い。そして、元代以降の耕地が飽和点に達し、多くの人々が客商として外地に赴き、

次第に新たな土地に定住し、或は籍を移したものもあったと考えられる。さらに、徽州商人は新安江と揚子江ならびに京杭大運河などの水路を利用し、商業を各地に発展させたとみられている。また、明代後半には徽州地方の人々は農業への依存度が少なくなり、明代嘉靖年間から清代乾隆年間までに人口の 5 割から 9 割が商業で生計を立てるようになったと指摘されており[注 7),注 8)]、明代嘉靖四十一年(1562)には戸数が約 11 万となり、戸数と人口の増加が認められる。

表 2－3　徽州地方における各姓の移住時期と同期の戸数

時代	漢	晋	南北朝	隋	唐		五代	北宋	南宋	元	明			
移住各姓	**方**・汪・呉	詹・胡 **俞・余**・程・黄・鮑・葉	**巴**・任・閔・葉・孫	**佘**・謝	孫・曹・王・徐・邵・凌 張・顧・查・馮・仰・呂 (呉)・葉)・(鄭)・(方) **胡**・呉・洪・陸・鄭・胡 **李・梅・劉・曹・呂・畢** **金・趙・施・葉・張・戴** **許・羅・康・王・潘・呉** **周・姚・陳・朱・江・舒**	(蒋)・(斉)・(范)・(祝) (姚)・(余)・(夏)・(廖)	游・朱・葉・(江)・(項) **呉・周・戴**・何・李・謝	**余**・蘇・黄・饒・臧・戴 盧・胡・(胡)・(滕)・(馬)	阮・江・杜・葛・柯・宋 趙・孔・王・楊・邵・李 余・(唐)・(方)・(欧陽) (韓)・(游)・(章)・(荘) (葉)・(殷)	**桂**・田・仇・蕭・劉・李 (馬)	不詳		
年代	—	二八〇― **太康初**	—	五九一 **開皇十一年**	六二七―六四九 **貞観年間** 七四二―七五六 **天宝年間**		—	一〇一七―一〇二一 **天禧年間**	一二〇八―一二三六 **嘉定～端平年間**	一三三五―一三七〇 **至元～至正年間**	一三九一 **洪武二十四年**	一四九二 **弘治五年**	一五六二 **嘉靖四十一年**
戸数	—	5000	—	6154	6021	38320	—	127203	101278	178875	131662	96189	114197
人口	—	—	—	—	26617	269109	—	192292	—	910698	581082	557355	566397

各姓の移住について

ゴシック体で示す姓は、戦乱に対処するため、あるいは戦乱を避けて徽州に移住したというもの

明朝体　で示す姓は、徽州地方の官となって派遣され、徽州の地に没し、後に子孫が徽州に居住するようになったというもの

（明朝体）で示す姓は、他の理由で徽州に赴き、徽州の地が山川秀麗なため、ここに家を構えることになったとするもの

2－3－2. 宗族と村落

(1)　宗法と宗族

「宗」とは、始祖に始まり未だ存在していない子孫へと続く父系の血統を意味し、周代における「宗法」とは父系親族統制の原理を言い、身分等級については、上から天子・諸侯・大夫・士・庶民などとされた。身分相続では、嫡子が父の身分を継ぐのに対し、庶子はすべて臣下に下り、嫡子と分かれて一家を創設するが、分家した庶子は後世子孫の祖として祀られた。そして、嫡系の子孫が「大宗」、庶系の子孫が「小宗」と呼ばれ、大宗・小宗は、本家・分家の関係にあたる[注 9)]。漢代以降、宗法は礼制のみでなく、官制、法律などを整備する上で重大な役割を果たした。宋代に入ると、当時の社会・政治に関する『周礼』、『儀礼』、『礼記』[注 10)]などの宗法典籍も新たな注釈が作られた。中でも、『家礼』[9)]は家族の儀礼・作法を示したものであり、これを編纂した朱熹(南宋 1130-1200)

は、徽州婺源県の出身であり、儒学の中興と呼ばれ、朱子学の創始者となった。

後掲(図 2-1)の『家礼新図』Ⅲ-2)に掲載されている「親族図」、「大宗小宗図」[注 11)]を合わせて整理すると、後掲(図 2-2)のようになる。それにより徽州地方では宗族・支派・家族の階層構成が生まれ、宗族とは、祖地による始祖から枝を分けていく同族集団である。支派とは、宗族の組織化に従って派生する分枝であり、或は祖地から新たな地に移住した同族集団である。家族とは、宗族や支派の下の四世祖(高祖父、曽祖父、祖父、父)を共通に持つ小規模な同族集団である。つまり、家族が宗族とその支派に含まれ、共同祖先の範囲が広がることを意味する。

また、徽州地方の宗族とその支派、家族を構成する階層関係は、嫡子(本家)が祖先の祭祀を継承し、族内の実務を掌握し、庶家(分家)を統率することにある。庶家の間に世代と年齢を基準とした尊長卑幼の秩序を布き、目下の者は目上の者への絶対的服従が求められた。また、庶家には、一般的に「房」という分家が実行される以前、婚姻によって形成される族内の小家族を指す場合と、「支」、「門」、「派」など分家後の支派を示す場合とある[注 12)]。

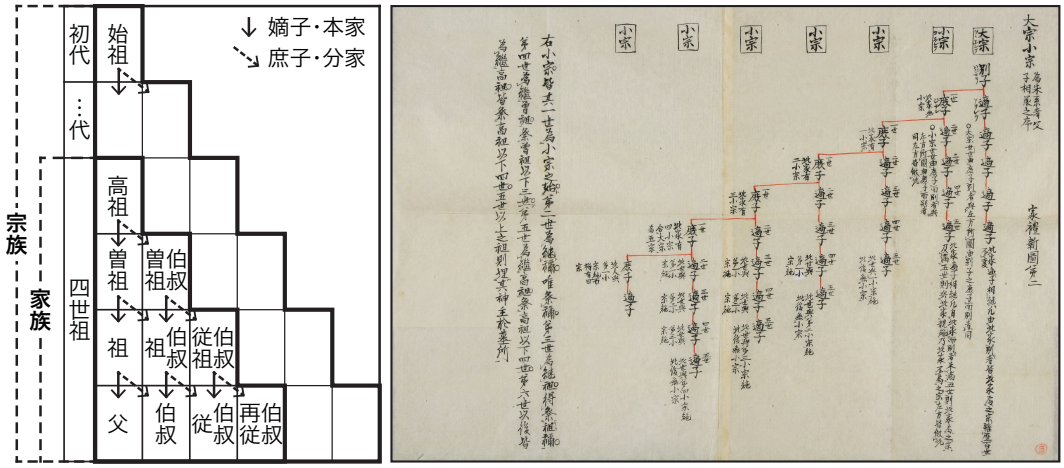

図２－１　『家礼新図』に記載されている「親族図」と「大宗小宗図」
(左図の「親族図」は筆者が原図によって作成したもの)

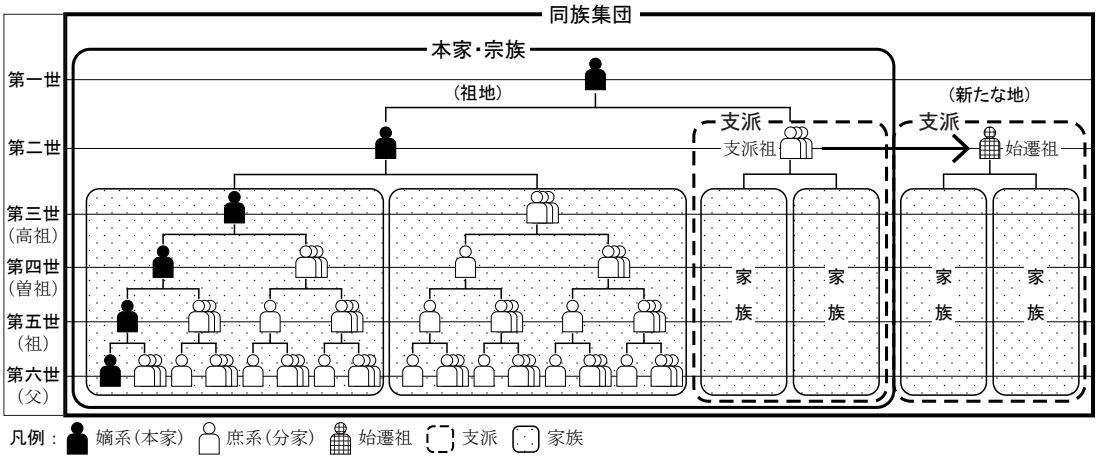

図２－２　「親族図」と「大宗小宗図」により宗族の階層構造モデル図

⑵　村落と戸数、人口

明・清時代には、朝廷は社会全体の管理するために、城内と郊外に「廂隅制」(城外:関廂、郊外:隅)、農村部に「郷都制」とする村落制度を布き、戸数、人口、税収を掌握していた。村落とは、旧来の自然発生的な集落を指すが、徽州地方では一族が代々同居して形成された宗族村落が数多く残されている。但し、宗族村落の中には、前述したように、人々の流動性が高く分家の移出、他姓の移入、婚姻関係などにより、小数の他族が含まれていたこと、或は複数の宗族が混居していたようであり、徽州の村落には単一の同姓村落はほとんど皆無であったようである。

ここでは、前掲の地方志から以下のような分野に基づいて、明代嘉靖四十五年(1566)から清代道光八年(1828)までの 262 年間における歙県の村落数、戸数、人口を取り上げ、村落の平均戸数、平均人口などを集計すると後掲(表 2-4)のようになる。

・『嘉靖府志』第一巻＊廂隅郷都篇

・『万暦県志』考巻三＊戸賦＊戸賦議篇、表巻一＊邑屋表篇

・『康熙府志』第一巻＊輿地志上＊廂隅郷都篇(戸口・土田)

・『乾隆県志』第一巻＊輿地志＊都鄙篇、第五巻＊食貨志上＊賦役篇

・『道光県志』巻一＊輿地志＊都鄙篇、巻三＊食貨志＊賦役篇

表２－４　歙県の戸数・人口と村落数

出典	『嘉靖府志』	『万暦県志』	『康熙府志』	『乾隆県志』	『道光県志』	増幅倍率
刊行年代	1566 年	1609 年	1699 年	1771 年	1828 年	
総戸数	39922 戸	**62131 戸**	—	—	114950 戸	**2.88 倍**
総人口	204000 人	—	—	—	617111 人	**3.03 倍**
隅(城内)の村落数	19 ヶ所	18 ヶ所	18 ヶ所	18 ヶ所	48 ヶ所	2.53 倍
関廂(郊外)の村落数	28 ヶ所	35 ヶ所	34 ヶ所	35 ヶ所	94 ヶ所	3.36 倍
郷都(農村部)の村落数	262 ヶ所	265 ヶ所	279 ヶ所	626 ヶ所	**1408 ヶ所**	5.37 倍
村落総数	309 ヶ所	**318 ヶ所**	331 ヶ所	679 ヶ所	**1550 ヶ所**	**5.02 倍**
戸数/村落	129 戸/村	**195 戸/村**	—	—	**74 戸/村**	0.57 倍
人口/村落	660 人/村	—	—	—	398 人/村	0.60 倍
人口/戸	5 人/戸	—	—	—	5 人/戸	—

歙県の戸数と人口の総数は、この 262 年間で 2.88 倍と 3.03 倍の増加を示し、村落の総数も 5.02 倍に増加している。しかし、村落数は、清代康熙年間以前には、明らかな増加が見当らない。それに対し、康熙年間以降、城内(隅)、郊外(関廂)、農村部(郷都)において、村落数が増加し始め、特に、郷都にできた村落数(1408 ヶ所)が際立っている。また、明代万暦三十七年(1609)の村落総数(318 ヶ所)に対する総戸数(62131 戸)の割合を求めると、一つの村落に約 195 戸が住み、明代後期の戸口増加に伴う村落の過密化と見られる。その後、清代道光八年(1828)に一つの村落の戸数が 74 戸に減少

した。一方、新たな村落の形成が著しく、1550ヶ所の村落があった。これは前述したように、宗族の組織化とともに、分家による周辺地域への転居により、新たな村落が生まれたと考えられる。このような宗族村落の増加が、歙県において数多くの祠堂建築が建設される背景となったと見られる。

２−３−３.祠堂建築と祭祀

徽州地方の祠堂建築とその祭祀についてみると、前述のように大きく官製祭祀(官祀)、地縁祭祀(郷祀)、血縁祭祀(族祀)の三つに分類できる。官製祭祀は、山と川の神、土地神などの自然神と、孔子、関羽など全国的な人格神を祀る「祠廟」であり、唐代以降全国各地に設けられた。地縁祭祀は、徽州とその周辺地域に限りで行われている「祠廟」である。血縁祭祀は、血縁で繋がる祖先を中心とし、墓前に設けられた墓主を祭る「墓祠」、位牌を祀る「宗祠」がある。本稿の研究対象とする地縁祭祀と血縁祭祀は、当地の宗族と深く結び付いており、以下のような地域性を持っている。

⑴　地縁祭祀

徽州地方の地縁祭祀は、地方志や族譜の記述によると、この地で暮らしている有力な宗族の始祖や始遷祖が神格化され、信仰の源になったとされる。『新安名族志』[Ⅱ-1)]によると、徽州では、程、汪、方、呉、黄、胡、王、李を八大姓と、これに洪、余、鮑、戴、曹、江、孫を加えて新安十五姓という。八大姓のうちでも程氏と汪氏は徽州地方にとくに多く、中でも汪氏はその全てが徽州を祖地とする姓である。また、方氏は、程氏と汪氏に次いで徽州地方に比較的偏在する姓である。

a)．汪氏は、春秋時代の魯国(今山東省南部)の成公の次男・潁川侯という人物が始祖である。汪氏の徽州移住については、三十六世の汪道献のとき歙県に移ったという説、四十世の汪叔挙のとき績溪県・登源に移ったという説などがある。汪氏の実在が確認されるのは、四十四世の汪華(578-649)のときである。汪華は隋を滅したことに功労があったとされ、唐朝より越国公の称号を賜わり、歙、宣、杭、睦、婺、饒の六州の統治を任され、これが徽州汪氏の実事上の起源とされている。汪華死後、徽州各地には様々な祠廟が建設され、中でも、汪華の挙兵地(歙県)と旧都(績溪県)に建てられたものが多く、宋代朝廷より廟額や封号が冊封されると「忠烈廟」と称され、俗には汪王廟と通称されていた[注13)]。

b)．程氏は、周宣王のとき(BC.841-BC.782)、休父という人物が大司馬(官職)となり現在の河南省の洛陽に当たる程国に封じられ、国名をもって姓としたとある。程氏の徽州移住については、西晋のとき、程元譚(245-322)が新安太守となって新安へ派遣され、歙県篁墩(黄墩)に住着き、これが新安篁墩派の始祖である。その後、南朝梁国から陳国に仕えて開国公に封じられた篁墩派十三世の程霊洗(514-68)が出る。徽州地方では、程元譚(忠祐公)と程霊洗(忠壮公)を祖としており、特に、程霊洗は後世に神格化され、徽州各地において「世忠廟」や「世忠行祠」として祀られ、中でも彼の旧

宅と墓(歙県の篁墩)の傍に建てられた世忠廟が本山とされた[注14)]。

c)．方氏は、当初河南省の漢水流域に住んでいたが、「王莽之乱」(8-23)の際、丹陽令に任じていた方紘が江左(揚子江以東)に避難し「歙之東郷」(今浙江省淳安県)に住み着き、これが江南地方の始祖である。徽州方氏は、方紘の三世孫の方儲(-93)が始祖として派生し、汪氏に次いで徽州では多い姓の一つであり、各姓の中で最も早く徽州に住んだと言われる。方儲が易経、占筮、巫祝などに精通していたため、神に通ずる力のある人物とされ、彼を神格化して祀る祠廟を「仙翁廟」(別称:方儲廟、真応廟)と呼んだ。早期の仙翁廟は、後漢に「歙之東郷」の墓所に建てられ、彼の修行場である歙県柳亭山にも建てられ、これが徽州地方の最初の祠廟と考えられている[注15)]。

その他、呉氏の徽州への移住の主要な契機は、唐代に監察御史の呉少微(663-750)の後裔が歙県・富饒に住んだことから徽州各地に分散したとされる。黄氏は、晋元帝(318-22)のとき、黄積が揚子江を渡り新安太守となり、死後歙県・篁墩に葬られると、ここに子孫が住んだ。胡氏は、蘇州太守に任じていた胡福が篁墩に住むことになったという歙県方塘派の記述と、元々は青州(今山東省)に居た一族が、東晋(317-420)に胡育が新安太守となり、黟県に遷ったのが徽州の始遷祖であるとする歙県東關派の記述などがある。

⑵　血縁祭祀

徽州地方の血縁祭祀は、明代の『嘉靖府志』第二巻＊風俗篇によると、墓所で墓主の遺体を祀る「墓祭」、廟を建てて位牌(祠像、遺影を含め)を祀る「廟祭」(別称:祠祭)の二つがある。

a)．墓祭は、墓所の傍に墓主を祀る「墓祠」、それに伴う石室墓、石闕、石像、石碑などが設けられ、前章で述べたように、漢代(BC.2 世紀-AD.3 世紀)に盛行したが、魏・晋・南北朝時代(AD.3 世紀-6 世紀)以降、衰え始める[注16)]。徽州地方の墓祭は、「喪祭遵文公儀礼不用釈 然祭奠顧侈層台祖道飾以文繍 富者欲遇貧者欲及 云々」[注17)]とあり、文公朱熹の『家礼』の墓祭礼制に倣うことと定められたが、実際には仏教や道教の影響を受けた奢侈な祭祀が行われることが多かったとされる。また、墓祭の場所については、地方志において丘墓篇の墓の記事、寺観篇の寺院の記事に付記されている墓祠と、一般寺観、廟観と並べて寺観篇に掲載されている墳寺と墳庵がある。そこで、墓祠は一般的な墓祭の場所と見なされ、墳寺と墳庵は墓を管理や祭祀するために建てられた宗教施設として、特別な墓祠と見なされる。

b)．廟祭は、儒学の影響を深く受けたと考えられる。宋代以前には、祖先を祀る廟は皇族、官僚、貴族に限られ、身分に応じて廟が建てられたが、庶民は居室の中に祖父と父のみ祀り、廟の建設が許されなかった[注18)]。宗族の形成が始まる宋代には、庶民に対する祖先祭祀の祠堂の建設が認められるようになり、その際に北宋の儒学者の程頤(1033-1107)らは、始祖の祭祀と始祖から分れた子孫

の全てが集合する「大宗主義」を提唱したが、社会に広く影響を与えたのは、南宋の朱熹(1130-1200)による四世祖を祀る祭祀形式であり、居室の傍に祠堂という建物を建てて家を単位とする親族を集める「小宗主義」に基づくものであった。元代以降、宗族の組織化が始まり、徽州地方では、特に移民の移住や開発と村落の生成を背景に、明代初期の儒学者の方孝儒(1357-1402)は同じ土地(村落)に居住していた者を対象とし、始遷祖とするその土地に最初に移住した祖先の祭祀、さらに族譜の編纂や宗祠の建設を行うことで、宗族相互の結束を固める事業を推進した[注19)]。

徽州地方では、前述したように、元代末明代初、特に明代中期以降において宗族の組織化が広く進められ、「小宗主義」の祠堂においては各家族が高祖以下四代だけを祀る方式から、多くの支派の成員が集まって始祖や始遷祖の祭祀を行う「大宗主義」の祠堂の建設へと転換した。「嘉靖府志」第二巻＊風俗篇についても「家多故旧自唐宋来数百年世系 比比皆是重宗義講 世好上下六親族之施村落家構祠宇 歳時俎豆 云々」[注20)]という記述があり、唐・宋時代以来の数百年には、中原地方から多くの人々が移住すると、宗族村落が形成・発展され、それに応じて宗祠が盛んに造られ、祖先祭祀が行われたとされる。その一方で、前述したように、明朝政府は社会の秩序を回復維持し、人々を掌握するために、宗族の組織化と郷約化を一層推し進めた。庶民も始祖を祭る認可を求めたことで、嘉靖十五年(1536)に礼制改革が行われることになった。その結果、徽州地方の地方志にも宗祠の事例に関わる記述が加わり、『嘉靖府志』第二十一巻＊宮室篇に宗祠が登場することになった。

2－4．結び

本章では、以上の検討の結果、徽州地方の祠堂建築の歴史的な背景を明らかにした。それらを要約すると次のように纏められる。

⑴ 徽州地方の地方志については、歙県を中心とする地方志を整理・分類した。中でも明代弘治と嘉靖年間の『徽州府志』に基づいて、祠堂建築について地方志の巻数、分野とその内容を検討することで、歙県では、地縁祭祀の「祠廟」、血縁祭祀の「墓祠」と「宗祠」が存在していたことを示した。

⑵ 徽州地方の族譜については、主に歙県関係の族譜を整理・分類した。それらの族譜の編纂と宗祠の建設は、明代中期以降の宗族の組織化と呼応することが明らかとなった。また、歙県を中心とする代表的な族譜に基づき、祠堂建築について掲載方式とその内容を検討することで、歙県の宗族は、祠堂建築の建設、祭祀と深い関係にあることを示した。

⑶ 徽州地方の宗族社会については、主に移民と商人、宗族と村落、祠堂建築と祭祀の三点について検討した。

a)．移民と商人について、漢代から唐・宋・元代にかけて各姓の移住時期を整理・分類し、同時期の戸数と人口を基に検討した。その結果、元代以降、移住した人々は耕地の不足に応じて商業に従事し、徽州商人としての成長・繁栄を促したことが明らかになった。

b)．宗族と村落について、宋代から明代にかけて、一族が代々同居して形成された宗族村落が数多く残され、村落の内部では、大宗・小宗(本家・分家)の関係による宗族、支派、家族などの宗族の階層構造が生み出された。また、歙県各時期の村落数、人口、戸数を統計・比較すると、清代以降の歙県の農村部において、宗族の分家による村落の増加が著しいことが明らかになった。

c)．祠堂建築と祭祀について、地縁祭祀の場合は、古くから宗族の始祖の祭祀から始まったものが多く、様々な祠廟が建てられた。また、血縁祭祀の場合は、「墓祭」と「廟祭」二つの形式があった。墓祭は宋代に入ると、仏教、道教の影響を受けた祭祀が多く、墓を管理や祭祀するために墳寺や墳庵が建てられることもあった。それに対して廟祭は、宗族の組織化を図ったため、宋代の「小宗」規模の各家族による高祖以下四代だけを祀る方式から、明代中期以降多くの宗族構成員が集まって始祖や始遷祖を祀る方式へと移行し、その後の「大宗」規模の宗祠の建設へ導くことになった。

注釈

注 1)　参考文献Ⅴ-5), p. 180, 「宮室」, 参照。

注 2)　参考文献Ⅴ-2), 序章, 第二節, pp. 25-26, 「⑵ 族譜」, 参照。

注 3)　参考文献Ⅴ-9), 第二部, 第四章, pp. 178-197, 「夏言の提案―明代嘉靖年間における家廟制度改革」, 参照。嘉靖帝による礼制改革とは、宗族形成運動に対応する始祖祭祀の開放について、嘉靖十五年(1536)に当時の礼部尚書の夏言が皇帝へ上奏した。その後、宗祠及び宗族の組織化が民間に普及したと指摘されている。

注 4)　明・清時代の歙県の族譜は、民間機関としての「中華尋根網」http://ouroots.nlc.cn/、及び国家機関としての「上海図書館家譜数据庫」http://search.library.sh.cn/jiapu/で掲載されている族譜影印本に見る限り、取り上げたものである。

注 5)　参考文献Ⅴ-2), 第三部, 第一節, pp. 322-323, 「二.「統宗譜」など拡大系統化型族譜について―名称と分類」, 参照。

注 6)　参考文献Ⅱ-1), 後巻, 江, pp. 520-539, 参照。

注 7)　参考文献Ⅰ-5),『嘉靖府志』, 第二巻, 風俗, p. 39, 「徽之山大坻居十之五民鮮田　疇以貨殖為恒産 云々」とあり、明代嘉靖年間の人口の五割が商業で生計を立てることが分かる。

注 8)　参考文献Ⅰ-5),『乾隆県志』, 第一巻, 輿地志, 風俗, p. 24, 「田少民稠商賈居十之九 云々」とあり、清代乾隆年間の人口の九割が商業で生計を立てることが分かる。

注 9)　参考文献Ⅴ-9), 第二部, 第三章, 第一節, 「『家礼』と宗法原理」の論述を参照。

注 10)　『周礼』、『儀礼』、『礼記』とは、周公旦が書き残したものとされるが、実際には戦国時代以降に周王朝の理想的な制度について記したものと見られ、実際の金文資料に見られる制度とは食い違いを見せている。

注 11)　参考文献Ⅲ-2), 「家礼新図第二 親族図 大宗小宗」, 参照。

注 12)　参考文献Ⅴ-2), 第三部, 第八章, 第一節, p. 466, 「また、家産を共有し、家計を一にする生活共同体またはその成員を便宜上家族と称することとする…それが分家後一つの支派を形成し、習慣的に「○房」と称されたことによると思われる」という論述を参照。

注 13)　参考文献Ⅴ-2), 第一部, 第三章, 第一節, pp. 120-122, 「汪氏の起源について」, 参照。

注 14)　参考文献Ⅴ-2), 第三部, 第六章, 第一節, pp. 325-326, 「イ、汪姓と程姓」に程姓に関する記述を参照。

注 15)　参考文献Ⅴ-2), 第三部, 第六章, 第一節, pp. 328-329, 「ロ、方姓、呉姓、黄姓、胡姓、江姓、

朱姓、舒姓、徐姓、畢姓、兪姓、歐陽姓」に方姓に関する記述を参照。

注 16）参考文献Ⅳ-1)，経篇，第三章，pp. 80-83，「五、墓祠衰落」，参照。

注 17）参考文献Ⅰ-5)，『嘉靖府志』，第二巻，風俗篇，p. 41，参照。

注 18）参考文献Ⅴ-9)，第二部，第三章，第一節，「『家礼』と宗法原理」，pp. 149-162，の論述を参照。

注 19）参考文献Ⅴ-9)，第一部，第二章，第三節，pp. 101-115，「宗族形成の諸類型」，参照。

注 20）参考文献Ⅰ-5)，『嘉靖府志』，第二巻，風俗篇，p. 41，参照。

第三章

宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築

第三章　宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築

はじめに

徽州地方における宗族の組織化は元代末から明代初に始まり、とりわけ明代中期以降、宗族の組織化が広く進められることになった。この動きは族産の設置、宗祠の建設、族譜の編纂などの手段によって、宗族を広く拡大し、一般庶民の間に浸透していった。それは、宋代以降の社会的変化に伴って、人々の意識、思想などに変化がもたらされたためである。歙県の祠堂建築は、地方志に記される分野と内容によれば、官製祭祀と地縁祭祀の「祠廟」、血縁祭祀の「墓祠」、「宗祠」が存在していたことが明らかになった。そこで、宋代から明代中期にかけて、宗族の組織化が進められたことにより、時代の地方志から地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の墓祠と宗祠に類する事例に取り上げ、それらの事例の定義分類、時代区分、発展過程に対する祭祀対象、建設者などがどのような関係があるか、また、地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へどのように変遷・発展したのかについて、時代別・地域別に論じている。

本章では、宗族の組織化が盛んであった宋代から明代中期の地方志から歙県の祠堂建築を取り上げ、祠廟、墓祠、宗祠の事例について祭祀対象、祭祀者、建設者の関係がどのように発展したのかについて、以下の三節に沿って論ずることにする。

第一節「祠堂建築の分類と区分について」では、宋代淳熙二年(1175)の『新安志』、明代弘治十五年(1502)の『徽州府志』に基づいて、宋代から明代中期にかけて記された地縁祭祀の「祠廟」、血縁祭祀の「墓祠」と「宗祠」に分類して取り上げる。その中から、祠廟に属する「廟」、「祠」、「行祠」、「生祠」、墓祠に属する「墳寺」、「墳庵」、「墓祠」、宗祠に属する「庵」、「堂」、「祠堂」などの事例を列挙し、それらの名称がどのような変容を示すか、どのような時代性と差異があるかを検討する。

第二節「祠堂建築の事例分布について」では、明代中期前後に編纂された弘治十五年(1502)、嘉靖四十五年(1566)の『徽州府志』に基づいて、両志に記載されている事例を地図上に示すことで、二つの時代の事例分布を比較し、歙県の祠堂建築の分布がどのような要因により形成されたのか、どのように発展したのか、その中で徽州商人の活動、宗族村落の発展がどのような役割を果たしたのかを検討する。

第三節「地縁祭祀と血縁祭祀について」では、歙県の有力宗族である汪氏、程氏、方氏の事例を取り上げ、明代中期以降朝廷の礼制改革や宗族の組織化に伴って、地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へどのように発展したか、宗祠村落の発展とどのような関連があったかを検討する。

なお、徽州地方の歙県は、秦代に新安江の上流域の盆地に開かれ、以後歴代王朝の統治下で領域の併合や分離、行政区画の変遷、名称の変更が行われたが、唐代大暦二年(767)になると県としての領域が定まった。宋代には徽州府(徽州の首府)が歙県領内に設けられ、歙県官衙と共に建設された。『嘉靖府志』第一巻＊疆域篇によると、徽州府城と中心として「東西百五十七里 南北二百四十里」(明代里＝約576m)とある。但し、中華人民共和国が成立した1949年以降、(図3-1)のように、歙県では破線で囲まれた北西側の一部が黄山市徽州区、西側の一部が旧休寧県の一部と合併されて屯溪区となった。本章で扱う歙県の祠堂建築の事例は、唐代から中華民国時代までの旧歙県地域(網掛け)に分布したものである。

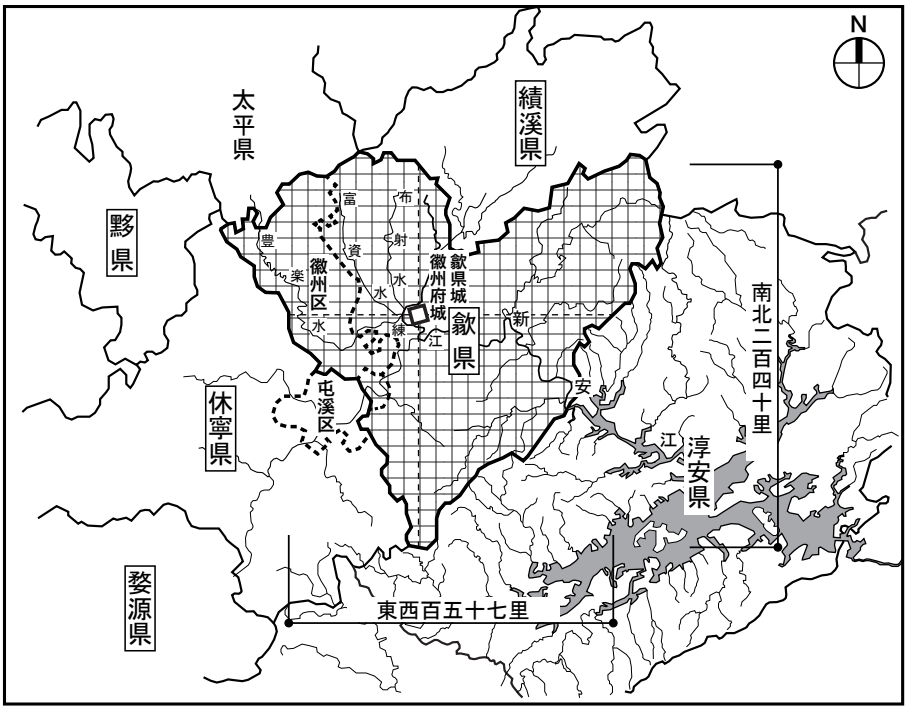

図３－１　明・清時代の歙県とその周辺図

３−１．祠堂建築の分類と区分について

３−１−１.宋代から明代中期前半までの祠堂建築と一覧表

本節では、徽州地方において宗族の形成と組織化が進められるなかで、宋代から明代中期前半までの祠堂建築の類型と特徴を検討し、それらの時代的な推移を眺めてみたい。そこで、先ず前章に掲載されている宋代淳熙二年(1175)の『新安志』、明代弘治十五年(1502)の『徽州府志』(以下略称:『弘治府志』)を資料とし、以下の巻別・分野から行政区画としての歙県とその領内の徽州府城において、祠廟、墓祠、宗祠に属する事例を後掲の一覧表(表 3-1)に取り上げた。

・『新安志』第一巻＊州郡＊祠廟篇、第三巻＊歙県＊祠廟篇(墓祠、宗祠に類する事例なし)

・『弘治府志』巻之五＊祀典＊祠廟篇、巻之二＊地理二＊丘墓篇、巻之十＊寺観篇と宮室篇

先ず、2 つの地方志に記される祠堂建築の事例について、地縁祭祀と血縁祭祀に区分すると、(図 3-2)のように分けられる。次に、(表 3-1)は(図 3-2)に基づき、表の縦列に『新安志』の 4 件、『弘治府志』の 43 件の事例において、「廟」、「祠」、「行祠」、「生祠」、「墓祠」、「墳寺」、「墳庵」などの事例名称により分類している。各事例の番号は、その地方志の中での掲載の順番に並べ、両志の同一事例の場合は一行に一括して記載している。また、同じ名称と祭祀対象を持つ事例が複数ある場合は、汪華を祀る忠烈行祠、任昉を祀る任公祠などがあり、それらの所在地によって「忠烈行祠-1」、「忠烈行祠-2」、「忠烈行祠-3」、「任公祠-1」、「任公祠-2」のように行を変え、続けて掲載している。表の横列は、各事例において地方志の記述からどのような経緯で創設されたのか、創建、再建、修繕、冊封などがどの年代に行われたかを時代順に記入し、さらに祭祀対象、建設者などの身分も明記している。

なお、両志の祠廟篇には、官製祭祀としての城隍廟、岱嶽廟(東嶽廟)、龍王廟など、或は地縁祭祀としての祠山張大帝[注1)]を祀る張王廟、五顕神[注2)]を祀る霊順廟、梁高宗・蕭統[注3)]を祀る溪西昭明廟などの徽州地方を起源としない事例が、『新安志』に7件、『弘治府志』に14件[注4)]があるが、それらは本論文の研究対象と一致せず省略した。

『新安志』		『弘治府志』		類型	事例名称	祭祀形式	枠組
第一巻＊州郡＊祠廟篇	2 件	巻之五＊祀典＊祠廟篇	31 件	祠廟	廟・行祠	地縁祭祀	表 3-1 の上段
第三巻＊歙県＊祠廟篇	2 件				祠・生祠		
—	—	巻之二＊地理二＊丘墓篇	1 件	墓祠	墓祠	血縁祭祀	表 3-1 の下段
—	—	巻之十＊寺観篇	3 件		墓祠・墳寺・墳庵		
—	—	巻之十＊宮室篇	8 件	宗祠	庵・堂・祠堂		

図３−２　『新安志』と『弘治府志』に掲載される事例区分

３－１－２.地縁祭祀の祠堂建築

地縁祭祀の祠廟は、後掲(表 3-1)の上段のようになる。祭祀対象の身分については、『弘治府志』巻之七から巻之十までの人物篇に基づいて、その地の出身の学者、烈女、忠義、孝行などを努めた人物として、或は地方官僚として赴任し名官と謡われた人物であり、概括して言えば、いずれも各時代に名声を残し、当地の出身者で社会的に功労のあった人物である。一方、建設者は、一般民衆のほか、祭祀対象とゆかりのある弟子、後輩、僧侶、子孫、一族の人々、官衙関係の人々などもある。そこで、事例の名称欄に記載されている「廟」、「祠」、「行祠」、「生祠」などの名称に応じ、祠廟を祠、廟、行祠、生祠の四種類に分類し、それらの相違点を検討しみたい。冊封

⑴ 「廟」は 13 件あり、後掲(表 3-1)にあるように、創建年代や建設者が分っているものは、唐・宋時代に一般民衆によって建てられたものがほとんどである。中には、創建の際にその地方で功績のあった人物を専祀する専祠(専廟)[注5)]であったものが、唐・宋時代以降、✚印で示す「賜額」、「賜号」が与えられると、朝廷より公認された廟に入れたと考えられる。

賜額とは、その地方の専祠(専廟)を朝廷に届出させ、これらに廟額や廟名を与えることである。(表 3-1)には、(1)方儲廟の「真応」、(2)忠烈廟の「忠顕」「忠烈」、(3)飛布廟の「飛布」、(4)忠助八侯廟の「忠助」、(8)世忠廟の「世忠」、(10)英烈廟の「英烈」などは、廟名や廟額として下賜されたものである。一方、賜号とは、祭祀対象、即ち旱魃、長雨、蝗害、盗賊襲来などに際して、霊威を現し人々を助けた人物や人格神には、朝廷が封号や称号が褒美として与えられた。そこで、(2)忠烈廟の記事には「宣和四年(1122) 以陰相下睦寇(外寇防御)加霊顕 隆興二年(1164) 以能禦災(災害回避)厲加信乾」、(9)忠護侯廟の記事にも「霊于廟水旱(水害と旱害回避)必祷 嘉定元年(1208)勅封忠護侯 云々」とあり、様々な祈禱霊験による封号や称号を得た経緯が記述されている。

つまり、これらの廟は、「賜額」、「賜号」による朝廷の認可が与えられる前に、専祠(専廟)として存在したと考えられる。一方、朝廷の認可が得られた廟となると、官製書物である地方志の祀典篇に加えられ、その廟の霊験が人々に広く知られるようになった。

⑵ 「行祠」は 7 件あり、廟の一種と見なされる。「行」とは「仮、移動性」という意味があり、神がその本山以外で祭られる際に使う語である。(表 3-1)には、汪華を祀る“(2)忠烈廟と(23～28)忠烈行祠”、程霊洗を祀る“(8)世忠廟と(29)世忠行祠”のように本末関係があり、祭祀対象は同じで本山以外の廟は行祠と呼ばれた。

⑶ 「祠」は 9 件あり、廟の定義と比較すると、祈祷霊験、賜額、賜号に関する記述がなく、すべてその地方で功績のあった人物の褒賞、民衆の教化を行うことで、前述の専祠(専廟)に相当するものである。

中には、官衙によって創建されたものとして、(19)楊先生祠、(20)程都憲祠があり、民衆によるものは、(14)任公祠-1、(15)藺将軍祠、(21)郡守孫公祠があり、また、祭祀対象とゆかりのある僧侶、後輩、弟子、子孫によるものは、(16)任公祠-2、(17)舒先生祠、(18)介庵先生祠、(22)諫議祠がある。そこで、祠として共通する点は、「任公」、「藺将軍」、「舒先生」、「介庵先生」、「楊先生」、「程都憲」、「郡守孫公」のように、祭祀対象の生前の尊号や雅号などにより祠名とするものである。

⑷ 「生祠」は2件あり、祠の一種と見なされる。祠は祭祀対象の死後に建てられることが多いが、生前に建てられた場合もあり、これを生祠という。後掲(表 3-1)における生祠としては(30)知郡寺丞劉公生祠、(31)郡守孫公生祠の2例がある。

３－１－３.血縁祭祀の祠堂建築

血縁祭祀は、前章に述べたように祭祀対象として「祖先の遺体(墓主)」と「祖先の位牌」の場合があり、それに応じて墓主を祀る「墓祭」、位牌を祀る「廟祭(祠祭)」とに分けられ、後掲(表 3-1)の下段のようにた墓祭と廟祭の事例を分けて取り上げた。

⑴ 墓祭の事例は、前述したように、『弘治府志』巻之二＊地理二＊丘墓篇、巻之十＊寺観篇に記載され、墓祠、墳寺、墳庵などである。

a).「墓祠」は 2 件あり、その由来について記述が詳しい。丘墓篇には、越国公汪華を葬る「越国汪公墓」の記事に付記される(32)越国汪公墓祠は、宋元時代の転換期の南宋景炎二年(1277)に徽州路軍馬総管の甘徳勝が創建し、元代至正年間(1341-68)に汪華の裔孫、行樞密院判官の汪同が再建し、明代弘治二年(1501)に徽州府知事が汪氏一族に呼びかけて修繕したと記されている。一方、寺観篇には、「崇福寺」の記事にある(33)金氏夫人墓祠は、元代に墓主の金氏夫人の息子が創建したとあり、既存の仏教寺院の敷地内に墓祠を建てた事例である。

b).「墳寺」「墳庵」は2件あり、寺観篇に掲載されている。(32)程元鳳墳寺としての「積慶寺」は、南宋咸淳六年(1270)に丞相の程元鳳の墓を看守させるため、朝廷が墓傍に設けた。元代末期の兵火後、明代成化六年(1470)前後に程元鳳の子孫が再建したが、寺域には程氏一族の墓祠を増築したと記している。(33)鮑氏墳庵としての「南極観」は、元代至元二十一年(1284)に仕郎であった鮑景山が土地と財を寄進して創建し、その際、観傍に墓地を設けて死後の自分を葬るよう計画した。その後、鮑景山の子孫が観を受け継ぎ、明代永楽二年(1404)に再建したと記されている。

⑵ 廟祭の事例は、『弘治府志』巻之十＊宮室篇に記載されている。前章で述べたように、元末明初から明代中期以降の宗族の組織化に伴い、小宗規模の祠堂において各家族が高祖以下四代を祀る方式から、多くの支派の構成員が集まって始祖や始遷祖の祭祀を行う大宗規模の祠堂の建設へ転換したことで、祭祀対象の範囲は「小宗」と「大宗」に分かれ、小宗の祭祀対象は、父や母のよう

な四代以内の祖先であり、大宗の祭祀対象は、一族の始祖、先祖、遠祖、始遷祖など四代以上の祖先である。次に、各事例の名称に応じて庵、堂、祠堂の三種類に分類し、それらが宗祠とどのように違うかを検討してみよう。

a).「庵」は、2 件ある。(36)如存庵は、南宋嘉熙年間(1237-40)に方山甫、方淵甫兄弟が建て、庵の中には父の祠像が安置され、小宗規模の祭祀が行われていた。その後、元代至大年間(1308-11)に方巨山、方巨川などの裔孫が修繕して先世の祖先を合祀することになった。また、(37)報徳庵は、南宋末期に霊山派方氏の七世祖の方瑩が始遷祖の方傑興を祀るために創建し、明代初期と明代弘治年間(1488-1502)に方氏子孫が再建し改築したと記されている。

b).「堂」は、4 件ある。(38)孝思堂は、元代末期に山長(書院講師)の唐仲実が土地を寄進し建て、唐氏の先祖を合祀していた。(39)孝思堂は、明代正統元(1436)から天順八年(1464)に検校の江彦傑が江氏先祖たちを奉ずるために建てた。(40)慈恩堂は、明代景泰年間(1450-57)に通州判官の羅賢が創建し、堂に母親の位牌が置かれていた。次いで、弘治五年(1492)に羅賢の子が修繕した。(41)有源堂は、義易派朱氏が先祖たちを合祀するために建てたと記されている。

c).「祠堂」は、2 件ある。(42)呉氏祠堂は、「兵部左侍郎呉寧建」とあり、呉寧が明代景泰元年(1450)に官職を辞したので、建設年代もその後と考えられる。彼が一族の有力者を集め建てた祠堂には、周代の伝説的な始祖である呉泰伯から、澄塘派呉氏の始遷祖、七世祖までの位牌を祀り、一族の才徳のある者も配祀していた。(43)陸氏祠堂は、明代成化元年から弘治十五年(1465-1502)に陸彦功が同族の者に呼びかけて創建し、宋代経武大夫の陸惇彦、大府寺丞の陸夢発などの遠祖を祀り、加えて祭田を寄進して祠堂の修理、維持の費用に当てたと記されている。

このように、墓祭の「墳寺」、「墳庵」は、祭祀対象の子孫が再建、修繕した後、宗教的な祭祀場所から血縁による祖先祭祀の場所へと変化したものと考えられる。一方、廟祭の場合は、宋代の「庵」は、創建の際に個人即ち一人の祖先を専祀していた小宗主義のものであり、元代と明代の「堂」は、(40)慈恩堂を除けば、すべて複数の先祖を合祀していたものである。また、明代の「祠堂」は、一族による大宗主義的な祭祀が行われ、宗祠としての機能を持つものと考えられる。つまり、宋代から明代中期前半にかけて、庵、堂から祠堂への転換は、宗族の組織化が人々に浸透することにより、宗族による大宗主義の祭祀への志向が強まったことによるものと考えられる。

表３－１　宋代から明代中期前半までの祠堂建築の一覧表・前段（『新安志』4 件、『弘治府志』43 件）

出典		分野	名称	記事	番号	事件名称	所在地	唐以前 / 唐 / 五代 (618–907–960)
地縁祭祀	『新安志』	祀典篇	廟	—	1	方儲廟 (仙翁廟、真応廟)	県南柳亭山麓左	93(漢) [専廟]●——○ 988
				—	2	忠烈廟(忠顕廟)	●雲嵐山刺史宅西 ○1烏聊山東峰 ○2烏聊山南阜	651| 775|808 [専祠]●—○1○2—✚ 霊恵神 1009
				—	3	飛布廟	県北飛布山	747 飛布 [専廟]●—✚
				—	4	忠助八侯廟 (忠助廟)	府城南龍井山	
	『弘治府志』			—	5	蘭将軍廟	朝水門郭外郛内	唐●——
				—	6	大姑小姑廟	陳村山上	唐●——
				—	7	孝女廟	城陽山下	唐●——
				—	8	世忠廟	府城西南篁墩	
				—	9	忠護侯廟	府城南山麓下	
				—	10	英烈廟	乳溪(汝溪)	
				—	11	福恵廟	府城南七里	
				—	12	令君廟	●府城西慈棠庵 ○鄭村双橋北	
				—	13	通真廟	府城東南隅富山麓	—
			祠	任公祠	14	任公祠-1	府城南	508-49(南北朝) ●—— 不明 ×—
					15	任公祠-2	県北任公村(許村) 任公寺法堂右	
				—	16	蘭将軍祠	県南蘭将軍巌	唐 [専祠]●——
				—	17	舒先生祠	天寧寺左	
				—	18	介庵先生祠	孝悌郷信行	
				—	19	楊先生祠	府学東門	
				—	20	程都憲祠	古城関	
				—	21	郡守孫公祠	城南忠護侯廟右	
				—	22	諫議祠	孝悌郷汪川	—
			行祠	忠烈行祠	23	忠烈行祠-1	県東新館	—
					24	忠烈行祠-2	通徳郷龍山	—
					25	忠烈行祠-3	通徳郷容成龍屏山	—
					26	忠烈行祠-4	孝悌郷信行	—
					27	忠烈行祠-5	衮繡郷棠樾龍山	
					28	忠烈行祠-6	長寿郷龍閣山	—
				—	29	世忠行祠	衮繡郷槐塘	
			生祠	—	30	知郡寺丞劉公生祠	州学礼殿左	
				—	31	郡守孫公生祠	州学西偏	
血縁祭祀『弘治府志』	墓祭	丘墓篇	墓祠	越国汪公墓	32	越国汪公墓祠	県北雲嵐山	651-53 [墓]●……
		寺観篇		崇福寺	33	金氏夫人墓祠	寧泰郷	
			墳寺	積慶寺	34	程元鳳墳寺	県西古城関	
			墳庵	南極観	35	鮑氏墳庵	寧仁郷雄村	
	廟祭	宮室篇	庵	—	36	如存庵(方氏)	県西聯墅	
				—	37	報徳庵(方氏)	県西霊山	
			堂	—	38	孝思堂(唐氏)	藤源(仏川)	
				—	39	孝思堂(江氏)	—	
				—	40	慈恩堂(羅氏)	東関	
				—	41	有源堂(朱氏)	県城東山坊西	—
			祠堂	—	42	呉氏祠堂	澄塘	
				—	43	陸氏祠堂	漁梁壩下	

記号：●創建　◎再建　○移築　◇増建　※修繕　▽立碑　✚賜額、賜号　×廃棄、取り壊れた　—記載無し

表３－１　宋代から明代中期前半までの祠堂建築の一覧表・後段

北宋 960	「新安志」 1127 [1175]	南宋 1279	1271－元 1368	明「弘治府志」 [1502]	祈禱霊験	祭祀対象（身分と分類）		建設者（祭祀対象との関係）
988 ○	1114|17真応 ※1✚		元初 ※2		—	方儲	官僚 学者	●— ○子孫※2子孫
霊惠神 1009 ✚	忠顕…霊顕 1114|17|22 ✚✚✚	信順… 1164 ✚ ✚	[後殿] [正殿]忠烈 1238 66| 75 ◇✚✚◎1✚	元1341 ✚	[寝楼] 1376 ◎2	[鐘楼] 1496 ◎3	外寇防御 災害回避	汪華	官僚	●民衆○1官僚○2官僚 ◇官僚◎1官僚◎2官僚 ◎3官僚と僧侶
		1257明惠神 ✚		1462立碑 ▽	—	葛顯など	官僚	●民衆▽官僚と民衆
	1140忠助|1173忠惠侯… ●✚✚				—	汪華 の八人の子	官僚	—
					—	藺亮	官僚	●民衆
					—	章氏二女	孝行	—
					—	章氏二女	孝行	—
	広慶侯|世忠 1174-84|1225-27 [専廟]● ✚				災害回避 豊作祈願	程霊洗	官僚	●民衆
	忠護侯 1175-89|1208 [専祠]● ✚	崇顕公… 1254—76 ✚✚✚			水害回避 干害回避	汪華の 第九子汪献	官僚	●民衆
	1130英烈|恵顕侯|恵済侯 ●✚				—	銭嶨、銭鬻	忠義	●官衙と民衆
	南宋中 ●		明初 ◎		—	汪華の 第八子汪俊	官僚	●— ◎民衆
			元 ●	(編纂年代より)最近 ○	—	鄭安	官僚	●民衆
—			—	—	—	李徽	官僚	—
不明 ×					—	任昉	官僚	●民衆
	1078以降 ●			不明 ×	—	任昉	官僚	●僧侶
				1368-1402 ◎	—	藺亮	官僚	●民衆◎官衙
	1198-1224 ●				—	舒璘	学者	●後輩
			元●		—	汪寿甫	官僚	●弟子
				1449-50●	—	楊昇	学者	●官衙
				1458-68●	—	程富	官僚	●官衙
				1489●	—	孫遇	官僚	●民衆
—			—	—	—	謝泌	官僚	●子孫
—			—	1407◎	—	汪華	官僚	●— ◎民衆
—			—	—	—	汪華	官僚	—
—			—	—	—	汪華	官僚	—
—			—	—	—	汪華	官僚	—
	1263●				盗賊回避	汪華	官僚	●民衆
—			—	—	—	汪華	官僚	—
	1276●				—	程霊洗	官僚	●子孫
	1228-33 ●			不明 ×	—	劉炳	官僚	—
				1457-64●	—	孫遇	官僚	●民衆
	1277 ●		1336|41-68 ※1—◎	1501 ※2	—	汪華	官僚	●官衙◎子孫 ※1官衙 ※2官衙と同族の人々
			元●		—	母(金氏)	官僚	●子(汪時中)
	1270 ●		元末 ×	1470(約) ◎	—	程元鳳	官僚	●官衙◎子孫
			1284 ●	明初 1404 × ◎	—	鮑景山	官僚	●同祭祀対象◎子孫
	1237-40 ●		1308-11 ※		—	●父 ※方氏先世	大宗 小宗	●子 ※子孫
	宋末 ●		不明 ×	明初 1488-1502 ◎ ◇	—	始遷祖	大宗	●子孫◎子孫◇子孫
			元末●		—	唐氏先祖	大宗	●子孫
				1436-64 ●	—	江氏先祖	大宗	●子孫
				1450-57|1492 ●—※	—	母	小宗	●子(羅賢)※子孫
—			—	—	—	朱氏先祖	大宗	●子孫
				1450-87 ●	—	始祖、始遷祖、七世祖	大宗	●子孫と同族の人々
				1465-1502 ●	—	遠祖：陸惇 彦陸夢発等	大宗	●子孫と同族の人々

３−２．祠堂建築の事例分布について

３−２−１.明代中期の祠堂建築の事例一覧表

前章で述べたように、徽州では、元代末から明代初以降、人口増加に伴って農耕地の不足が次第に深刻化し、徽州地方の人々は水運によって商業活動に行い、新安江、揚子江、京杭大運河などの水運による商業販路を広げて富を蓄えた。また、明代嘉靖十五年(1536)の礼制改革が徽州地方に定着すると、それに伴って宗族の組織化が広く進められ、歙県には数多くの祠堂建築が建てられるようになった。そこで、明代中期の祠堂建築の事例を中心とし、明代中期前半の『弘治府志』(1502)の43件、中期後半の『嘉靖府志』(1566)の110件を取り上げ、それらの事例を検討するために後掲の一覧表(表3-2)を作成した。

(表3-2)の縦列は、『弘治府志』巻之一＊地理一＊廂隅郷都、『嘉靖府志』第一巻＊廂隅郷都により、2つの時代を対比させている。それらに記載される祠堂建築を比定し、所在地の位置を確定させるために、城内と郊外の「廂隅制」、農村部の「郷都制」などの村落制度に基づき、城内では「東南隅」、「西南隅」、「東北隅」、「西北隅」、郊外では「東関(歙県城)」、「西関」、「北関」、「古関」などの区分を記入した。農村部では、明徳郷、登瀛郷、徳政郷、寧泰郷など16郷の下に37都が敷かれていた。各事例は、それらの所在地により廂隅、郷都にある地名や村落名を並べて記載した。但し、英烈廟、孝思堂、孫氏慕源宗祠の3件については所在地が不明であり、表の最後に扱った。

(表3-2)の横列は、二志の同一事例と判断されるものを併記している。中には、その名称が違っても地方志の記述から実体が同じと判断されるものもある。網掛部分のように、『弘治府志』の(31)郡守孫公生祠、(42)呉氏祠堂、(43)陸氏祠堂は、『嘉靖府志』の孫公祠、呉氏宗祠、陸氏宗祠の記事と比べると、祭祀対象、建設者、所在地が一致するため、同じものと判断できる。その他、黒枠で囲まれている祠という事例は、東北隅の楊宗伯祠、西関の呂侍郎祠、衮繡郷の鮑提幹祠であり、これらの「祠」は地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へ変遷された特例と考えられ、その所有権が当該宗族に帰属される点で、宗祠に分類することが認められる。

３−２−２.祠堂建築の分布状況

歙県は、徽州地区の商業の中心として周辺の富資水、布射水、豊楽水などの河川を新安江に集める豊かな水系を結び、水上交通網を発達させてきた。地形は、県の東部、南部、東北部が山間地であり、西部と北部が比較的に開けた平坦地である。

ここでは、『徽州府志』と『歙県志』に記載された古地図を参照し、(表3-2)の両志の事例の所在地を地図上に記すことで、徽州府城、歙県城とその周囲(図3-3)[注6)]の周辺図、歙県全域の(図3-4)

注7)の事例分布図を作成した。それにより、『弘治府志』(1502)、『嘉靖府志』(1566)の事例分布を比較すると、弘治十五年(1502)から嘉靖四十五年(1566)までの64年間において、徽州府城内の西南隅、東北隅、城外の東関では事例数が大幅に増えたとみられる。その他、農村部にある明徳郷の三都、徳政郷の九都、中鵠郷の十九都、袞繡郷の二十三都、永豊郷の二十四都などの地区では、新たな事例の生成が著しい。また、それらの事例は、「祠廟」、「墓祠」、「宗祠」に大別され、地域別に集計すると、後掲(表3-3)のようになる。即ち、廟、行祠、祠、生祠の事例が「祠廟」、墳寺、墳庵、墓祠の事例が「墓祠」、庵、堂、祠堂、宗祠の事例が「宗祠」に分類される。そこで、地域別に地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の墓祠と宗祠の分布・発展の状況を検討してみたい。

『弘治府志』に記載されている43件の事例は、■印で示しており、城内には8件あり、そのうち祠廟7件、宗祠1件であり、郊外には9件あり、そのうち祠廟6件、墓祠1件、宗祠2件である。城内と郊外の事例の総数は全体の四割を占めている。この他、農村部には24件あり、それらは祠廟17件、墓祠3件、宗祠4件であり、徽州府城の西方の平坦地である十四都、十五都、二十都、二十二都などに多く分布している。

『嘉靖府志』に記載されている110件の事例は、□印で示すことにより、『弘治府志』の事例と比べると総数が2.6倍に増加し、それらの分布が弘治年間より西方、南方へ移行している。その中で、(表3-3)のように、地縁祭祀の祠廟は城内、郊外、農村部では1.1〜1.4倍と大きな変化が無い。それに対し、血縁祭祀の事例においては、墓祠の数が変らないものの、『弘治府志』の庵、堂、祠堂から『嘉靖府志』の宗祠への数は、城内に5倍、郊外に6.5倍と増加し、特に、農村部では12.3倍に増加していたことが分かる。このように、明代中期以降、宗族による宗祠の建設が盛んになったことが分る。

続いて、明代中期の祠堂建築の事例分布については、どのような要因により形成されたか、さらに商業活動、宗族村落などとの関連性を以下で検討してみよう。

３−２−３.商業活動と祠堂建築の分布

後掲(図3-4)の中で注目すべきは、祠堂建築の事例が徽州府城や歙県城から川である水上交通路に沿って広がっていることであり、これは徽州商人と深く結び付いたと考えられる。

前述したように、それらの祠堂建築の建設、経営、維持に大きな力を発揮したのは地方の官衙と民間の有力者である。その内、血縁祭祀の庵、堂、祠堂、宗祠の場合は、創建、再建、修繕などのことがすべて祭祀対象の子孫、或は同族中の有力者によるものと見られる。また、徽州地方では自然資源や地形状況に限りがあり、徽州の人々の生業は主に商業に向い、同族の有力者の中には商業活動によって財を蓄えるものが現われた。彼らは、水上交通路による商業拠点として勃興した同族

村落に、宗祠の建設を積極的に行ったと考えられる。

一方、地縁祭祀の祠廟は、『嘉靖府志』第二巻＊風俗篇によると、「正月七日の夕、紫姑神を迎い入れ；二月二十八日、歙県と休寧県では忠烈廟や忠烈行祠から越国公汪華像の巡行や供宴を行い、そのときに派手な俳優や儀隊の行列を組むことが述べられ；三月三日、数多く祠廟の集まる河西(西関)で船競、執蘭招魂祭を行い 云々」とあり、歙県の祠廟において、定期的に廟市や廟会(縁日)が行われていたことが分かる。このように、祠廟では時々の祭祀以外にも祭祀者を含め、人々を集める交易場として商品の交換や販売が行われていた。これは賜額、賜号による祠廟の霊験は広く伝えられ、それに伴い廟市や廟会が繁盛した結果であり、こうした廟市や廟会は単なる祭祀目的ではなく、信仰の側面から派生した商業活動が主たる目的の一つであった。このような背景により、祠廟と交易場が一致し、特に、忠烈廟などの有力な祠廟の廟市や廟会が徽州商人の主要な活動拠点となったとも考えられる。逆に、有力な祠廟は、水上交通路に沿ってその信仰を拡げ、本山の廟から分れて行祠を設ける契機になったことも考えられる。

このように、明代の歙県では祠堂建築の建設が徽州商人と深く結び付き、水路に沿って商業拠点として築いた村落では数多くの祠堂建築が分布したことが分かる。

３−２−４.宗族村落の発展と祠堂建築の分布

(表 3-2 前段・後段)の各事例の所在地を見ると、城内のものを除くと、郊外と農村部の宗族村落に建てられたものが多いことが分る。村落の発展と祠堂建築の分布については、先ず、『弘治府志』、『嘉靖府志』に記載されている祠廟、墓祠、宗祠の各事例を一括して地域別に集計し、後掲(表 3-4)の左側のように、二つの時代の祠堂建築の事例数を比較すると地域間での発展に格差が認められる。その内、破線で囲まれた城内や郊外のほか、北部の三都、西部の九都、十九都、二十二都、二十四都のような城周辺地域では、祠堂建築の事例の増加が著しいことが分かる。

次に、城内・郊外(廂隅)、農村部(郷都)にある村落がすべて注記されている『嘉靖府志』に基づいて、地域別に祠堂建築の事例数と村落数を比較すると、村落が多く分布している地域において祠堂建築の事例も多いことが分る。それにより、各地域の祠堂建築の発展は当該地域の村落の分布を辿ることで増加を予測することが可能である。

最後に、祠堂建築の分布において明代中期以降への展望は、『嘉靖府志』の以後の地方志には、宗祠に関する記録が省略されているので明らかではないが、それ以後の祠堂建築の全体像は、当該地域の村落の発展から検討する。そこで、明代中期後半の『嘉靖府志』(1566)と清代後期の『道光県志』(1828)に基づいて、明代嘉靖四十五年(1566)から清代道光八年(1828)までの 262 年間の地域別の宗族村落を集計し、その増加倍率を示すと(表 3-4)の右側のようになる。宗族村落の発展につい

て、明代嘉靖年間に祠堂建築の事例が最も多くあった城内、城外、三都、九都などの地域では、十九都を除けば、すべて 2.3～4.9 倍程度の増加に止まっているのに対し、黒枠で囲まれた北部の五都、西北部の十三都、十四都、東北部の三十都、三十一都、三十二都、三十三都のような遠隔地帯では、村落数が 9.7 倍から 15.0 倍にまで増えたことが分かる。その他、村落数の増加が著しいのは、十一都が 7.3 倍、十八都が 7.3 倍、二十八都が 8.7 倍、三十四都が 7.4 倍などである。このように、これらの地域には、宗族の組織化とともに、分家による人口密度の低い遠隔地帯(農村部)への転居によって新たな村落が生まれたためで、祠堂建築の事例が大幅に増加したことが分かる。

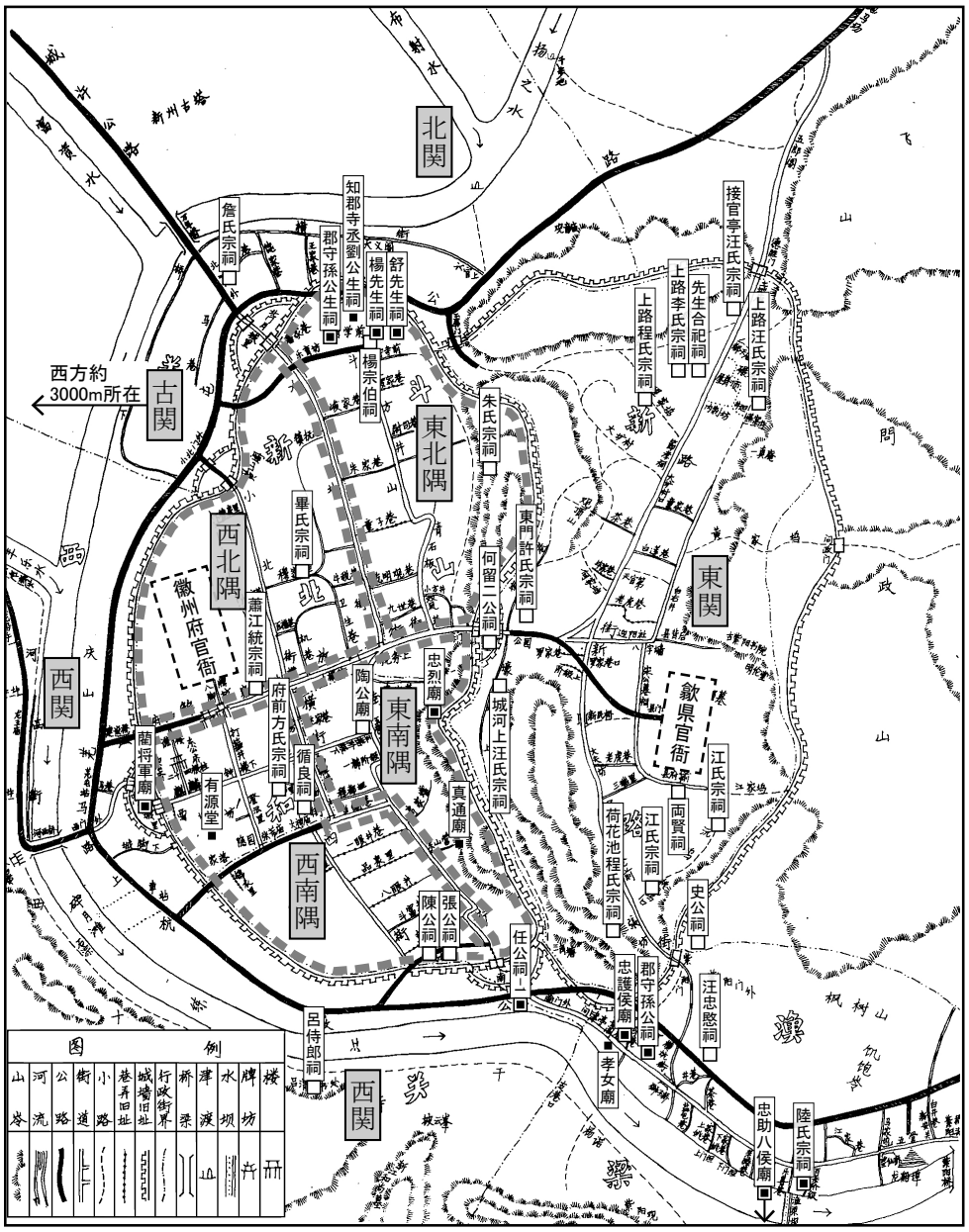

記号■:『弘治府志』(1502)にある事例　記号□:『嘉靖府志』(1566)にある事例

図３－３　徽州府城、歙県城とその周辺図

表３－２　明代中期の祠堂建築の一覧表・前段

（『弘治府志』:43 件、『嘉靖府志』:110 件）

所在地			『弘治府志』(1502)					『嘉靖府志』(1566)				
城郷	関隅都	地名村落名	姓氏		事例名称(表 3-2 番号付き)	分野	名称	姓氏		事例名称(番号付き)	分野	名称
徽州府城内	東南隅	東南隅富山麓	李	13	通真廟	祀典	廟	×	×	×	×	×
		烏聊山	**汪**	**2**	**忠烈廟**	**祀典**	**廟**	汪	1	忠烈廟	祀典	廟
		太子堂前						陶	2	陶公祠	祀典	祠
	西南隅	城隍廟左						陳	3	陳公祠	祀典	祠
		城隍廟右						張	4	張公祠	祀典	祠
		新安衛府内						雑姓	5	循良祠	祀典	祠
		東山坊西	朱	41	有源堂	宮室	堂	×	×	×	×	×
		新安衛前						**方**	**6**	**府前方氏宗祠㊀**	**宮室**	**宗祠**
	東北隅	州学礼殿左	劉	30	知郡寺丞劉公生祠	祀典	生祠	×	×	×	×	×
		州学西偏	孫	31	郡守孫公生祠	祀典	生祠	孫	7	孫公祠	祀典	祠
		府学東	楊	19	楊先生祠	祀典	祠	楊	8	楊先生祠	祀典	祠
		天寧寺左	舒	17	舒先生祠	祀典	祠	舒	9	舒先生祠	祀典	祠
		府東門内						雑姓	10	何留二公祠	祀典	祠
		府学左						楊	11	楊宗伯祠	宮室	祠
		斗山麓						朱	12	朱氏宗祠	宮室	宗祠
	西北隅	穆家巷左						畢	13	畢氏宗祠	宮室	宗祠
		東察院前						蕭江	14	蕭江統宗祠	宮室	宗祠
	甕城	朝水門郭外	藺	5	藺将軍廟	祀典	廟	藺	15	藺将軍廟	祀典	廟
徽州府城外	東関	歙城東						**汪**	**16**	**汪忠愍祠**	**祀典**	**祠**
		紫陽門						史	17	史公祠	祀典	祠
		迎恩坊						雑姓	18	両賢祠	祀典	祠
		上路						雑姓	19	先生合祀祠	祀典	祠
		上路						李	20	上路李氏宗祠	宮室	宗祠
		上路						**程**	**21**	**上路程氏宗祠❶**	**宮室**	**宗祠**
		上路						**汪**	**22**	**上路汪氏宗祠①**	**宮室**	**宗祠**
		接官亭						**汪**	**23**	**接官亭汪氏宗祠②**	**宮室**	**宗祠**
		城河上						**汪**	**24**	**城河上汪氏宗祠③**	**宮室**	**宗祠**
		荷花池						**程**	**25**	**荷花池程氏宗祠❷**	**宮室**	**宗祠**
		東門						許	26	東門許氏宗祠	宮室	宗祠
		龍舌頭						江	27	江氏宗祠	宮室	宗祠
		桃源塢						江	28	江氏宗祠	宮室	宗祠
		東関	羅	40	慈恩堂	宮室	堂	×	×	×	×	×
	西関	城南龍井山	**汪**	**4**	**忠助八侯廟**	**祀典**	**廟**	**汪**	**29**	**忠助八侯廟**	**祀典**	**廟**
		城南山麓下	**汪**	**9**	**忠護侯廟**	**祀典**	**廟**	**汪**	**30**	**忠護侯廟**	**祀典**	**廟**
		城陽山下	章	7	孝女廟	祀典	廟	×	×	×	×	×
		忠護侯廟右	孫	21	郡守孫公祠	祀典	祠	孫	31	孫公祠	祀典	祠
		府城南	任	14	任公祠-1	祀典	祠	任	32	任公祠-1	祀典	祠
		太平興国寺						呂	33	呂侍郎祠	宮室	祠
		漁梁壩下	陸	43	陸氏祠堂	宮室	祠堂	陸	34	陸氏宗祠	宮室	宗祠
	北関	北関門外						詹	35	詹氏宗祠	宮室	宗祠
	古関	古城関	**程**	**20**	**程都憲祠**	**祀典**	**祠**	×	×	×	×	×
		古城関	**程**	**34**	**程元鳳墳寺**(積慶寺)	**寺観**	**墳寺**	**程**	**36**	**程元鳳墳寺**(積慶寺)	**寺観**	**墳寺**
		葛塘						呉	37	葛塘呉氏宗祠	宮室	宗祠
明徳郷	二都	新館	**汪**	**23**	**忠烈行祠-1**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**38**	**忠烈行祠①**	**祀典**	**行祠**
	三都	方塘						胡	39	方塘胡氏宗祠	宮室	宗祠
		竦口						**程**	**40**	**竦口程氏宗祠❸**	**宮室**	**宗祠**
		竦口						**汪**	**41**	**竦口汪氏宗祠④**	**宮室**	**宗祠**
		豊壜						**汪**	**42**	**豊口汪氏宗祠⑤**	**宮室**	**宗祠**
登瀛郷	一都	藤源(仏川)	唐	38	孝思堂	宮室	堂	×	×	×	×	×
		項里						殷	43	項里殷氏宗祠	宮室	宗祠
	七都	桂林						洪	44	桂林洪氏宗祠	宮室	宗祠
徳政郷	八都	雲嵐山	**汪**	**32**	**越国汪公墓祠**	**丘墓**	**墓祠**	**汪**	**45**	**越国汪公墓祠**	**丘墓**	**墓祠**
		雲霧塘						王	46	雲霧塘王氏宗祠	宮室	宗祠
	九都	黄村						黄	47	黄村黄氏宗祠	宮室	宗祠
		徐村						徐	48	徐村徐氏宗祠	宮室	宗祠
		徐村						徐	49	徐村徐氏宗祠	宮室	宗祠
		沙溪						**汪**	**50**	**沙溪汪氏宗祠⑥**	**宮室**	**宗祠**
		沙溪						凌	51	沙溪凌氏宗祠	宮室	宗祠
	十都	飛布山	雑姓	3	飛布廟	祀典	廟	雑姓	52	飛布廟	祀典	廟
寧泰郷	十二都	任公村	任	16	任公祠-2	祀典	祠	任	53	任公祠-2	祀典	祠
		崇福寺	**汪**	**34**	**金氏夫人墓祠**(汪氏墓祠)	**寺観**	**墓祠**	×	×	×	×	×

表３－２　明代中期の祠堂建築の一覧表・後段

所在地			『弘治府志』(1502)					『嘉靖府志』(1566)				
城郷	関隅都	地名村落名	姓氏		事例名称(表 3-2 番号付き)	分野	名称	姓氏		事例名称(番号付き)	分野	名称
通徳郷	十四都	龍山	**汪**	**24**	**忠烈行祠-2**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**54**	**忠烈行祠②**	**祀典**	**行祠**
		容成龍屏山	**汪**	**25**	**忠烈行祠-3**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**55**	**忠烈行祠③**	**祀典**	**行祠**
		呈坎						羅	56	呈坎羅氏宗祠	宮室	宗祠
孝悌郷	十五都	陳村山上	章	6	大姑小姑廟	祀典	廟	章	57	大姑小姑廟	祀典	廟
		澄塘	呉	42	呉氏祠堂	宮室	祠堂	呉	58	澄塘呉氏宗祠	宮室	宗祠
		潜川曹門						**汪**	**59**	**潜川汪氏宗祠⑦**	**宮室**	**宗祠**
		潜川楼下						**汪**	**60**	**潜川汪氏宗祠⑧**	**宮室**	**宗祠**
	二十都	信行	**汪**	**26**	**忠烈行祠-4**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**61**	**忠烈行祠④**	**祀典**	**行祠**
		信行	**汪**	**18**	**介庵先生祠**	**祀典**	**祠**	**汪**	**62**	**介庵先生祠**	**祀典**	**祠**
		汪川	謝	22	諫議祠	祀典	祠	謝	63	諫議祠	祀典	祠
		聯墅	**方**	**36**	**如存庵**	**宮室**	**庵**	×	×	×	×	×
中鵠郷	十六都	臨河						**程**	**64**	**世忠行祠❷**	**祀典**	**行祠**
		西溪南						呉	65	西溪南呉氏宗祠	宮室	宗祠
	十七都	石橋						呉	66	石橋呉氏宗祠	宮室	宗祠
		竦塘						黄	67	竦塘黄氏宗祠	宮室	宗祠
	十八都	托山						**程**	**68**	**世忠行祠❸**	**祀典**	**行祠**
		托山						**程**	**69**	**托山程氏宗祠❹**	**宮室**	**宗祠**
		托山						**程**	**70**	**托山程氏宗祠❺**	**宮室**	**宗祠**
	十九都	岩鎮						孫	71	岩鎮孫氏宗祠	宮室	宗祠
		岩鎮						鄭	72	岩鎮鄭氏宗祠	宮室	宗祠
		岩鎮						佘	73	岩鎮佘氏宗祠	宮室	宗祠
		岩鎮						阮	74	岩鎮阮氏宗祠	宮室	宗祠
		梅村						葉	75	梅村葉氏宗祠	宮室	宗祠
衮繡郷	二十二都	棠樾龍山	**汪**	**27**	**忠烈行祠-5**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**76**	**忠烈行祠⑤**	**祀典**	**行祠**
		槐塘	**程**	**29**	**世忠行祠**	**祀典**	**行祠**	**程**	**77**	**世忠行祠❶**	**祀典**	**行祠**
		槐塘						**程**	**78**	**槐塘程氏宗祠❻**	**宮室**	**宗祠**
		棠樾						鮑	79	棠樾鮑氏宗祠	宮室	宗祠
		霊山	**方**	**37**	**報徳庵**	**宮室**	**庵**	×	×	×	×	×
		霊山						**方**	**80**	**霊山方氏宗祠㈡**	**宮室**	**宗祠**
	二十三都	鄭村双橋北	鄭	12	令君廟	祀典	廟	鄭	81	令君廟	祀典	廟
		潭渡						陳	82	明陳太守祖母郭夫人墓祠	丘墓	墓祠
		向杲						鮑	83	鮑提幹祠	宮室	祠
		向杲						呉	84	向杲呉氏宗祠	宮室	宗祠
		潭渡						黄	85	潭渡黄氏宗祠	宮室	宗祠
		潭渡						黄	86	潭渡黄氏宗祠	宮室	宗祠
		仇村						黄	87	仇村黄氏宗祠	宮室	宗祠
		下市						黄	88	下市黄氏宗祠	宮室	宗祠
永豊郷	二十四都	石岡						**汪**	**89**	**石岡汪氏宗祠⑨**	**宮室**	**宗祠**
		石岡						**汪**	**90**	**石岡汪氏宗祠⑩**	**宮室**	**宗祠**
		羅田柘源						**方**	**91**	**柘源方氏宗祠㈢**	**宮室**	**宗祠**
		羅田上源						**方**	**92**	**上源方氏宗祠㈣**	**宮室**	**宗祠**
	二十八都	洪源坑口						洪	93	洪源洪氏世祠	宮室	宗祠
		洪源竹林里						洪	94	洪源洪氏宗祠	宮室	宗祠
仁愛郷	二十五都	篁墩	**程**	**8**	**世忠廟**	**祀典**	**廟**	**程**	**95**	**世忠廟**	**祀典**	**廟**
		南溪南						江	96	南溪南江氏宗祠	宮室	宗祠
		南溪南						呉	97	南溪南呉氏宗祠	宮室	宗祠
長寿郷	二十七都	龍閣山	**汪**	**28**	**忠烈行祠-6**	**祀典**	**行祠**	**汪**	**98**	**忠烈行祠⑥**	**祀典**	**行祠**
		浯孫						朱	99	浯孫朱氏宗祠	宮室	宗祠
寧仁郷	三十七都	城南七里	**汪**	**11**	**福恵廟**	**祀典**	**廟**	**汪**	**100**	**福恵廟**	**祀典**	**廟**
		蘭将軍巖	蘭	16	蘭将軍祠	祀典	祠	蘭	101	蘭将軍祠	祀典	祠
		寧仁郷雄村	鮑	35	鮑氏墳庵(南極観)	寺観	墳庵	鮑	102	鮑氏墳庵(南極観)	寺観	墳庵
		寧仁郷雄村						曹	103	雄村曹氏宗祠	宮室	宗祠
		五里亭						**程**	**104**	**五里亭程氏宗祠❼**	**宮室**	**宗祠**
孝女郷	三十五都	章祁(瞻淇)						**汪**	**105**	**章祁汪氏宗祠⑪**	**宮室**	**宗祠**
		大阜						潘	106	潘氏宗祠	宮室	宗祠
	三十六都	淪潭						**方**	**107**	**淪潭方氏宗祠㈤**	**宮室**	**宗祠**
上長郷楽	三十三都	柳亭山麓左	**方**	**1**	**方儲廟**(真応廟、仙翁廟)	**祀典**	**廟**	**方**	**108**	**方儲廟**(真応廟、仙翁廟)	**祀典**	**廟**
不明	—	乳溪(汝溪)	銭	10	英烈廟	祀典	廟	銭	109	英烈廟	祀典	廟
		—	江	39	孝思堂	宮室	堂	×	×	×	×	×
		—						孫	110	孫氏慕源宗祠	宮室	宗祠

記号:—　場所不明　×『弘治府志』にあり、『嘉靖府志』には無くなった事例である。ゴシック体で示す事例は、汪氏、程氏、方氏の祠堂建築の事例であり、それらの事例の分布は、後掲(図 3-5)、(図 3-6)、(図 3-7)のようになる。

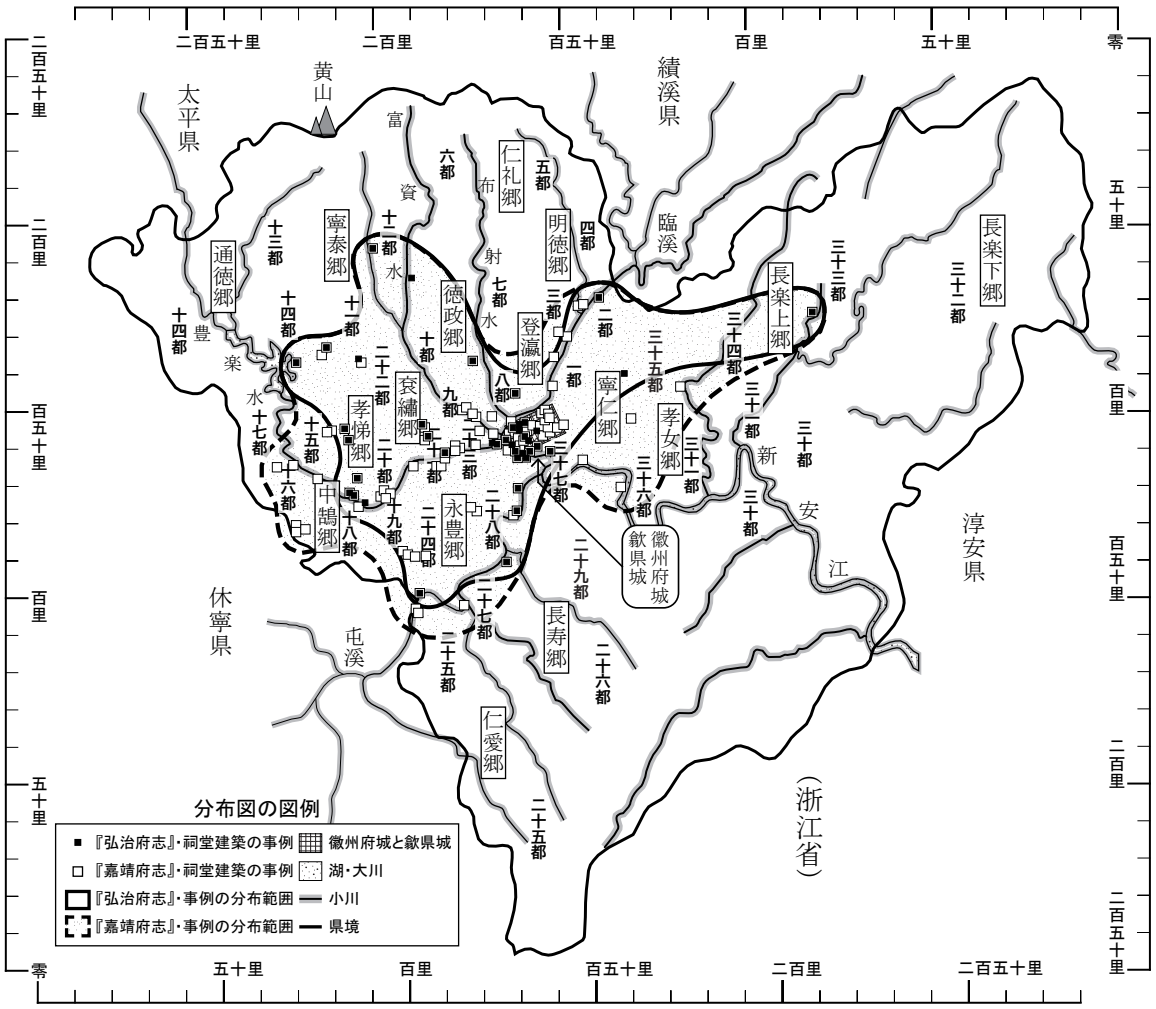

図３－４　『弘治府志』(1502)と『嘉靖府志』(1566)に記載されている祠堂建築の事例分布図

表３－３　地域別の祠廟、墓祠、宗祠の統計

行政区画	祠堂建築の分類	『弘治府志』の事例(1502)		『嘉靖府志』の事例(1566)		増幅率
城内(隅)	**祠廟**(廟・祠・生祠)	**7 件**	廟 3 件・祠 2 件・生祠 2 件	**11 件**	廟 2 件・祠 8 件	1.4 倍
	宗祠(堂・祠・宗祠)	**1 件**	堂 1 件	**4 件**	宗祠 4 件・祠 1 件	**5.0 倍**
郊外(関廂)	**祠廟**(廟・祠)	**6 件**	廟 3 件・祠 3 件	**8 件**	廟 2 件・祠 6 件	1.3 倍
	墓祠(墳寺・墳庵)	**1 件**	墳寺 1 件	**1 件**	墳寺 1 件	—
	宗祠(堂・祠堂・祠・宗祠)	**2 件**	堂 1 件・祠堂 1 件	**13 件**	宗祠 12 件・祠 1 件	**6.5 倍**
農村部(郷都)	**祠廟**(廟・行祠・祠)	**17 件**	廟 6 件・行祠 7 件・祠 4 件	**19 件**	廟 6 件・行祠 9 件・祠 4 件	1.1 倍
	墓祠(墓祠・墳庵)	**3 件**	墓祠 2 件・墳庵 1 件	**3 件**	墓祠 2 件・墳庵 1 件	—
	宗祠(庵・祠堂・宗祠)	**4 件**	庵 2 件・堂 1 件・祠堂 1 件	**49 件**	宗祠 48 件・祠 1 件	**12.3 倍**
場所不明	**祠廟**(廟)	**1 件**	廟 1 件	**1 件**	廟 1 件	—
	宗祠(堂・宗祠)	**1 件**	堂 1 件	**1 件**	宗祠 1 件	—
合計	—	43 件		110 件		2.6 倍

表３－４　祠堂建築と宗族村落の関係分析表

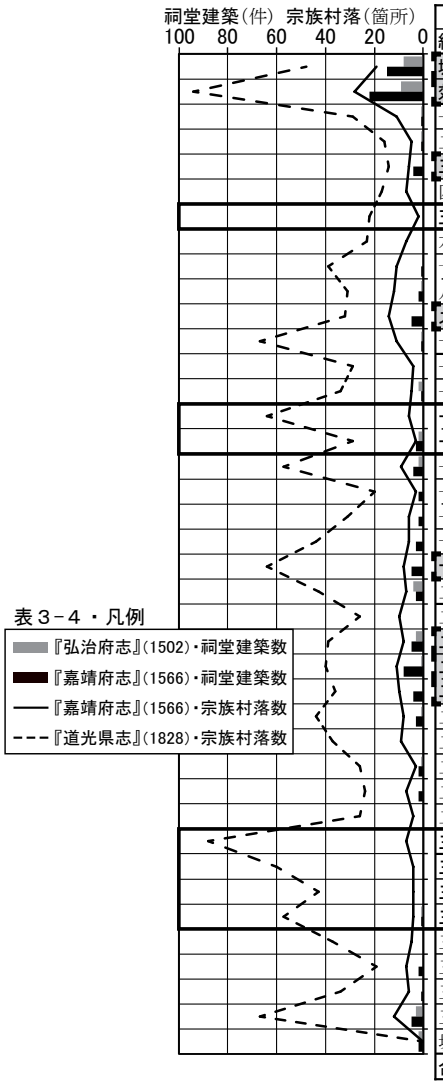

項目	祠堂建築数		宗族村落数		
統計年代	弘治府志	嘉靖府志	嘉靖府志	道光府志	増幅率
城内	8件	15件	19ヶ所	48ヶ所	2.5倍
郊外	9件	22件	28ヶ所	94ヶ所	3.4倍
一都	1件	1件	11ヶ所	29ヶ所	2.6倍
二都	1件	1件	5ヶ所	16ヶ所	3.2倍
三都	×	4件	6ヶ所	14ヶ所	2.3倍
四都	×	×	7ヶ所	17ヶ所	2.4倍
五都	×	×	2ヶ所	22ヶ所	11.0倍
六都	×	×	7ヶ所	23ヶ所	3.3倍
七都	×	1件	11ヶ所	39ヶ所	3.5倍
八都	1件	2件	12ヶ所	31ヶ所	2.6倍
九都	×	5件	14ヶ所	32ヶ所	2.3倍
十都	1件	1件	11ヶ所	67ヶ所	6.1倍
十一都	×	×	4ヶ所	29ヶ所	7.3倍
十二都	2件	1件	5ヶ所	34ヶ所	6.8倍
十三都	×	×	6ヶ所	64ヶ所	10.7倍
十四都	2件	3件	3ヶ所	29ヶ所	9.7倍
十五都	2件	4件	9ヶ所	57ヶ所	6.3倍
十六都	×	2件	3ヶ所	20ヶ所	6.7倍
十七都	×	2件	6ヶ所	31ヶ所	5.2倍
十八都	×	3件	6ヶ所	44ヶ所	7.3倍
十九都	×	5件	8ヶ所	64ヶ所	8.0倍
二十都	4件	3件	7ヶ所	43ヶ所	6.1倍
二十一都	×	×	10ヶ所	26ヶ所	2.6倍
二十二都	3件	5件	8ヶ所	39ヶ所	4.9倍
二十三都	1件	8件	11ヶ所	40ヶ所	3.6倍
二十四都	×	4件	10ヶ所	36ヶ所	3.6倍
二十五都	1件	3件	8ヶ所	44ヶ所	5.5倍
二十六都	×	×	9ヶ所	37ヶ所	4.1倍
二十七都	1件	2件	3ヶ所	26ヶ所	8.7倍
二十八都	×	2件	7ヶ所	24ヶ所	3.4倍
二十九都	×	×	4ヶ所	26ヶ所	6.5倍
三十都	×	×	7ヶ所	88ヶ所	12.5倍
三十一都	×	×	4ヶ所	60ヶ所	15.0倍
三十二都	×	×	4ヶ所	43ヶ所	10.8倍
三十三都	1件	1件	4ヶ所	57ヶ所	14.3倍
三十四都	×	×	5ヶ所	37ヶ所	7.4倍
三十五都	×	2件	7ヶ所	19ヶ所	2.7倍
三十六都	×	1件	6ヶ所	34ヶ所	5.7倍
三十七都	3件	5件	12ヶ所	67ヶ所	5.6倍
場所不明	2件	2件	－	－	－
合計	43件	110件	309ヶ所	1550ヶ所	平均5倍

３－３.地縁祭祀と血縁祭祀について

この節では、明代嘉靖十五年(1536)の礼制改革に伴って宗族の組織化が地域に広く進められ、地縁祭祀と血縁祭祀との関係がどのように変化したかを検討したい。

３－３－１.宗族別の祠堂建築の統計

先ず、前掲(表 3-2)に基づいて、それらの祠廟、墓祠、宗祠の事例を宗族別(氏別)に集計すると、後掲(表 3-5)のようになる。その内、早期に徽州へ移住した有力宗族の汪氏、程氏、方氏は、他の宗族より祠堂建築の事例が数多く記され、『弘治府志』には祠廟の事例が多数であり、汪氏 11 件、程氏 3 件、方氏 1 件がある。一方、『嘉靖府志』には地縁祭祀の祠廟の事例に大きな増減がなく、それに対して、血縁祭祀の宗祠の事例が大幅に増え、汪氏 11 件、程氏 7 件、方氏 5 件がある。その他、複数姓を合祀する祠廟が増え、呉氏や黄氏の宗祠も大幅に増加したと見られる。このように、

弘治年間から嘉靖年間にかけて、地縁祭祀はそれ以前に比べて衰退したのに対し、血縁祭祀は宗族の組織化が進められることにより、宗祠が建てられるようになったと考えられる。

表３－５　宗族別の祠堂建築の統計

移住時代		漢	晋	漢～南宋	唐	唐・南宋	南北朝・唐	南宋	—	唐・唐・隋	唐～南宋	唐～元	晋	漢～五代	唐～南宋	唐～五代	唐・唐	南宋	唐	—・唐・南宋	晋	唐	唐	晋・南北朝 五代・隋・唐 南宋…	総計（祠堂建築の事例数）
出典	分類	汪	程	方	孫	鄭・楊	任・蕭	章	複数姓	銭・舒・謝	李	劉	鮑	呉	江	朱	羅・陸	唐	陳	陶・張・史	黄	洪	徐	佘・阮・葉・潘 胡・殷・王・凌 畢などの14姓	
「弘治府志」	祠廟	11	3	1	2	1×2	2×2	2	1	1×3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
	墓祠	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	宗祠	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1×2	1	—	—	—	—	—	—	8
	合計	13	4	3	2	2	4	2	1	3	1	1	1	1	1	1	2	1	—	—	—	—	—	—	43
「嘉靖府志」	祠廟	12	4	1	2	1×2	2×2	1	5	1×3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1×3	—	—	—	—	38
	墓祠	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	4
	宗祠	11	7	5	2	1×2	—	—	—	—	1	—	2	6	3	2	1×2	—	—	—	6	3	2	1×14	68
	合計	24	12	6	4	4	4	1	5	3	1	—	3	6	3	2	2	—	2	3	6	3	2	14	110

３－３－２.地縁祭祀と血縁祭祀の祠堂建築の分布図

次に、祠堂建築の事例数が多く汪氏、程氏、方氏の事例を取り上げ、前掲(表 3-2)にゴシック体で示す事例に対応させて検討する。ここでは、汪氏、程氏、方氏の祠堂建築の事例は名称として「廟」、「行祠」、「祠」、「墓祠(墳庵、墳寺)」、「庵」、「宗祠」に分られ、異なる図例によって地図上に表示すると、後掲(図 3-5)、(図 3-6)、(図 3-7)のようになる(地図上の実線は河川、破線は県の境界を示す)。この中には、行祠や宗祠が複数ある場合は、図面上で記すとき、それらの所在地によって忠烈行祠が「忠烈行祠①、忠烈行祠② ～ 忠烈行祠⑥」、汪氏宗祠が「宗祠①、宗祠② ～ 宗祠⑪」、世忠行祠が「世忠行祠❶、世忠行祠❷、世忠行祠❸」、程氏宗祠が「宗祠❶、宗祠❷ ～ 宗祠❼」、方氏宗祠が「宗祠㊀、宗祠㊁ ～ 宗祠㊄」のように番号を付して掲載している。

また、『新安名族志』(1551)[Ⅱ-1)]により、明代中期の汪氏、程氏、方氏の宗族村落を取り上げ、汪氏村落は唐模、厳鎮、葛山、潜川、水界山、壜田など、程氏村落は槐塘、虹梁、元里村、馮塘、厳鎮、竦口など、方氏村落は聯墅、臨河、厳鎮、羅田、澄塘、忠堂などがあり、それらの宗族村落を図面上にプロットすると、明代中期における地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の宗祠の発展が宗族村落にとってどのような意味があったかを検討してみよう。

３−３−３.地縁祭祀から血縁祭祀への変遷

⑴　汪氏の地縁祭祀と血縁祭祀

歙県汪氏の祠堂建築は、(図 3-5)のように、地縁祭祀としての徽州府城内の忠烈廟(唐代 651)を起点とし、雲嵐山の越国汪公墓(唐代 651-53)と越国汪公墓祠(南宋 1277)を加え、越国公汪華の祭祀を主とする祭祀圏を形成した。その他、汪華の子を祀る祠廟である忠助八侯廟(南宋 1140)、忠護侯廟(南宋 1176-89)、福恵廟(南宋)も忠烈廟の周辺に分布している。南宋以降、汪華信仰の忠烈廟が広く進められ、本山の忠烈廟から分立した忠烈行祠が川に沿って城外の東北部、西部、南部へ広がっていた。その内、新館の忠烈行祠①、信行の忠烈行祠④、棠越龍山の忠烈行祠⑤は、周りに数多くの汪氏村落が分布していることが認められる。また、明代に入ると、忠烈廟や忠烈行祠の外周に散在している汪氏村落には、村落を中心とする血縁祭祀の宗祠が数多く建てられることになった。

つまり、汪氏の場合は、越国公汪華の地縁祭祀を中心として本山の「忠烈廟」から「忠烈行祠」へと分化し、汪華の祭祀圏が拡張されると、周りの汪氏村落に血縁祭祀が始まり、それに伴う汪氏宗祠の建設がもたらされた。

⑵　程氏の地縁祭祀と血縁祭祀

程氏の祠堂建築は、(図 3-6)のように、休寧県と歙県が接する篁墩を中心として分布していることが分かる。篁墩は徽州へ移住した程氏の始遷地とし、始祖の程霊洗の旧宅と墓所があり、それに伴う程霊洗を祀る世忠廟(南宋 1175-84)が建てられることもあった。そこで、『新安名族志』前巻＊程[注 8)]の記載によると、篁墩から分家した程氏一族は徽州各地で散在し新たな村落を造った。歙県では、虹梁、厳鎮、槐塘、臨河、潜川などの程氏村落が川に沿って分布していることが見られる。その内、篁墩近くの槐塘、臨河、托山村落には、世忠行祠の建設と共に程氏宗祠が次第に建てられ、地縁祭祀と血縁祭祀が共存していたことが認められる。その他、城内の荷花池、上路、城西方の五里亭、北部の竦口などの程氏村落には血縁祭祀の宗祠が建てられた。

つまり、程氏の場合は、程霊洗の地縁祭祀から始まり、程氏村落の発展とともに、村落には本山の「世忠廟」から分化した「世忠行祠」が建設され、次第に血縁祭祀の宗祠の建設も行われるようになった。

⑶　方氏の地縁祭祀と血縁祭祀

歙県方氏の祠堂建築は、(図 3-7)のように、始祖方儲を祀る方儲廟(漢代)が彼の修行場であった柳亭山に築かれ、その周辺に霞坑、対溪などの方氏村落が集まっていることが見られる。明代以降、方儲廟が地縁祭祀から血縁祭祀へ移行し、一定範囲の宗族を統合する動きが始まり、その周辺の方氏村落には方儲の地縁祭祀と共に宗族の血縁祭祀が行われるようになった[注 9)]。その後、柳亭山の

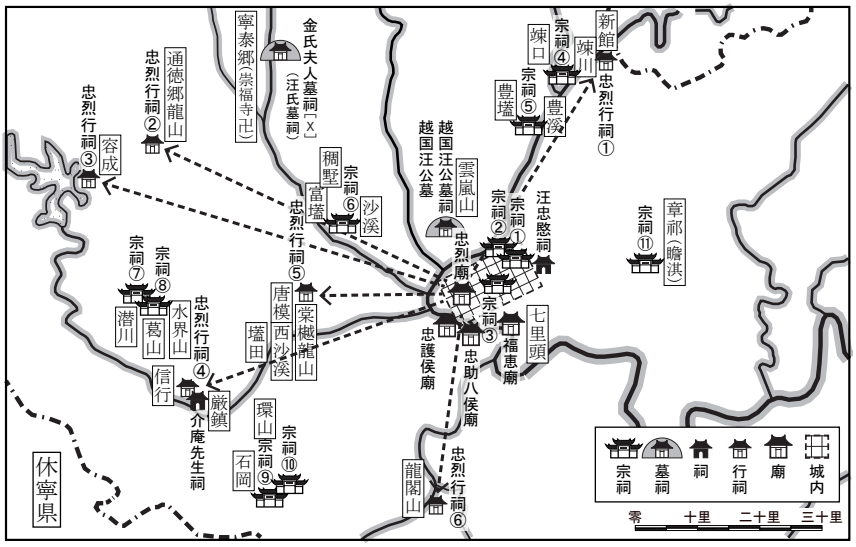

図３−５　歙県の汪氏における祠堂建築の分布図

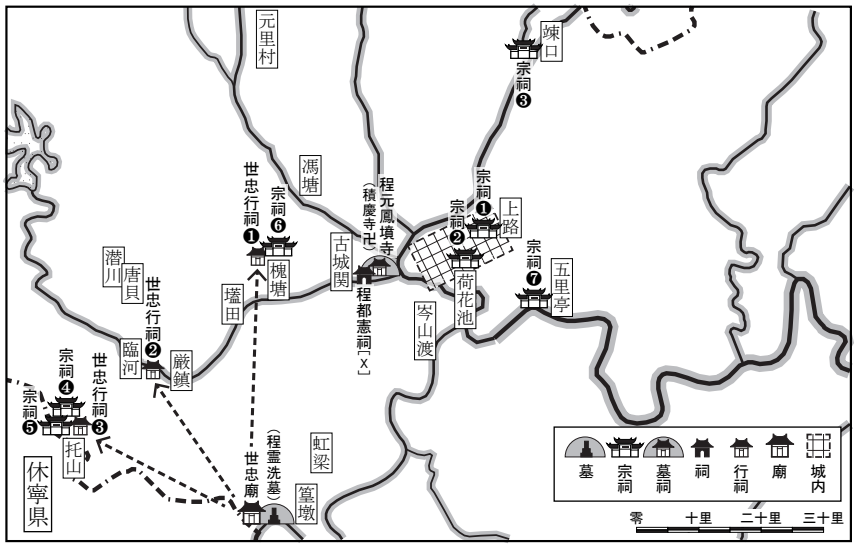

図３−６　歙県の程氏における祠堂建築の分布図

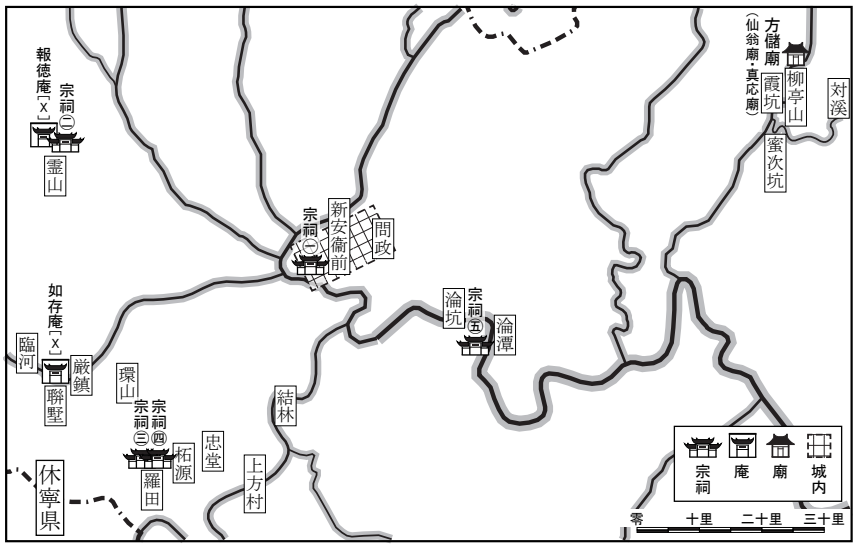

図３−７　歙県の方氏における祠堂建築の分布図

〔×〕印:『弘治府志』にあり、『嘉靖府志』には無くなった事例である。

方儲廟より遠いところにある霊山、聯墅、羅田などの方氏村落には、血縁祭祀として庵や宗祠が建てられたことも見られる。

つまり、方氏の場合は、柳亭山周辺の村落には「方儲廟」の地縁祭祀が中心に行われてきたのに対し、遠隔地の村落において宗祠が建てられ、血縁祭祀が行われるようになったと考えられる。

このように、宋代から明代中期における地縁祭祀の祠廟、血縁祭祀の宗祠について見ると、地理的な条件があるものの、それらの拠点から外へ同心円のように広がって行き、後掲(図 3-8)のような祭祀圏が作成されたことが分かる。この地域の最大の祭祀圏は複数の村落に跨がり、広い領域を覆う「本山の廟」の祭祀圏で、その周りに幾つかの中規模の「行祠」の祭祀圏を形成し、小規模の祭祀圏は、一つの村落を範囲とする「宗祠」の祭祀圏と一致する。つまり、明代中期に入ると宗族の組織化が進み、大規模の祭祀圏としての地縁祭祀が行われる中で、小規模の祭祀圏としての血縁祭祀も次第に発展されるようになった。さらに、明代中期以降の宗族村落の発展に伴い、地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へと移行する萌芽的な様相が窺える。

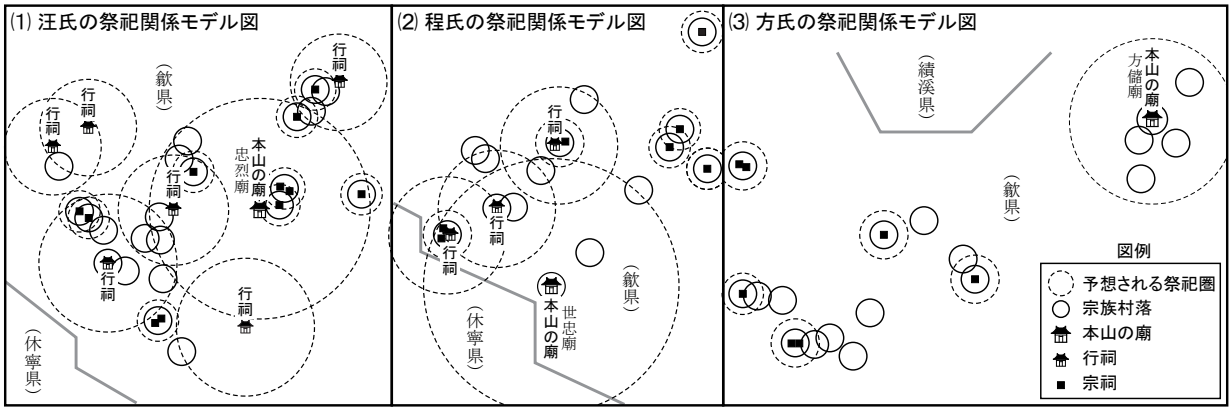

図３－８　地縁祭祀と血縁祭祀の祭祀圏略図

3－4．結び

本章では、歙県関係の地方志である宋代の『新安志』(1175)、明代中期前後の『弘治府志』(1502)と『嘉靖府志』(1566)を取り上げ、宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築について、分類と時代区分、分布と地域性を解明し、さらに『新安名族志』(1551)の記載を加え、明代中期における地縁・血縁祭祀と宗族村落の関係を検討した。

⑴　祠堂建築の分類と区分は、地方志の分野と内容によれば、歙県では地縁祭祀の「祠廟」、血縁祭祀の「墓祠」と「宗祠」の三種類に大きく分けられた。以上の三種類の祠堂建築について、それらの形成過程を時代別に要約すると、後掲(表 3-6)のように纏められる。それにより、祠廟、墓祠、宗祠については時代的な変遷を眺めると、次のような特徴を備えていた。

a).「祠廟」は、漢代から功績のあった特定の人物を記念し祀る専祠(専廟)として始まり、中では、「廟」、「行祠」は、唐・宋時代以降、祭祀対象の神格化、祈祷霊験の伝播により朝廷の賜額・賜号を受けた公認的なものであった。それに対して、「祠」、「生祠」は、祈祷霊験、賜額、賜号に関する記述がなく、専祠に相当するものであった。なお、祠廟は地縁祭祀の場所として、祭祀対象が祭祀者の祖先に限定されず、親族以外の人物を祀った。

b).「墓祠」は、漢代以来墓の近くにあり、墓主を祀るものであったが、宋・元時代には、仏教や道教の影響を受け、墓の近くに「墳寺」、「墳庵」を建てるものが現れた。明代以降、仏教や道教による宗教的な祭祀がそれ以前に比べて薄れており、墓祠、墳寺、墳庵にはいずれも血縁による祖先祭祀が主に行われるようになった。

c).「宗祠」は、宋代に一人の祖先を専祀していた小宗主義的な「庵」から発展した。元末から明代中期以降、宗族の組織化が人々に浸透したことによって、複数の先祖を合祀していた「堂」、一族による祖先祭祀が行われる大宗主義的な「祠堂」が現れた。さらに、明代嘉靖十五年(1536)に行われた礼制改革により、本格的な「宗祠」が数多く建てられるようになった。

⑵　祠堂建築の事例分布は、歙県では祠廟が主に城内(隅)、郊外(関廂)に集中していたが、徽州商人の商業活動に伴い、河川を利用した水上交通路に沿って本山の「廟」から「行祠」へと分化し、河川流域に分散した。また、明代中期以降については、分家による人口密度の低い遠隔地域への転居が行われ、農村部(郷都)に新たな村落が数多く生まれ、これらの地域において祠堂建築が急激に増加したとみられる。

⑶　地縁祭祀と血縁祭祀は、宋代から明代中期にかけて、地縁祭祀の祠廟は本山の「廟」から「行祠」へ分化し、祭祀範囲が複数の村落に跨がり、広い地域に広がった。さらに、明代中期以降、宗

族の組織化が進められたことで、宗族村落には血縁祭祀の「宗祠」が数多く建てられ、一つの村落を単位とする血縁祭祀が中心に位置づけるようになった。

表３－６　歙県の祠堂建築の分類定義と時代区分

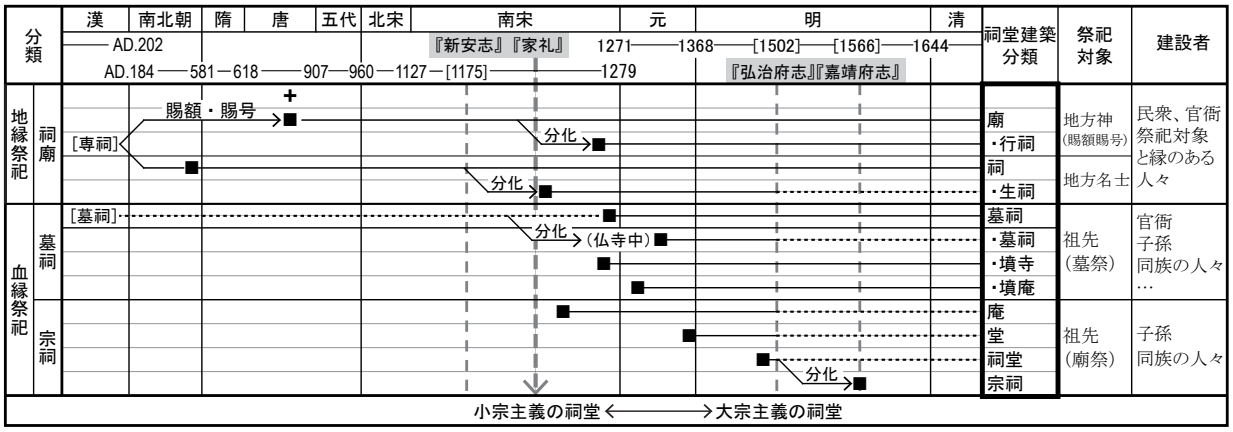

注釈

注 1)　祠山張大帝は、中国の江蘇省、浙江省、安徽省などの地方において、非常に盛んに祭祀された神であり、その本山となるのは、安徽省広徳県にあった祠山廟である。

注 2) 五顕神あるいは五通神は、唐代に始まった五人の財神の信仰であり、その後の北宋宣和年間(1119-25)に侯爵に封じられ、南宋淳熙年間(1174-89)には公爵に昇進した。さらに、嘉泰年間(1201-04)には王とされた。そして、南宋の理宗皇帝(1225-64)のとき、五人に名前が贈られ、「顕聡孚仁王」、「顕明孚義王」、「顕正孚智王」、「顕直孚信王」、「顕徳孚礼王」となった。

注 3)　梁高宗・蕭統(501-531)は、中国南朝の梁の皇族として、国政に携わり、民衆に仁政を行った。また、文章家としても後世に知られ、世に「昭明太子」と称されて、中国の禅宗寺院にも護法善神として祀られている。

注 4)　祭祀対象が本研究と一致せず、『新安志』と『弘治府志』から外れた祠堂建築の事例は以下の一覧表の通りである。

『新安志』と『弘治府志』から外した事例一覧表

出典	巻数・分野	事例名称	祭祀対象	創建年代	所在地
『新安志』	第一巻＊州郡＊祠廟篇	岱嶽廟	泰山神	宋 1119-25 年	郡城烏聊山
		城隍廟	城隍神	—	郡城烏聊山
		霊順廟	五顕神	唐 627-49 年	郡城烏聊山
		孚惠廟	神話・鳴山神	—	—
	第三巻＊歙県＊祠廟篇	浮丘先生廟	神話・浮丘公	—	—
		霊山廟	仏教神・甘露王	—	—
		竅山廟	竅山神	—	—
『弘治府志』	巻之五＊祀典＊祠廟篇(本府)	城隍廟	城隍神	移築:明 1370 年	移築:府城南山門内
		義勇武安王廟	三国蜀の武将・関羽	元 1308 年	府城烏聊山旧万山堂
		東岳廟(岱岳廟)	泰山神	宋 1119-25 年	府城烏聊山
		霊順廟	五顕神	唐 627-49 年	府城東北部
		玄壇廟	道教神・玄壇元帥	—	府城烏聊山
	巻之五＊祀典＊祠廟篇(歙県)	龍王廟	水神龍王	—	歙県溪山
		張許二侯双廟	唐武将・張巡と許遠	—	歙県潜川
		孚惠廟	神話・鳴山神	—	歙県城東門外
		張王廟	祠山張大帝	—	歙県報恩寺傍
		霊山廟	仏教神・甘露王	—	—
		竅山廟	竅山神	—	—
		溪西昭明廟	梁高宗蕭統	—	歙県溪西
		茅司徒廟	神話・縛虎茅将軍	—	歙県紫陽山
		南源廟	—	唐 831 年	—

記号：—　祭祀対象、創建年代、所在地について不明なものを示すこと

注 5)　参考文献Ⅴ-1)，Ⅰ儒教の研究，第四章，pp. 152-153，「3 専祠および生祠」，参照。専祠(専廟)とは、「功績のあった特定の人物を記念してまつる祠堂で、やはり古くからある…このような専祠は学校や書院、官署、当該人物にゆかりの土地などに立てられ、数多くの偉人賢者、忠臣烈士が崇拝の対象になった」と定義されている。

注 6)　図 3-3 は、『嘉靖府志』の図が不鮮明なため、そこで、参考文献Ⅰ-5)，清代康熙三十八年(1699)の『徽州府志』，図七，pp. 95-96，「徽州府治城垣図」；図十，pp. 102-103，「歙県治城垣図」；参考文献Ⅰ-7)，中華民国二十六年(1938)の『歙県志』，巻一，図，pp. 9-10，「徽州府歙県治城垣図」を参照して作成した。

注 7)　図 3-4 は、参考文献Ⅰ-5)，清代康熙三十八年(1699)の『徽州府志』，図九，pp. 92-93，「歙県図」；参考文献Ⅰ-7)，中華民国二十六年(1938)の『歙県志』，巻一，図，p. 6，「歙県全図」を参照して作成した。

注 8)　参考文献Ⅱ-1)，前巻，程，pp. 18-88，参照。

注 9)　参考文献Ⅴ-10)，第二章，第三節「真応廟之転化過程與宗族組織」，pp. 56-65，参照。方儲廟(真応廟)が地縁祭祀から血縁祭祀への転化過程、及び方氏宗族の組織化については、後漢永元五年(93)～北宋端拱元年(988)、北宋端拱元年(988)～明代万暦二十四年(1596)、明代万暦二十四年(1596)～清代康熙九年(1670)、清代康熙九年(1670)～中華人民共和国成立(1949)のように四段階に分けて検討した。中では、真応廟は宋代に一度方氏宗族により支配されたが、元代には近隣地域の他の宗族に横取られたとされ。明代以降、真応廟が再び方氏宗族の手に戻り、特に明代万暦年間(1573-1620)に方氏宗祠として再建され、地縁祭祀の祠廟から血縁祭祀の宗祠へと転化のきっかけとなった。

第四章

明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築

第四章　明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築

はじめに

明代中期から清代末期において、歙県の農村部に宗族村落が大幅に増加したのは、前述のように分家による人口密度の低い地域への転居のためであり、明代嘉靖年間の礼制改革により、「宗祠」が数多く建てられるようになった背景とも深く関係していた。

本章では、明代中期以降、宗族の組織化に伴って宗族村落と宗祠建築の発展と分化の様相を明らかにしたい。そこで、黄氏、洪氏、許氏一族の族譜史料と遺構資料を取り上げ、単一の宗族村落から近隣地域の複数の宗族村落における宗族の階層構造が形成され、それに対応して宗祠の発展と分化、さらに建築形態の特徴についても明らかにしたい。そこで、本章では以下の三節にそって論ずることにする。

第一節「歙県の宗族村落の形態について」では、代表的な宗族村落の事例に基づいて、当該族譜に掲載されている村落図から、宗族の組織化によるどのような空間形態の村落が生み出されたかを分析し、村落形態の分類を検討する。

第二節「宗祠の形成過程と建築形態について」では、単一の宗族村落における歙県の潭渡黄氏の事例を取り上げ、『潭渡黄氏族譜』により潭渡村の黄氏一族の発展過程を辿り、黄氏宗族の組織化に伴って様々な宗築が建てられたが、それらの宗祠がどのような時代にどのような背景で建立されたか、そして、それらがどのような発展を遂げたのか分析する。さらに、族譜の古図と記録からそれらの宗祠の建築形態に見られる平面形式、空間機能、建築規模などについて検討する。

第三節「宗祠の発展と分化について」では、複数の宗族村落における歙県の葉村洪氏、許村許氏二つの事例を取り上げ、当該族譜の記録に依拠し、宗族の相続・分家による近隣地域の宗族村落群が形成されており、そうした宗族村落群では宗族の階層構造に対応して、宗祠がどのように発展、分化したか、経済的な制約による建築規模の差異を示し、さらに、宗祠の分類についても検討する。

４－１．歙県の宗族村落の形態について

歙県の宗族村落については、『歙県志』[Ⅰ-7]巻一＊輿地志＊風土篇に「邑俗旧重宗法聚族而居 毎村一姓或数姓 云々」[注1)]によると、歙県には大きく同族結合と異姓雑居の二つの形態があることが分る。そこで、族譜の『棠樾鮑氏宜忠堂支譜』[Ⅱ-2)]、『歙南武担姚氏支譜』[Ⅱ-3)]に掲載される村落図により、同族結合と異姓雑居の村落形態の特徴を検討する。

同族結合の村落は、(図 4-1)の「清代棠樾村全図」[注2)]のように、農村部にあって住民の移動が比較的少なく、山岳地帯の平坦地にあり、周辺に河川が流れ、水田が連なっている。この村では、南宋に鮑氏一族が移住すると、清代にかけて鮑氏一族の民居が密集して建ち並び、そのほか、始遷祖の祭祀を中心とする「宗祠」、支派祖を祀る「支祠」、族内の孝行者を合祀する「専祠」、自然崇拝の社(社屋)、同族出身の官僚、名士、貞女などを顕彰する牌坊、子弟を教育する書院、知識人の集合所となった文会などが建てられ、周りの山裾に祖先の墓が設けられた。

また、異姓雑居の村落は、後掲(図 4-2)の「民国初年漁梁村全図」[注3)]ように、歙県城の東門外にあって大河の水運による住民の移動が比較的容易にできる地区に多く、唐代から宋代以降にかけて大河に沿って設けられた舟付場を拠点とし、物流と商業活動により大規模な村落へと発展し、村落には、汪、姚、胡、巴など複数姓の「宗祠」、「支祠」、「家祠」の宗祠建築が建設され、周辺には地縁祭祀の祠廟、壇、宗教施設の寺院なども建てられた。このように、同族結合、或は異姓雑居の村落には複数の宗祠建築が建設されたことが分る。

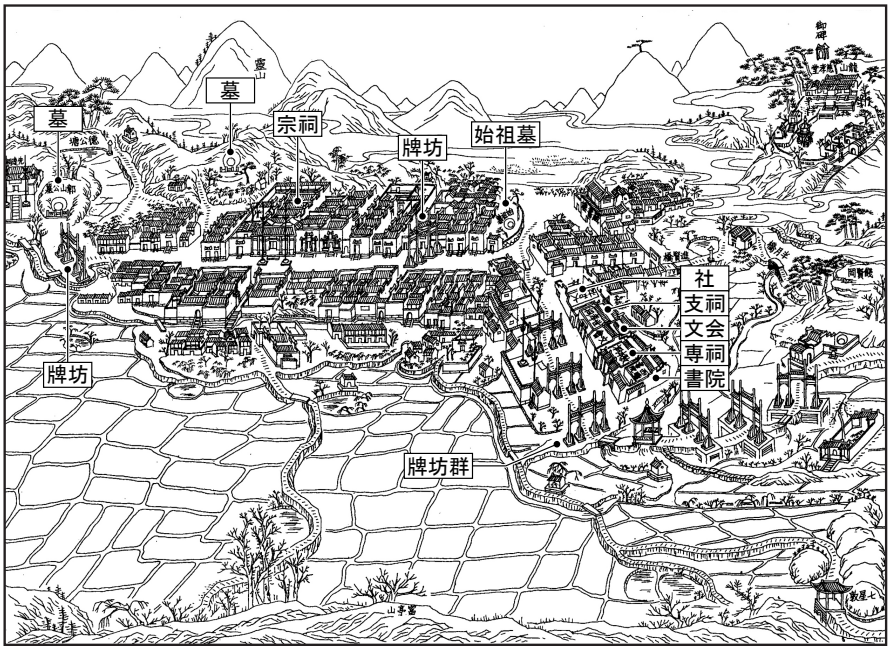

図４－１　「清代棠樾村全図」(図内の語句は筆者記入)

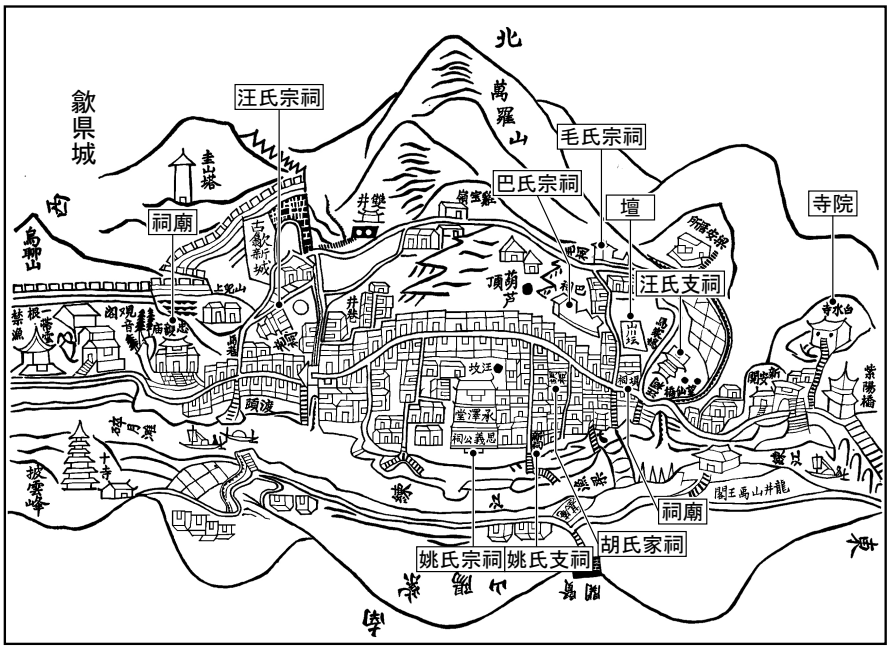

図４－２　「民国初年漁梁村全図」（図内の語句は筆者記入）

４－２．宗祠の形成過程と建築形態について

本節は、歙県農村部の同族結合の潭渡村を取り上げ、潭渡村にある黄氏一族の族譜である『潭渡黄氏族譜』[Ⅱ-4)]に依拠して、明・清時代に潭渡村の黄氏一族をめぐる宗祠の形成過程とその建築形態について検討してみたい。

４－２－１．潭渡村黄氏の沿革

潭渡黄氏は、『潭渡黄氏族譜』巻一*「新安各派遷支指掌図」[注4)]によると、唐神龍年間(705-07)に華北地方から移住した歙県の篁墩・黄氏 13 世の黄璋が潭源に移って 1 世祖となり、同氏の 4 世孫の黄芮(760-831)が潭源から対岸の潭渡へ渡り、事実上の始遷祖となった。宋代から明代初期にかけて、潭渡村では一族が門派に分かれ、下の(図 4-3)[注5)]のように、思養門、永思門、敦睦門、貽安門、

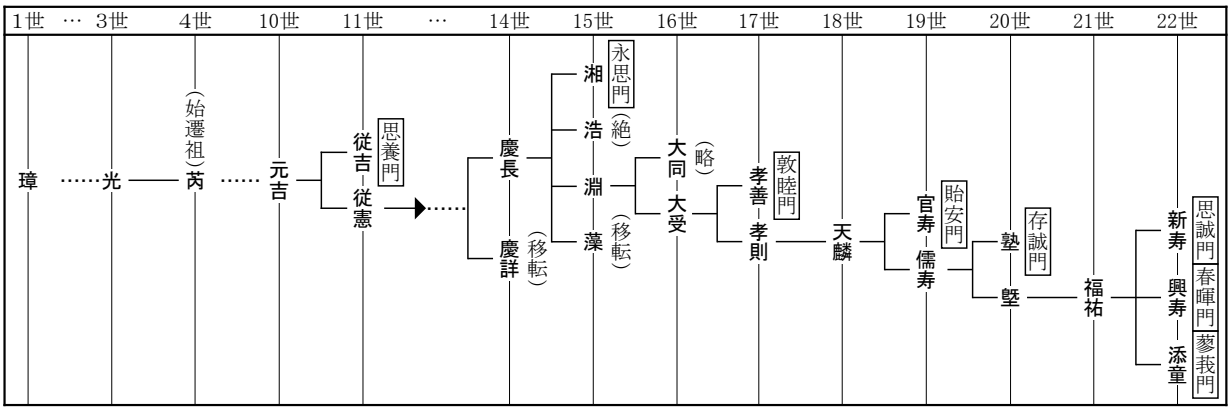

図４－３　歙県潭渡黄氏の系譜図(八門)

さらに存誠門と思誠門、春暉門、蓼莪門などの八門支派を形成することになった。

潭渡村は、後掲(図 4-4)[注6)]のように、風光明媚な田園地帯に位置している。村落の背後には丘陵が連なり、前方に河川が流れ、その向こうには肥沃な水田が連なるという地形である。村落の中には民居が密集して建ち並び、祖先を祀る宗祠建築である逸民祠、済美祠、大宗祠、壷徳祠、同族出身の官僚、名士、貞女などを顕彰する牌坊、子弟を教育する書屋、などが建てられ、また、村落の入口には道教の廟観も建てられた。

４－２－２．宗祠の形成過程

前掲の『潭渡黄氏族譜』巻六*祠祀により、その中に記載されている各宗祠の成立の背景と祭祀行事を整理すると、以下のように明・清時代の形成過程が読み取れる。

ア.［祠廟から宗祠への転換］:孝子祠は、始遷祖の黄芮が父母に孝を尽くし、朝廷より旌表され、明代成化元年(1465)に建てられた黄芮を祀る祠廟であったが、同時に土地神の社屋が隣に建てられたため、祠廟は地縁祭祀の場所でありながら、黄氏八門が始遷祖を中心とする血縁祭祀を行うこととなり、事実上の血縁祭祀の「宗祠」と見做された[注7)]。

イ.［祠廟から支祠への転換］:逸民祠(別名:徳庵公祠)は、17 世支祖・孝則公の品徳を褒賞するため、明代嘉靖十五年(1536)に存誠門、思誠門、春暉門、蓼莪門の四門が孝則公の祠廟として建てたが、祭祀の際、四門が各自の祖先を合祀したため、四門の「支祠」と見做された[注8]]。

ウ.［墓祠から専祠への転換］:済美祠は、当初 3 世祖墓の付近に建てられた墓祠であったが、清代以降、隣に書院(黄山楼)が建てられたことで黄氏族内の文人墨客が雲集し、それ以来同族出身の名士も祠に合祀され、徐々に「専祠」へと変化した[注9]]。

エ.［宗族の統合］:大宗祠は、潭渡黄氏が大きな発展を遂げたことで、清代康熙二十六年(1687)に建てられ、1 世祖から八門及び村外へ移転した諸支派祖まで全ての祖先を祀る「統宗祠」とされた[注 10)]。また、壷徳祠は、清代康熙五十六年(1717)に建てられた黄氏一族の女性祖先を合祀するものであり、「専祠」として一定程度宗族を統合することに役立っていたと考えられる[注11)]。

その他、後掲(図 4-4)の潭渡村全図にも、八門の名称で命名する建物があり、八門の支祠と考えられるが、それらの建立年代は明らかではない。

このように、黄氏の宗祠建築については、明代の孝子祠、済美祠、逸民祠に見られたように、創建時に単一の祭祀対象を祀っていた地縁祭祀の祠廟、墓主を祀る墓祠であったものが、明代中期から清代にかけて、宗族の組織化が進められると宗祠、支祠、専祠へ転換され、複数の祭祀対象を祀るようになったと考えられる。最後に、清代の大宗祠、壷徳祠は、一族の全ての祖先(女性の祖先)を合祀することで、宗族の統合の機能を持つことになったことが分かる。

なお、潭渡村の専祠の済美祠、壷徳祠は、前章で述べた地縁祭祀の祠廟に属する専祠と区別する。両祠は宗族の組織化に伴う地縁祭祀から血縁祭祀へ変遷したことで、祭祀範囲が宗族内部に限られている点で血縁祭祀の宗祠に分類することが出来る。

４－２－３．宗祠の建築形態

⑴　宗祠の平面形式

宗祠の平面形式について、前掲の『潭渡黄氏族譜』の中から孝子祠、済美祠、逸民祠、大宗祠、壷徳祠の 5 件の俯瞰図を取り上げると、後掲(図 4-5)[注 12)]のようになる。その配置は、建物の間口柱間を三間、五間、七間など、奥行を「門」、「堂」、「寝」などとし、「庭(天井)」を交互に縦一列に配列することで、一進、二進、三進、四進とする奥に深い空間秩序とし、奥行の進数と間口の間数を合わせ、一進三間、二進五間、三進五間、四進五間などと表記される。

ア．孝子祠(旧祠廟→宗祠)は、俯瞰図からは柱間が見えないが、「成化元年間新建社屋祠堂記略」[注 13)]に「礼堂社與孝子祠同建…今填基址建立祠堂三間社屋三間 比聯六間以表孝思之誠 云々」とあり、その規模が桁行三間であることが分かる。隣に社屋と並行させることで一進三間とし、俯瞰図から孝子祠の前方には牌坊を立て、外壁を連ねて前庭を形成したことが確認できる。

イ．済美祠(旧墓祠→専祠)は、門と寝を相対して建てた二進五間とし、門は中央に三間一戸、二段切妻屋根を設け、両脇に袖壁(八字牆)を付けている。寝は桁行五間、切妻屋根とし、両側妻壁を門まで伸ばしたことで中庭が形成された。

ウ．逸民祠(旧専祠→支祠)は、門―中庭―堂―中庭―寝のように同幅の建物を縦一列に並べ、外壁で囲まれた三進五間である。門は五間三戸、三段切妻屋根であり、堂と寝は切妻屋根であり、「宋逸民徳菴先生祠堂碑銘」に附記された「建祠立主合同」[注 14)]に「並後造寝堂三間 云々」とあり、堂と寝が後世に桁行三間として建て替えられたものであり、当初は図中の門にみられるように中央間、脇間、端間からなる五間であったと考えられる。

エ．大宗祠(統宗祠)は、村落の入口に位置し、頭門、儀門、堂、寝を庭と交互に縦一列に並べた四進五間とし、いずれも入母屋造で高い格式を表し、前方に牌坊型の柵門[注 15)]を立て、右側に一連の附属屋を建てた。頭門と儀門は五間三戸、前者が三段屋根、後者が中央三間を高くする二段屋根とされた。儀門の後方には、桁行七間の堂、五間の寝(月台付)が置かれ、それらの間の中庭両側に廊下を連ねることで一体感を出している。壷徳祠(専祠)は、大宗祠と同様に、頭門―中庭―儀門―中庭―堂―中庭―寝の四進五間とし、前方に壁で囲んで前庭を形成し、柵門が側壁に設けたことが窺える。頭門は五間三戸、大宗祠の頭門と同規模に建てられ。儀門は三間一戸、入母屋造、中央一間を高くする二段屋根とされた。堂と寝は桁行五間、切妻屋根である。

⑵　宗祠の空間機能

宗祠の空間機能について、『潭渡黄氏族譜』に依拠し、門、堂、寝などを対象に検討する。

「門」は、内部空間への入口であり、孝子祠では前方に牌坊を建て入口を示し、済美祠と逸民祠では一つの門を建つのに対して、大宗祠と壷徳祠では柵門、頭門、儀門を重ねて格式の高さを示している。門の開閉について、「祠約」に「春秋二祭 祠門洞開 司年須預将儀門上柵 其子孫到祠皆於東西角門両廊出進 云々」[注16)]とあり、春秋祭の際に門を開放し、それ以外は門の前方に木柵を設け、祭祀対象の子孫が東西側の脇門を通って中庭両側の廊下へ出入りすることが分かる。

「堂」と「寝」は、門の後方に建てる二種類の建築であり、「議修徳庵公祠堂大略」に「前有堂以献享後有寝以棲神 云々」[注17)]とされ、前の堂が供物を献げる場、後の寝が祖先位牌の安置の場となる。祭日の場合は、「潭渡黄氏享妣専祠記」に「祭之日 朝事於堂饋献於室 云々」[注18)]とあり、堂において事前会議を行い、寝室において祖先に食物を供えることが分かる。

「庭」は、門、堂、寝の間に設けられる外部空間であり、人々の集合の場となり、屋根の排水を解決し、光や風を採り入れる役割を担っている。

このように、潭渡・黄氏の宗祠建築は、血縁による同族祭祀の空間機能を備えた門、堂、寝、庭を設け、各建物の空間秩序を重んじて奥行の「進」、間口の「間」の組み合わせにより、平面形式を定型化させたとことが分かる。

⑶　宗祠の建築規模

宗祠の建築規模について、『潭渡黄氏族譜』に記載されている宗祠建築の敷地面積、並びに清代康熙末年(1722)までに寄進された祭田の年収入を統計すると、以下のようになる。

ア．孝子祠・一進三間　敷地面積:0.588 畝(隣の社屋を含め)[注19)]、祭田の年収入:不詳

イ．済美祠・二進五間　敷地面積:0.925 畝[注20)]、祭田の年収入: 41.30 両[注21)]

ウ．逸民祠・三進五間　敷地面積:0.592 畝[注22)]、祭田の年収入: 16.63 両[注23)]

エ．大宗祠・四進五間　敷地面積:4.482 畝[注24)]、祭田の年収入:106.23 両[注25)]

　　壷徳祠・四進五間　敷地面積:1.684 畝[注26)]、祭田の年収入: 52.11 両[注27)]

これらの建築規模は、宗族内の祭祀範囲による祭田収入に応じて、敷地面積が決まり、それに相当する平面形式で建てられたと考えられる。中でも、大宗祠は宗族全員により寄進された祭田からの年収 106.23 両となり、敷地 4.482 畝で、建物は四進五間と最も大きい。次いで壷徳祠は、大宗祠と同様に宗族全員により年収 52.11 両となり、敷地 1.684 畝で、建物は四進五間と二番目に大きい。また、済美祠は祭祀対象の子孫により年収 41.30 両となり、敷地 0.925 畝で、建物は二進五間とし、逸民祠は四門の支派により年収 16.63 両となり、敷地 0.592 畝で、建物は三進五間となる。

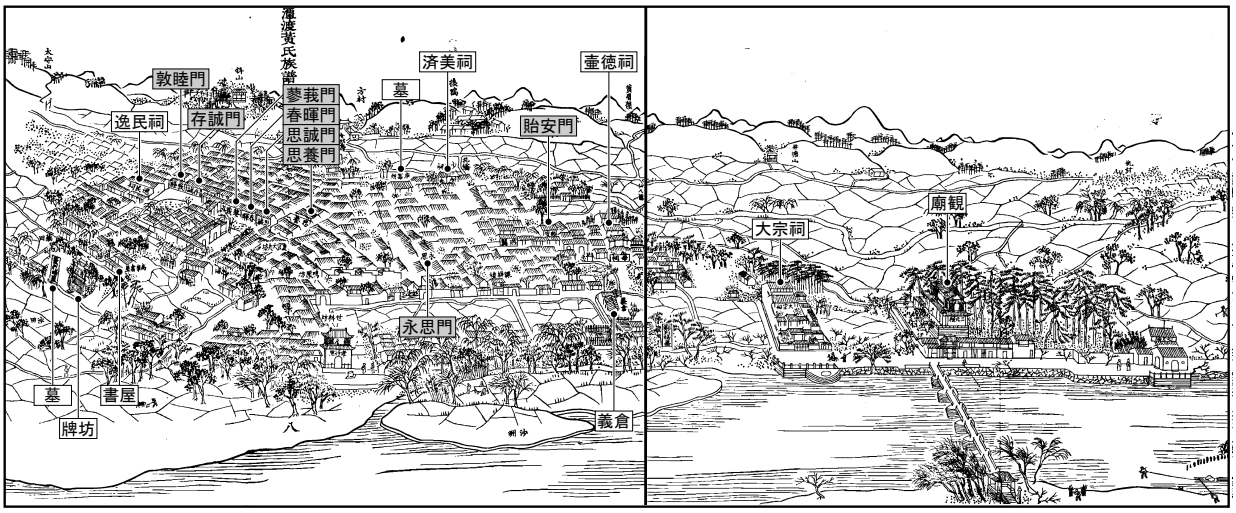

図４－４　潭渡村前図（孝子祠は村落外にある）

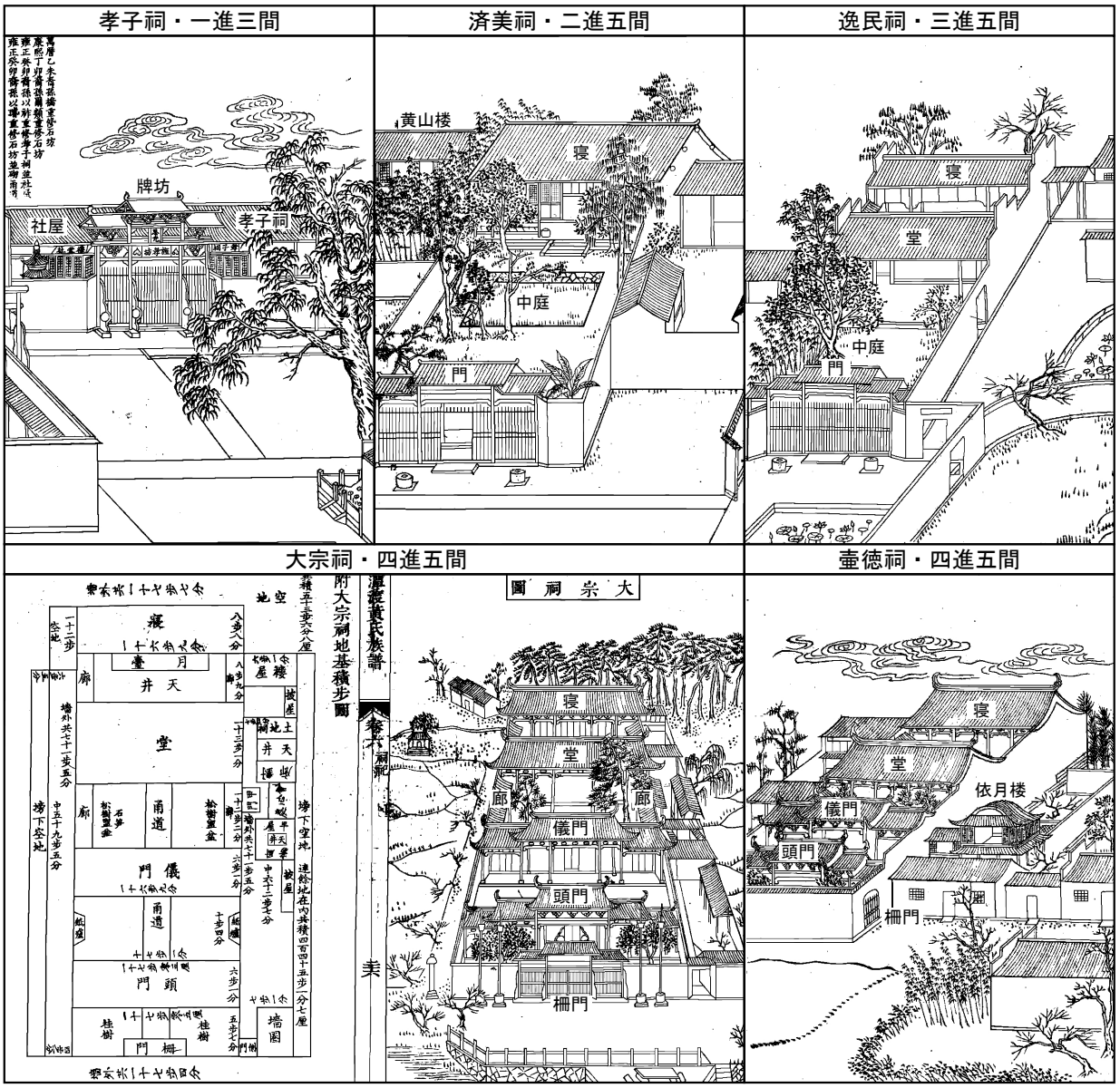

図４－５　潭渡黄氏宗祠図
（図中の牌坊、門、堂、寝、中庭などの語句は筆者記入）

このように、宗祠建築の平面形式の選択により、進数と間口の増加に応じて敷地面積が大きくなる傾向が見られ、また、敷地面積に応じて建設・修繕・祭祀の費用が高くなることで、祭田の収入による経済的な格差が認められる。

4－3．宗祠建築の発展と分化について

本節では、歙県の有力宗族である葉村洪氏、許村許氏の事例を取り上げ、中心となる宗族村落と周辺地域の複数の宗族村落に対応させ、宗族の関連性を明らかにし、宗族の組織化に従って宗祠がどのような発展と分化をしたか検討してみたい。

4－3－1.葉村洪氏の宗祠建築について

ここでは、『新安名族志』後巻＊洪[注 28)]、並びに『官源洪氏総譜』[Ⅱ-5)]巻之十＊王干葉村世系篇に記載されている葉村洪氏の記事を基づき、さらに現地の黄山市文物局から提供された『黄山市徽州古建築保護工程名録』[Ⅳ-6),注 29)](以下略称:『工程名録』)により洪氏宗祠の遺構資料を加え、葉村洪氏について本家と分家の系譜を整理すると、洪氏一族が組織化を遂げたことに伴い、分家による宗族村落の増加、宗祠の発展と分化がどのように行われたのかを検討する。

⑴　洪氏の移住と発展

歙県葉村に移住した洪氏一族については、唐代徳宗年間(779-805)に洪経綸が、宣歙観察使となって徽州へ派遣され、婺源県の官源に住み着き、これが新安官源派洪氏の始祖である。その後、五代後晋天福年間(937-42)に洪経綸の八世孫の洪鉱が官源から歙県の東北部に向い、長楽上郷の三十二都(現在三陽郷)の梅溪一帯に移住した。後掲(図 4-6)のように、洪鉱が図中央の「葉村」に定住し始め、一族が代々同居して 8 世になると、西隣の「中村」に分家した。次いで近隣地域において 13 世分家の「慈坑」、17 世分家の「老竹林」、19 世分家(慈坑より 6 世分家)の「三陽坑」のような洪氏村落が次第に成立され、葉村を中心とする洪氏村落群(複数の村落)が形成された。

⑵　洪氏宗祠の分化の実態

洪氏村落群には、後掲(図 4-6)のように、明代初期、最初の定住地の葉村に建てられた叙倫堂は、始祖の洪経綸、始遷祖の洪鉱から分かれた諸祖先を祀る「統宗祠」とされた。その後、中村、慈坑、老竹林などの分家により形成された宗族村落においても、各村落の始遷祖を中心として祀る「宗祠」が建てられた。それらの宗祠でも統宗祠と同様に“叙倫堂”という名称が用いられており、これは同系譜であることを明示したものと考えられる。また、各村落の内部では、明代中期以降分家による多くの支派が派生し、それらの支派の祖先を中心として祀る「支祠」も数多く建てられた。その

ような事例としては、葉村の敬本堂、中村の世徳堂、太古堂、啓徳堂、老竹林の存古堂、致遠堂、中和堂、三陽坑の孝友堂、本立堂、仁本堂などがある。このように、宗族村落の発展と共に宗祠は統宗祠、支祠へと分化したことが分かる。

一方、前掲『工程名録』によると、葉村を中心とする洪氏村落群には、2014 年に統宗祠 1 ヶ所、宗祠 3 ヶ所、支祠 12 ヶ所の計 16 ヶ所が残されており、それらの遺構の資料を整理すると、(表 4-1)

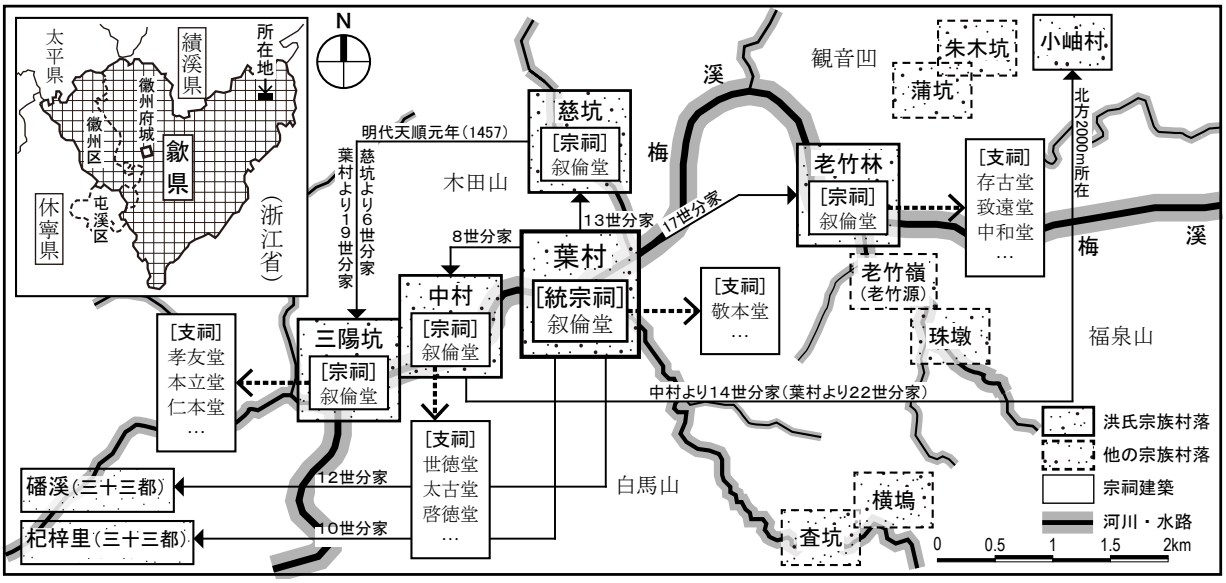

図４－６　歙県葉村洪氏の分家と系譜図

表４－１　葉村を中心とする洪氏村落群の宗祠遺構(2014 年、16 ヶ所)

村落と系譜	類型	名称	建立年代	平面形式	建築面積	現状	宗祠遺構の外観写真	宗祠遺構の内観写真
葉村 (始遷地・本家)	統宗祠	叙倫堂	明初 明末(改築)	三進五間	655.2㎡	◎		
	支祠	敬本堂 (世光第)	明1554 清1870(増築)	三進五間	464.13㎡	◎		
中村 (8世分家村落)	支祠	太古堂	明 清(増築一進)	四進五間	589.95㎡	◎		
		世徳堂	明 清(再建)	三進五間	347.76㎡	○		
		慈右堂	明 清(再建)	二進三間	—	○	写真なし	

村落と系譜	類型	名称	建立年代	平面形式	建築面積	現状	宗祠遺構の外観写真	宗祠遺構の内観写真
慈坑 (13世分家村落)	**宗祠**	叙倫堂	清	**二進三間**	199.36㎡	◎		
老竹林(竹鋪村) (17世分家村落)	**支祠**	致遠堂	清1723-35	**三進三間**	404.04㎡	◎		
		存古堂	清1736-66	**三進三間**	212.16㎡	◎		
		中和堂	清1662-1722 清1875-90(再建)	**二進三間**	219.98㎡	◎		
三陽坑(三陽村) (19世分家村落) (慈坑より6世分家)	**宗祠**	叙倫堂	明～ 清1620-1700	**三進五間**	555.9㎡	◎		
	支祠	善慶堂	清	**二進三間**	170.94㎡	◎		
		本立堂	明中期 清(再建)	**二進三間**	141.66㎡	○		
		孝友堂	明末 民国1914(再建)	**二進三間**	120.44㎡	◎		写真なし
		仁本堂	清	**二進三間**	111.79㎡	◎	写真なし	
		存徳堂	清	**二進三間**	87.36㎡	◎	写真なし	
小岫村 (22世分家村落) (中村より14世分家)	**宗祠**	叙倫堂	清1900	**三進五間**	317.46㎡	◎		

記号:◎全体的に保存されること、○部分的に保存されること。

のようになる。これによると、19 世分家の三陽坑にある宗祠遺構が最も多く 6 ヶ所があり、次いで 8 世分家の中村に 3 ヶ所、17 世分家の老竹林に 3 ヶ所がある。類型別に見ると、統宗祠、宗祠、支祠による規模上の格差も存在している。つまり、始遷地の葉村で建てられた統宗祠は、三進五間(665.2 ㎡)と最も大きい遺構であることが分かる。また、宗祠の場合は三陽坑の叙倫堂が三進五間(555.6 ㎡)と最大であり、慈坑の叙倫堂は二進三間(555.6 ㎡)が最小である。支祠の場合は、中村の太古堂の四進五間(589.95 ㎡)から、三陽坑の存徳堂の二進三間(87.36 ㎡)までの規模が見られる。それは村落の発展により、宗祠を建設できる余裕のある村落では、大規模な宗祠や支祠を建て、それに対して脆弱な宗族村落では、比較的小規模な宗祠、支祠を建てたと考えられる。

4－3－2．許村許氏の宗祠建築について

ここでは、「許氏許村東支譜」、「許氏東支邦憲門族譜」、「邦伯門敦本堂譜」などの族譜の史料論考である『徽州伝統村落社会―許村』[V-6),注 30)]に基づいて、歙県の許村許氏における宗祠の発展と分化の実態を考察する。

⑴　許村の形成と発展

歙県の許氏は、唐末の戦乱により、華北地方の雍州(現在陝西省中北部)から歙県の篁墩に移住し、一族の末裔が徽州の各地に散居した。その内、始遷祖である許儒の次男の許知稠が歙県城の北西方に向い、昉溪一帯の楊村坑に居を構えると、数世代かけて許氏を主とする許村が形成された。許村は、9世祖賓公の後、その長男理と次男璨が東西二支宗族に分かれ、南宋から明代初にかけて、理の東支が十門、璨の西支が八門の支派に分化させ、許村の二支十八門が形成された。明代以降、分家による十八門から多くの小支派が派生し、例えば、東支の邦伯門では仁・義・礼・智と呼ばれる四つの小支派、西支の環里門も六つの小支派に分かれた。そこで、十八門の大支派について、それぞれの集落、総支祠などを取り上げると、後掲(図4-7)[注31)]のようになる。許村の配置は、後掲(図4-8)[注32)]のように、低い山に囲まれた平坦地が数百メートルから数キロメートルの距離を南北に長く延びた地形に道、川、水田が広がり、一族が分家により周辺地域に居住するようになると、前溪、東昇、環泉、金村などの集落を成立させた。また、歙県内の許村以外の地域に移転した各支派について、それぞれの居住地を取り上げると後掲(図4-9)[注33)]のようになる。

⑵　許氏宗祠の分化の実態

「許村民国時期祠田総計総表」[注 34)]によれば、1950 年までの許村には、4 ヶ所の異姓宗祠を除き、許氏の宗祠遺構が 36 ヶ所残され、その内訳は統宗祠 1 ヶ所、東西二支の宗祠 2 ヶ所、十八門の総支祠(大支祠)10 ヶ所、その他各小支派の分支祠(小支祠)、家祠 23 ヶ所となる。

a).「統宗祠」は、一本堂にみられ、1 世祖の許儒、始遷祖の許知稠から枝を分けていたすべての

祖先を祀り、許村の二支十八門のほか、外地に移転したすべての支派を統合したもので、環里門の環泉に建てられた。

b).「宗祠」は、東西二支にみられ、東支祖の理あるいは西支祖の璨の祭祀を中心とし、一世祖・許儒から東支祖(西支祖)までの一系の祖先と、東支祖(西支祖)から枝を分けていたすべての祖先を祀り、東十門祠が高陽、西八門祠が環泉に建てられた。

c).「総支祠」は、十八門にみられ、十八門の支派祖とそこから分けていたすべての祖先を祀り、邦伯門と邦伯分門が敦本堂に祀られ、他の十六門ではそれぞれに対応する 16 ヶ所があったが、1950 年には 10 ヶ所が残されるのみであった。

d).「分支祠」、「家祠」は、十八門下の小支派にみられ、その多くが前溪、環泉などの大集落に散在し、各支派祖を中心として祀られた。

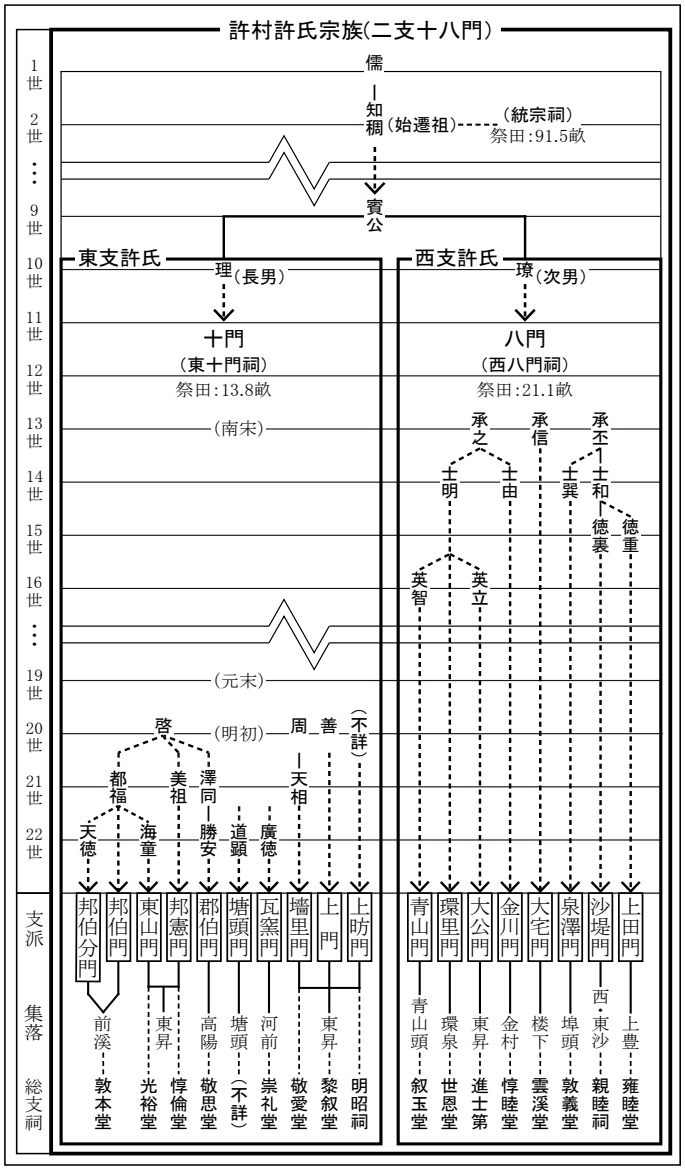

図４－７　歙県の許村許氏系譜図(明代まで)

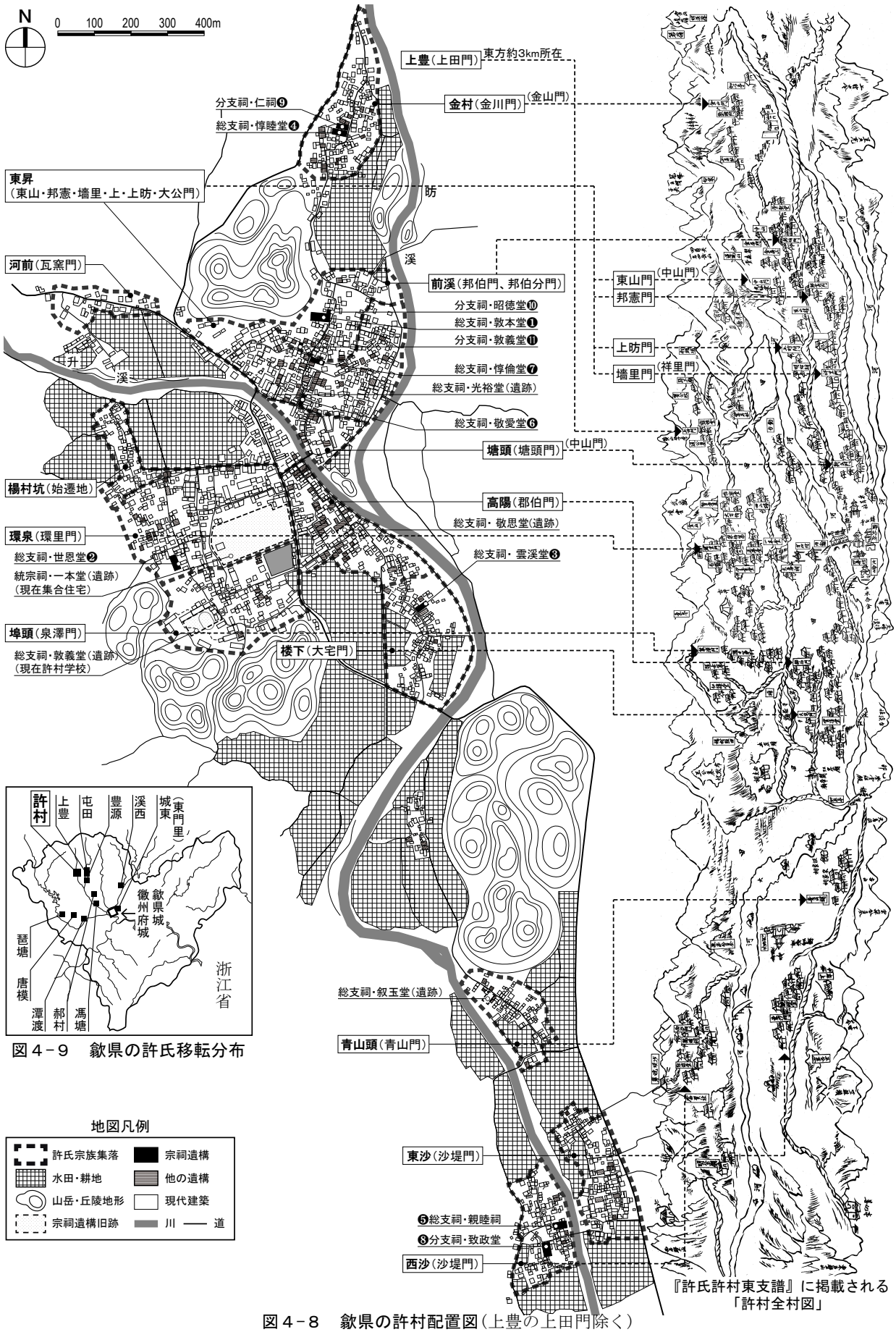

図４－９　歙県の許氏移転分布

図４－８　歙県の許村配置図（上豊の上田門除く）

表４－２　許村の宗祠遺構と遺跡(2014 年、16 ヶ所)

類型	宗族・支派	名称	建立年代	所在地	平面形式	建築面積	祭田	現状	宗祠遺構の外観写真	宗祠遺構の内観写真
統宗祠	総宗族	一本堂	明中期	環泉	五進七間	約3100㎡	91.5畝	×	—	—
総支祠	邦伯門 邦伯分門	敦本堂❶	明1522-66	前溪	三進五間	766.99㎡	55畝	◎		
	環里門	世恩堂❷	明初	環泉	三進五間	約700㎡	—	○		
	大宅門	雲溪堂❸	明1605	楼下	三進五間	452.12㎡	>16畝	◎		
	金川門	惇睦堂❹	明1536	金村	三進五間	413.8㎡	29.7畝	◎		
	沙堤門	親睦祠❺	明	西沙	三進五間	>391.1㎡	21.5畝	○		写真無し
	郡伯門	敬思堂	明末	高陽	三進五間	—	54.6畝	×	—	—
	墻里門	敬愛堂❻	明1522-66	東昇	三進三間	273.54㎡	19.3畝	◎		
	邦憲門	惇倫堂❼	明中期	東昇	三進三間	260.17㎡	20.5畝	◎		
	泉澤門	敦義堂	明1557	埠頭	三進三間	—	—	×	—	—
	青山門	叙玉堂	—	青山頭	三進三間	—	—	×	—	—
	東山門	光裕堂	明	東昇	—	—	9.6畝	×	—	—
分支祠	沙堤門・支派	致政堂❽	明	西沙	三進五間	—	—	○		
	金川門・支派	仁祠　❾	明	金村	三進三間	263.34㎡	—	◎	写真無し	
	邦伯門・義支	昭德堂❿	明1573-1619	前溪	二進三間	約143㎡	>2.5畝	○		写真無し
	邦伯門・智支	敦義堂⓫	明	前溪	二進三間	—	8.05畝	◎		

記号:◎全体的に保存されること、○部分的に保存されること、×残存しないこと(遺跡)。　祭田(祠田)は、1950年の統計である。

また、前掲『工程名録』によると、2014 年の許村における宗祠建築の遺構や遺跡は、統宗祠 1 ヶ所、総支祠 11 ヶ所、分支祠 4 ヶ所の計 16 ヶ所が記載されており、その中から 11 ヶ所の遺構の写真、所在地、面積、建立年代などを取り上げると、(表 4-2)のようになる。なお、表中の宗祠名称の後に付いている番号は、(図 4-8)に表記される遺構の位置番号と一致している。

そこで、(表 4-2)によれば、大半の遺構が明代、とりわけ明代中期以降に建立されたことが分かる。中では有力支派と弱小支派の差異は祭田(祠田)の面積による経済的格差と見られ、宗祠の規模の違いに現れている。つまり、許村では一族の総力で建てた統宗祠が五進七間(約 3100 ㎡、祭田:91.5 畝)と最も大きく、次いで、総支祠や分支祠が三進五間(約 391-767 ㎡、祭田:16-55 畝)、三進三間(約 260-273.5 ㎡、祭田:19.3-20.5 畝)、二進三間(約 143 ㎡、祭田:2.5-8.05 畝)であり、各建物は宗族支派の経済力に応じて造られたと見られる。

4－3－3．宗祠の分類

前述した潭渡黄氏、葉村洪氏、許村許氏の三つの事例によると、明代中期以降の宗族の組織化による階層構造が形成されたことが分かる。黄氏の潭渡村では統宗祠、宗祠、支祠、専祠が設けられ、洪氏村落群では葉村を中心として統宗祠、宗祠、支祠が設けられ、許氏村落群では統宗祠、宗祠、総支祠、分支祠、家祠などが生み出され、宗祠が次第に統合・分化され、定型化したことが分る。その内、(表 4-3)のように、「宗祠」は単一の宗族村落の祭祀、「統宗祠」は複数の宗族村落の祭祀に対応し、一族統合の大宗祠となった。次いで、「総支祠」と「分支祠」は、宗族支派の成長・分家に従って「支祠」から分化されたもの、「家祠」は族内の小家族に対応して祖先祭祀を行ったものと考えられる。その他、「専祠」は地縁祭祀から発展され、族内の特定の人物を祀るものである。

このように、明代中期以降、それまでの統宗祠、宗祠、支祠などから、単一の宗族村落から近隣地域に分散した複数の宗族村落において、何代目の祖先に遡るか、結集する親族がどこまでとなるか、加えて経済的な能力がどこまであるかなど、複数の要因により宗祠は多様な分化を果した。その結果、歙県の宗祠は、宗族の階層構造に対応して大きく宗祠系(統宗祠、宗祠)、支祠系(支祠、総支祠、分支祠)、家祠系、専祠系の四つの系統に分類することができる。

表４－３　宗祠の分類と宗族の階層構造

宗祠の分類	名称		宗族の階層構造
宗祠系	統宗祠		宗族全体 … 近隣地域の複数の宗族村落
	宗　祠		宗族全体 … 単一の宗族村落
支祠系	支　祠	総支祠	宗族内の大支派
		分支祠	宗族内の小支派
家祠系	家　祠		宗族内の家族
専祠系	専　祠		宗族内の特定の人物

４−４．結び

本章では、歙県の潭渡黄氏、葉村洪氏、許村許氏の事例を中心に取り上げ、明代中期以降、歙県の宗族村落と宗祠建築について検討した。

⑴　宗族村落は、漢代から唐・宋・元代にかけて流入した移民によって形成され、明代中期以降同族結合と異姓雑居の二つの村落形態が生み出され、いずれの村落にも同族の始祖や始遷祖を祀る「宗祠」、支派祖を祀る「支祠」、族内の特定人物を祀る「専祠」などの宗祠建築が建てられ、農村部の同族村落には数多くの遺構が残されていた。

⑵　宗祠建築は、明代中期までは、いずれも個人を祀るものであったが、明代中期以降には宗族の組織化を契機として宗祠、支祠などのように一族を祀るようになり、さらに、宗族の統合による統宗祠も建てられるようになった。それらの宗祠建築の形態は、いずれも中軸線に対して左右対称の配置とし、門、堂、寝と庭とを一つユニットとして、縦一列に並べる「進」という空間単位を造り、建物全体の空間秩序を重んじて奥行の「進」、間口の「間」の組み合わせにより、固有の平面形式を成立させた。

⑶　宗祠の発展と分化は、明代中期に入ると宗族の相続・分化による支派への分化、さらに、周辺地域への宗族村落の分散により、宗族の階層構造が形成された。それによって「統宗祠」、「宗祠」、「総支祠」、「分支祠」、「家祠」などが生み出され、それらの宗祠建築は宗祠系、支祠系、家祠系、専祠系の四つの系統に分類された。

注釈

注 1)　参考文献Ⅰ-7),「民国県志」巻一,輿地志,風土,p. 41,「邑俗旧重宗法聚族而居 毎村一姓或数姓 云々」,参照。

注 2)　参考文献Ⅳ-5),第一部分,p. 13,棠樾鮑氏宜忠堂支譜の「棠樾村全図」,参照。

注 3)　参考文献Ⅳ-4),第一部分,p. 4,歙南武担姚氏上門支譜の「漁梁村全図」,参照。

注 4)　参考文献Ⅱ-4),巻一,p. 3,「新安各派遷支指掌図」,参照。

注 5)　参考文献Ⅱ-4),巻二,pp. 9-10,「潭渡黄氏世系古図」,参照。

注 6)　参考文献Ⅱ-4),巻二,pp. 7-7,「潭渡村前図」,参照。

注 7)　参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,pp. 1-2,「唐旌孝子黄府君祠堂碑銘」,pp. 9-11,「重修故唐旌孝子黄府君祠堂記」,参照。

注 8)　参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 13,「建徳庵公祠堂疏 即逸民祠」,pp. 13-15,「議修徳庵公祠堂大略」,参照。

注 9)　参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 41,第一列から第十一列までの内容を参照。

注 10) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,pp. 27-28,「潭渡孝行里黄氏大宗祠碑記」,参照。

注 11) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,pp. 34-35,「新建享妣専祠記略」,参照。

注 12) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 3,「孝子祠図」; p. 12,「宋逸民祠図」; p. 26,「大宗祠図」,「附大宗祠地基積歩図」; p. 32,「壷徳祠図」; p. 39,「済美祠図」,参照。

注 13) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 47,「成化元年間新建社屋祠堂記略」,参照。

注 14) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 20,「宋逸民徳菴先生祠堂碑銘」に附記「建祠立主合同」参照。

注 15) 柵門は、木柵を設けて入口を示す門であり、大宗祠の柵門は奥行がなく柱を横一列に立て柱間三間とし、屋根を中央に高く、両脇に低く架けている。

注 16) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 49,「春秋祭社文」に附記された「祠約」第二列と第三列,参照。

注 17) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 14,「議修徳庵公祠堂大略」第一列,参照。

注 18) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 35,「潭渡黄氏享妣専祠記」第九列,参照。

注 19) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 4,「附弓口図」に附記された「計総基地五分八厘八毫」,参照。

注 20) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 39,「附弓口図」に附記された「計基地総九分二厘五毫」,参照。

注 21) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 41,「康熙巳亥年正月刷清戊戌年帳」,参照。

注 22) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,p. 12,「附弓口図」に附記された「計基地五分九厘二毫」,参照。

注 23) 参考文献Ⅱ-4),巻六,祠祀,pp. 24-25,「康熙五十八年三月十六日催査黄祐祠等戸祀産牌稿」,

参照。

注 24）参考文献Ⅱ-4)，巻六，祠祀，p. 31，「附大宗祠地基共積歩一千二百五十四歩八分二厘五毫」，参照。

注 25）参考文献Ⅱ-4)，巻六，祠祀，pp. 30-31，「康熙五十三年…毎年定額収時租穀二千零六十四斗一升…」，「康熙六十一年…毎年定額収時租穀四百五十二斗三升…」，参照。

注 26）参考文献Ⅱ-4)，巻六，祠祀，p. 33，「附輸壷徳祠中堂地基税畝」，参照。

注 27）参考文献Ⅱ-4)，巻六，祠祀，pp. 36-38，「附歙県黄慈孝戸祀産」，参照。

注 28）参考文献Ⅱ-1)，後巻，洪，pp. 501-520，参照。

注 29）参考文献Ⅳ-6)，黄山市徽州古建築，3. 祠堂，pp. 73-93，「徽州古建築保護工程古祠名録」参照。

注 30）『徽州伝統村落社会―許村』は史料論考となり、「許氏許村東支譜」、「許氏東支邦憲門族譜」、「邦伯門敦本堂譜」などの族譜を基に、歙県の許村許氏を中心とする史料を収録する。

注 31）参考文献Ⅴ-6)，第三章，第二節，pp. 31-32，「東十門分支一覧表」「西八門分支一覧表」，参照。

注 32）参考文献Ⅴ-6)，第二章，第一節，p. 7，「図 2-1 許村村中地名示意図」；第三節，p. 14，「図 2-4 許村早期村落示意図」；p. 17，「図 2-5 許村盛期村落示意図」を参照して地図上に作成した。

注 33）参考文献Ⅴ-6)，第三章，第九節，pp. 111-120，表 3-23，表 3-24，表 3-25，表 3-26，参照。

注 34）参考文献Ⅴ-6)，第三章，第五節，pp. 70-75，「許村民国時期祠田総計総表」，参照。

第五章

歙県の宗祠遺構の空間構成

第五章　歙県の宗祠遺構の空間構成

はじめに

歙県の明・清時代の宗祠は、前述のように、祭祀の範囲によって大きく宗祠系(統宗祠、宗祠)、支祠系(支祠、総支祠、分支祠)、家祠系、専祠系の四系統に分類することができる。本章では、歙県の宗祠遺構の現地調査に基づき、当地の文物局に登録された 240 件の宗祠遺構について現状資料を収集し、それらの残存状況を示した。次に、残存状況良い 189 件の明・清時代の宗祠遺構を抽出し、平面の構成要素、規模と間取り、構造的な連結について分析を行い、さらに、代表的な 16 件の図面を作成し、それらの空間構成、架構形式の特徴を明らかにする。それらの内容について、以下の三節にそって論ずることにする。

第一節「宗祠遺構の残存状況について」では、現地文物局の『黄山市徽州古建築保護工程名録』に依拠し、240 件の宗祠遺構について、建立年代、分布状況、平面形式などの残存状況を検討し、また、240 件の中から残存状況の良好な明・清時代の宗祠 189 件を抽出し、時代別に寸法、規模と面積の差異をグラフ上において検討する。

第二節「宗祠遺構の平面構成について」では、代表的な 16 件の事例の図面に基づいて、門、堂、寝の各建物について平面の構成要素、規模と間取り、構造的な連結の分析を行い、構造システムと架構形式についての構造形式も検討する。

第三節「宗祠遺構の構造形式について」では、許氏総支祠の敦本堂と惇倫堂を中心とし、二つの断面図に基づいて、門、堂、寝の建物の構造的な特徴を検討する。また、歙県の宗祠遺構の構造システムと架構形式について、各建物の構造を中国の他の木造建築との関りを探るために、宋代から清代までの中国の建築技術書『営造法式』、『園冶』、『工程做法則例』に倣って「表記法」を検討する。最後に、代表的な 16 件の断面図をモデル化し、「表記法」によってそれらの構造形式の特徴を検討する。

５－１．宗祠遺構の残存状況について

本節では、黄山市文物局から提供された『黄山市徽州古建築保護工程名録』[Ⅳ-6),注1)](以下略称:『工程名録』)に登録された歙県の宗祠遺構 240 件を取り上げ、それらの遺構を種類別に整理し、歙県の宗祠遺構の全体像を検討することとする。

５－１－１．分類と建立年代

前章で述べた宗祠系(統宗祠、宗祠)、支祠系(支祠、総支祠、分支祠)、家祠系、専祠系の分類によって、歙県の 240 件の宗祠遺構は、後掲(表 5-1)によると宗祠系 124 件、支祠系 102 件、家祠系 10 件、専祠系 4 件となり、中でも宗祠系が 51.7%、支祠系が 42.5%であり、両系が圧倒的な数を占めている。それらの建立年代は、明代(1368-1644)、清代(1644 -1912)、中華民国時代(1912-1949 以下:民国時代)の三期に分けられ、宗祠の建設が始まった明代の遺構は、宗祠系 42 件、支祠系 32 件、家祠系 1 件残され、宗祠建築の創成期にあたる。それに対し、清代の遺構は宗祠系 80 件、支祠系 68 件、家祠系 9 件、専祠系 4 件残され、遺構総数の 67.1%(161/240)を占めており、宗祠建設の最盛期とみられる。さらに、清代末からの混乱の続いていた民国時代には、宗祠系・支祠系は 4 件と少なく、宗祠建設の衰退期に入ったことが分る。

５－１－２．分布状況

歙県は、宋代以降徽州地方の商業中心として周辺の河川を新安江に合流する豊かな水系を結ぶことで、水上交通網を発達させてきた。地形は、県の東部、北東部、南部が山間地であり、北西部が平坦地である。そこで、歙県の宗祠遺構の所在地を現在の行政区画別に分けると、(表5-1)のようになり、その内容を遺構の密度分布として整理すると後掲(図5-1)のようになる。

宗祠遺構の残存数は、地域的に見ると、豊かな水系をもつ歙県西北の徽州区(23件)、許村鎮(23件)、上豊郷(21件)、東北の霞坑鎮(22件)、三陽郷(26件)、北岸鎮(14件)、深渡鎮(11件)、杞梓里鎮(16件)、金川郷(19件)など農村部に数多く残されており、遺構総数の72.9%(175/240)を占めている。中でも、近隣地域の複数の村落には、『工程名録』によると、同系譜の宗祠遺構として許村鎮の許氏(13件)、三陽郷の洪氏(19件)、杞梓里鎮の方氏(10件)などが際立っている。次いで旧徽州府城と歙県城にある徽城鎮(7件)、それに近い坑口郷(8件)、北部の溪頭鎮(6件)などが続く、これに対して西南部の王村鎮、紹濂郷、石門郷は、黄山市の中心部の屯溪区近くにあり、宗祠遺構は皆無である。

５－１－３．平面形式

平面形式については、(表 5-1)のように、明代には二進三間から五進七間まで計八種類、清代には一進三間から四進三間まで計八種類があり、民国時代には遺構が少なく二進三間、三進三間のみ

である。中でも、明代と清代の宗祠系と支祠系の遺構が数多く残されており、宗祠分類上の平面形式は二進三間、三進三間、三進五間に集中していることが分る。それらを取り上げると、宗祠系の場合は、明代では三進五間が 61.9%(26/42)と多く、清代では三進五間が 52.5% (42/80)と半数を占めており、その他、二進三間も 28.8%(23/80)と多く残されている。支祠系の場合は、明代では三進五間が 40.6%(13/32)と最も多く、次いで二進三間が 28.1%(9/32)、三進三間が 18.3%(6/32)となる。清代では三進五間が 16.2%(11/68)と明代より大幅に減り、それに対して 二進三間が 42.2%(28/68)、三進三間が 38.2%(26/68)といずれも増え、両者で 80%以上を占めるようになる。家祠系の場合は、三進以上の平面形式が存在せず、二進三間が 60%(6/10)と主流になる。専祠系の場合は、遺構の数が少なく、二進三間が 2 件、三進三間が 1 件、三進五間が 1 件となる。

このように、宗祠遺構の平面形式は、明・清時代を通じて宗祠系は三進五間、次いで支祠系、家祠系が三進三間や二進三間が多数を占め主流であったとみられる。また、明代と清代を比較すると、宗祠系、支祠系などでは大型の平面形式の比率が減り、小型の平面形式が増えたことが分る。

５－１－４．寸法と面積

宗祠遺構について、前掲 240 件の中から保存状態の良好な遺構を対象とし、宗祠系 97 件、支祠系 80 件、家祠系 10 件、専門系 4 件を取り上げ、合計 191 件について平面形式を分類し、それらの所在地、建立年代、間口と奥行の寸法、面積(建築面積)を抽出し、後掲の一覧表(表 5-2)を作成した。ここでは、寸法と面積上の差異を眺めるため、民国時代の 2 件の遺構を除き、明代の 51 件と清代の 138 件の宗祠遺構について、間口長さと奥行長さをグラフ化すると後掲(グラフ 5-1)のようになり、その中で面積が表記される事例は(表 5-1)の太枠で囲まれた事例と一致している。さらに、間口長さと奥行長さの平均寸法、平均面積、間口長さに対する奥行長さの割合「y/x」を分類別に示すと(グラフ 5-1)のようになる。

明代遺構(51 件)は、間口が 8.16-31.6m、奥行が 12.95-138.2mの間に分布している。五進七間の潜口村汪氏統宗祠(金紫祠)が 4148.9 ㎡、次いで呈坎村羅氏宗祠(文献祠)の 2875.5 ㎡などが最大規模であり、それに対して二進三間の三陽村洪氏支祠(孝友堂)の 120.44 ㎡が最小規模である。これは、奥行の進数が二進と五進の違いであり、間口に対する奥行の割合「y/x」も 1.01 から 5.32 と高くなっている。但し、進数が一様である場合には、三進三間、三進五間、三進七間などが数多くみられ、規模拡大を考える際には進数の増加より、むしろ間口の増加を選択したことが窺える。清代遺構(138 件)は、間口が 6.5-22.32m、奥行が 3.74-50.4mとの間に二進三間、三進三間、三進五間などが分布している。その内、三進五間の上豊村宋氏宗祠(施政堂)の 1008 ㎡、外碢村方氏宗祠(光裕堂)の 695.71 ㎡などが大規模であり、それに対して一進三間の前山村李氏家祠の 27.83 ㎡が最小規模で

ある。また、間口に対する奥行の割合「y/x」を見ると、一進三間の 0.86 から四進三間 3.87 と高くなっていることが分かる。

このように、宗祠遺構の寸法と面積については、奥行の進数、或は間口の間数の選択によってその規模を変えており、その割合「y/x」は一部の例外があるものの、全体として一進が 0.9〜1.0 程、二進が 1.0〜1.9 程、三進が 2.0〜3.1 程、四進や五進が 3.6〜5.3 程となっている。また、平面形式と面積の関係については、二進三間、三進三間、三進五間の宗祠と支祠の平均面積を見ると、二進三間では明・清時代ともに約 120-150 ㎡と共通するが、三進三間では明代が約 308.55-549.73 ㎡、清代が約 240 ㎡、三進五間では明代が約 530 ㎡、清代が約 380 ㎡であり、いずれも明代より清代が減少していることが分る。

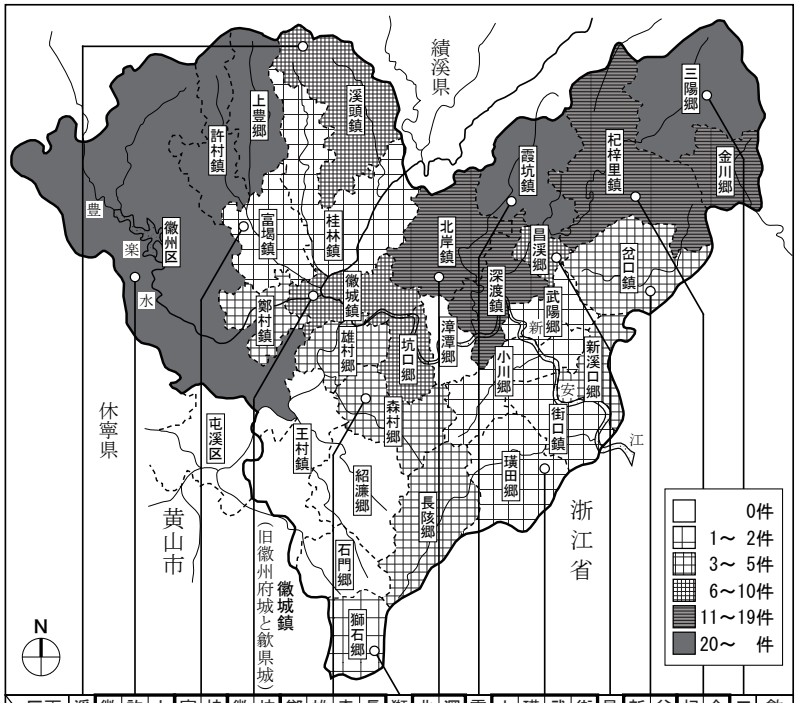

区画 / 類型	溪頭鎮	徽州区	許村鎮	上豊鄉	富堨鄉	桂林鎮	徽城鎮	坑口鄉	鄭村鎮	雄村鄉	森村鄉	長陔鄉	獅石鄉	北岸鎮	深渡鎮	霞坑鎮	小川鄉	璜田鄉	武陽鄉	街口鎮	昌溪鄉	新溪口鄉	岔口鄉	杞梓里鎮	金川鄉	三陽鄉	歙県
宗祠系	5	13	5	14	1	2	4	6	2	3	4	3	0	10	5	10	1	2	1	0	3	0	2	9	11	8	124
支祠系	1	9	18	7	0	0	3	2	1	0	0	0	0	4	6	11	1	0	0	0	6	2	2	5	8	16	102
家祠系	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	2	10
専祠系	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
合計	6	23	23	21	1	2	7	8	5	5	4	3	1	14	11	22	2	2	1	1	9	3	5	16	19	26	240

図５−１　歙県の宗祠遺構の分布図(240 件)
(附表　歙県の宗祠遺構の残存数)

表５−１　歙県の宗祠遺構の平面形式の統計(240 件)

建立年代	明代									清代								民国時代		
平面形式種類 / 宗祠の分類	二進三間	二進五間	二進九間	三進三間	三進五間	三進七間	四進五間	五進七間	合計	一進三間	一進五間	二進三間	二進五間	三進三間	三進五間	三進七間	四進三間	合計	二進三間	三進三間	合計
宗祠系(124件)	2	×	×	3	26	7	2	2	42	×	×	12	2	23	42	1	×	80	1	1	2
支祠系(102件)	9	1	1	6	13	1	1	×	32	×	×	28	2	26	11	×	1	68	×	2	2
家祠系(10件)	1	×	×	×	×	×	×	×	1	2	2	5	×	×	×	×	×	9	×	×	0
専祠系(4件)	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	2	×	1	1	×	×	4	×	×	0

表５－２　歙県の宗祠遺構の一覧表

（明代 51 件、清代 138 件、民国 2 件、総計 191 件）

宗祠系(97件)

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
二進三間	1	汪	—	鄭村鎮槐塘村	明1368-98	8.2	15.8	129.56
	2	潘	—	金川郷長春塢村	清	9.55	22.8	217.74
	3	洪	叙倫堂	三陽郷慈坑村	清	9.2	21.67	199.36
	4	趙	徳本堂	上豊郷豊源村	清初	9	17.6	158.4
	5	瀋	—	許村鎮里瀋村	清	9.75	15.9	155.03
	6	汪	至善堂	霞坑鎮石潭村	清	8.5	17.5	148.75
	7	呂	存仁堂	金川郷中源村	清	9.6	15.45	148.32
	8	王	槐蔭堂	上豊郷溪源村	清	8.8	11.4	100.32
	9	葉	—	金川郷伏嶺村	清	8	12.3	98.4
	10	馮	徳遠堂	三陽郷木嶺村	清	6.95	12.23	84.9985
二進五間	1	銭	永和堂	霞坑鎮里方村	清1662-1722	12.4	19.1	236.84
	2	**張**	**—**	**徽州区陳村**	**清**	**9.8**	**14.72**	**144.26**
三進三間	1	程	顕承堂	雄村郷航歩村	明	14.15	38.85	549.73
	2	汪	敬徳堂	杞梓里鎮唐里村	清中期	11.7	30	351
	3	程	敦本堂	許村鎮東山村	清	11.4	30.1	343.14
	4	**潘**	**敬和堂**	**三陽郷浩川村**	**清1851-61**	**10.2**	**30.7**	**313.14**
	5	章	敦倫堂	北岸鎮呈村降村	清	10.9	26.7	291.03
	6	朱	—	霞坑鎮溪上村	清	10	28.69	286.9
	7	程	徳善堂	富堨鎮仁里村	清	11.2	23.4	262.08
	8	梅	—	上豊郷霞江村	清	10.9	23.6	257.24
	9	章	楽善堂	金川郷柏川村	清1650-75	10.5	23.5	246.75
	10	鮑	承徳堂	杞梓里鎮斉武村	清	11	21.7	238.7
	11	方	承義堂	杞梓里鎮坡山村	清1890-1900	9.95	23.5	233.825
	12	呂	—	霞坑鎮湖山村	清	9.3	25	232.5
	13	潘	—	霞坑鎮方村頭村	清	10.78	20.98	226.164
	14	汪	古越堂	上豊郷姫川村	清	9	25	225
	15	汪	—	桂林鎮旧宅村	清末	8	25.25	202
	16	汪	—	許村鎮武山下村	清	10	19.9	199
	17	江	—	森村郷皋径村	清末	10.5	18.2	191.1
	18	羅	—	金川郷外東山村	清末	9.3	19.9	185.07
	19	葉	明徳堂	金川郷伏嶺脚村	清	8	16.5	132
	20	**程**	**崇徳堂**	**許村鎮上九村**	**清**	**8.2**	**15.4**	**126.28**
	21	方	懐徳堂	三陽郷竹源村	民国	12.8	26.64	340.99
三進五間	1	周	六順堂	昌溪郷周邦頭村	明1497	18.5	43.5	804.75
	2	潘	—	北岸鎮大阜村	明1585	18.8	42.6	800.88
	3	呉	至徳堂	北岸鎮北岸村	明末	17.7	41	725.7
	4	宋	徳政堂	上豊郷屯田村	明末	17.4	41	713.4
	5	呉	叙倫堂	昌溪郷昌溪村	明1579-99	17.5	40	700
	6	呉	叙倫堂	霞坑鎮石潭村	明1554	15	45	675
	7	洪	叙倫堂	三陽郷葉村	明1554	18	36.4	655.2
	8	洪	忠義堂	徽州区洪坑村	明1478	18.2	33.57	610.97
	9	胡	承徳堂	霞坑鎮里方村	明1426-35	15.4	39.2	603.68
	10	宋	敦叙堂	上豊郷溪源村	明1551	15	39.95	599.25
	11	洪	叙倫堂	三陽郷三陽村	明1620-清1700	17	32.7	555.9
	12	王	惇叙堂	溪頭鎮葉岔村	明1566	12.3	33	405.9
	13	方	名世堂	徽州区霊山村	明1488-1505	13.4	29.3	392.62
	14	許	叙倫堂	上豊郷潘村	明	12.8	30.3	387.84
	15	余	—	深渡鎮梅林村	明末	11	34.46	379.06
	16	淩	永寧堂	岔口鎮嶺里村	明	9.25	34.73	321.25
	17	姚	—	許村鎮塔山村	明	10.9	27.4	298.66
	18	汪	楽善堂	上豊郷汪家村	明	10	26	260
	19	程	世忠堂	北岸鎮上祈村	明初	9.75	25.6	249.6
	20	宋	施政堂	上豊郷上豊村	清初	20	50.4	1008
	21	方	光裕堂	杞梓里鎮外磡村	清初	22.32	31.17	695.71
	22	徐	恵宗堂	長陔郷韶坑村	清1741	14.7	46.2	679.14
	23	汪	家政堂	坑口郷瀹坑汪村	清1600前	15.34	41.22	632.31
	24	鮑	惇叙堂	上豊郷蕃村	清1787	16.3	37.6	612.88
	25	王	槐蔭堂	霞坑鎮上干村	清1662-1722	15.48	36.98	572.45
	26	程	敦本堂	杞梓里鎮崇村	清初	11.7	38.4	449.28
	27	朱	—	雄村郷義成村	清	12.2	38.8	473.36
	28	姚	惇五堂	森村郷皋径村	清1796-1820	14.4	30.8	443.52
	29	汪	—	深渡鎮洪済村	清1704	14	30.7	429.8
	30	**張**	**叙倫堂**	**坑口郷瀹嶺塢村**	**清**	**12.05**	**34.16**	**411.57**

支祠系(80件)

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
二進三間	1	宋	滋徳堂	上豊郷上豊村	明1587	11.4	18.7	213.18
	2	洪	本立堂	三陽郷三陽村	明中期	8.16	17.36	141.66
	3	姚	松柏堂	深渡鎮九砂村	明	9.3	13.2	122.76
	4	洪	孝友堂	三陽郷三陽村	明末	9.3	12.95	120.44
	5	鮑	賢祠	上豊郷里鮑村	清1662-1722	12.5	17.6	220
	6	洪	中和堂	三陽郷竹鋪村	清1662-1722	10.5	20.95	219.98
	7	汪	敦本堂	上豊郷屯田村	清	11.6	18.8	218.08
	8	洪	—	三陽郷英川村	清	11.1	15.85	175.94
	9	江	怡順堂	許村鎮深川村	清末	9.7	17.94	174.02
	10	呉	理和堂	昌溪郷昌溪村	清1796-1820	11.5	15	172.5
	11	洪	善慶堂	三陽郷三陽村	清	11.1	15.4	170.94
	12	呉	存厚堂	深渡鎮外河村	清	11	13.9	152.9
	13	許	崇本堂	許村鎮塔山村	清	9.2	16.3	149.96
	14	洪	徳和堂	三陽郷珠川村	清1875-1908	7.55	17.3	130.62
	15	程	—	許村鎮上九村	清	9	12.5	112.5
	16	洪	仁本堂	三陽郷三陽村	清	8.25	13.55	111.79
	17	何	徳本堂	許村鎮前溪村	清1723-35	8.8	12.55	110.44
	18	張	敦本堂	坑口郷芳坑村	清	8.5	12.3	104.55
	19	羅	—	金川郷合豊村	清	8.8	11.8	103.84
	20	呉	正梁公祠	昌溪郷昌溪村	清	7.37	13.65	100.6
	21	呉	前溪祠	許村鎮前溪村	清	8.2	12.15	99.63
	22	呉	慶余堂	深渡鎮外河村	清	8.6	11.4	98.04
	23	方	承善堂	杞梓里鎮対溪村	清1821-50	7.2	13.3	95.76
	24	**呉**	**楽善堂**	**岔口鎮文山村**	**清**	**7.4**	**11.83**	**87.54**
	25	洪	存徳堂	三陽郷三陽村	清	8.4	10.4	87.36
	26	王	槐原堂	三陽郷上坦村	清	8.15	10.25	83.54
	27	王	継述堂	昌溪郷万二村	清1821-50	7.8	10	78
	28	銭	倫公庁	霞坑鎮里方村	清	6.5	11.5	74.75
	29	洪	敬礼堂	金川郷合豊村	清末	7.8	9.2	71.76
	30	呉	—	金川郷里高山村	清末	6.88	9.93	68.318
	31	李	問禮堂	金川郷長嶺脚村	清末	6.92	9.87	68.3
二進五間	1	胡	白果庁	徽州区長林村	明1592	17.1	17.2	294.12
	2	程	義仁堂	溪頭郷湖岔村	清1667	11.8	19.6	231.28
	3	呉	衍祥堂	岔口鎮文山村	清	8.2	12	98.4
二進九間	1	**汪**	**曹門庁**	**徽州区潜口村**	**明1554**	**19.75**	**24**	**474**
三進三間	1	呉	春暉堂	霞坑鎮石潭村	明1522-66	10.8	42.2	455.76
	2	方	愛敬堂	杞梓里鎮蘇村	明1450-56	10.9	26.6	289.94
	3	許	敬愛堂	許村鎮東昇村	明1522-66	9.4	29.1	273.54
	4	許	仁祠	許村鎮金村	明	9.9	26.6	263.34
	5	**許**	**惇倫堂**	**許村鎮東昇村**	**明中期**	**8.8**	**29.57**	**260.17**
	6	呉	安礼公祠	昌溪郷昌溪村	清前期	12.5	36.8	460
	7	銭	慶功庁	霞坑鎮里方村	清	13	31.2	405.6
	8	洪	致遠堂	三陽郷竹鋪村	清1723-35	12	33.67	404.04
	9	許	銘徳堂	徽州区唐模村	清1820	12.35	27.6	340.86
	10	呉	敦睦堂	上豊郷楊家坦村	清	12.5	27	337.5
	11	程	敬徳堂	許村鎮東山村	清	11.2	26.4	295.68
	12	方	桂林堂	昌溪郷密川村	清末	11.5	20.55	236.33
	13	宋	四安祠	上豊郷上豊村	清	9.6	24	230.4
	14	方	敦本堂	霞坑鎮方村頭村	清	8.88	25.68	228.04
	15	潘	恒慶堂	金川郷水塘村	清1884	8.9	23.4	208.26
	16	葉	継善堂	上豊郷溪源村	清	10.4	20	208
	17	潘	敦義堂	金川郷柏川村	清	9.9	20.2	199.98
	18	呂	崇本堂	金川郷査坑村	清	8.95	21.05	188.4
	19	呉	善慶堂	霞坑鎮石潭村	清	9.95	18	179.1
	20	胡	敬徳堂	霞坑鎮里方村	清	9.3	19.1	177.63
	21	方	—	新溪口郷太平村	清	9.5	18.4	174.8
	22	方	恒徳堂	杞梓里鎮小源村	清中期	8.4	20.55	172.62
	23	潘	敦和堂	三陽郷珠川村	清	8.3	20.35	168.91
	24	方	—	新溪口郷太平村	清	7.6	22	167.2
	25	呉	—	霞坑鎮霞坑村	清	8	20.5	164
	26	許	—	許村鎮東山村	清	7	21.1	147.7
	27	胡	—	徽城鎮金川村	民国1945	8.05	20.6	165.83

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
三進五間	31	胡	叙倫堂	璜田郷璜蔚村	清1684	12.8	30.9	395.52
	32	胡	—	北岸鎮仏川村	清	13.15	30	394.5
	33	胡	—	深渡鎮安溪村	清	12.1	32.4	392.04
	34	方	敦本堂	杞梓里鎮蘇村	清中期	14.7	25.2	370.44
	35	何	叙倫堂	岔口鎮下湖村	清末	11.4	32.2	367.08
	36	張	孝友堂	坑口郷瀹潭村	清	10.7	32.72	350.104
	37	孫	豊慶堂	坑口郷瀹潭村	清	12.45	27.9	347.355
	38	胡	餘慶堂	北岸鎮高山村	清	12.7	27.13	344.551
	39	方	立本堂	霞坑鎮方村頭村	清	12	27.98	335.76
	40	程	世忠堂	長陔郷石門坑村	清	10.1	33	333.3
	41	方	宝善堂	杞梓里鎮外磜村	清初	14.35	22.65	325.028
	42	王	永慶堂	昌溪郷万二村	清1736-95	10.4	31.25	325
	43	金	—	徽城鎮琳村	清	9	36	324
	44	洪	—	三陽郷小岫村	清1900	11.1	28.6	317.46
	45	李	脩爵堂	小川郷臨家塢	清初	10.6	29.2	309.52
	46	洪	—	三陽郷金石村	清	11.2	27.5	308
	47	程	世善堂	桂林鎮跳嶺村	清1864	10.3	28.8	296.64
	48	胡	—	溪頭鎮竹園村	清	11	24.8	272.8
	49	胡	—	北岸鎮金竹坑	清	9.55	25.4	242.57
	50	銭	樹徳堂	璜田郷胡埠口村	清	10	24	240
	51	一	敦義堂	上豊郷溪源村	清	10.2	23.3	237.66
	52	仇	麟善堂	上豊郷下塢村	清	9.7	24.5	237.65
	53	汪	務本堂	坑口郷汪龍坑村	清1796-1820	9.05	24.35	220.368
	54	呉	至徳堂	金川郷長嶺脚村	清末	9.1	23.05	209.755
	55	王	—	徽城鎮瑯源村	清1773	8	18	144
三進七間	1	鄭	済美堂	鄭村鎮鄭村	明1466	24.9	73.8	1837.62
	2	張	—	森村郷黄備村	明1591	21.8	51.8	1129.24
	3	張	—	森村郷紹村	明1542	31.6	44.3	1399.88
	4	方	成聖堂	杞梓里鎮磜溪村	明1522-67	19.2	35	672
	5	**黄**	**叙倫堂**	**杞梓里鎮英坑村**	**明**	**17.8**	**33.6**	**598.08**
四進五間	1	汪	—	溪頭鎮金鍋嶺村	明1506-66	14	47	658
	2	姚	—	深渡鎮九砂村	明	12.2	46.5	567.3
五進七間	1	羅	文献祠	徽州区呈坎村	明1498	21.3	135	2875.5
	2	**汪**	**金紫祠**	**徽州区潜口村**	**明1506-66**	**30.03**	**138.2**	**4148.94**

注1) 間口の長さと奥行の長さの単位はメートルｍであり、
面積の単位は平方メートル㎡である。

注2) 表中、ゴシック体で表した事例は、後掲(図5-2-(1)、
図5-2-(2))に平面図を載せている。

注3) 表中、網掛けで表した事例は、
後掲(グラフ5-1)に面積を示している。

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
三進五間	1	鮑	敦本堂	鄭村鎮棠樾村	明1550	17.36	53.54	929.45
	2	許	尚義堂	徽州区唐模村	明1436-49	19	43.25	821.75
	3	**許**	**敦本堂**	**許村鎮前溪村**	**明1522-66**	**16.71**	**45.9**	**766.99**
	4	洪	敬本堂	三陽郷葉村	明1554	16.2	28.65	464.13
	5	許	雲溪堂	許村鎮高陽村	明1605	12.7	35.6	452.12
	6	許	惇睦堂	許村鎮金村	明1536	13.25	31.23	413.8
	7	柯	餘慶堂	杞梓里鎮竹溪村	明1522-66	14.15	26.25	371.44
	8	洪	世徳堂	三陽郷中村	明	13.5	25.76	347.76
	9	**汪**	**敦和堂**	**北岸鎮瞻淇村**	**明末**	**10.73**	**25.83**	**277.1**
	10	呉	寿楽堂	昌溪郷昌溪村	清1796-1820	13.5	45	607.5
	11	汪	敦睦堂	北岸鎮瞻淇村	清1896前	17.05	32	545.6
	12	**方**	**聚順堂**	**坑口郷瀹潭村**	**清**	**11.6**	**31.35**	**363.69**
	13	張	—	小川郷小洲村	清	12	30	360
	14	胡	怡順堂	深渡鎮安溪村	清	12.38	26.7	330.55
	15	許	継善堂	徽州区唐模村	清初	12.4	25.4	314.96
	16	李	—	深渡鎮漳嶺山村	清	8.8	27.5	242
	17	胡	慶徳堂	霞坑鎮里方村	清	10	23	230
四進三間	1	呉	慎徳堂	北岸鎮北岸村	清1821	11.8	45.72	539.5

家祠系(10件)

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
一進三間	1	許	—	雄村郷庄源村	清	8.2	9.65	79.13
	2	**李**	**—**	**街口鎮前山村**	**清末**	**7.44**	**3.74**	**27.83**
一進五間	1	方	敦柏堂	三陽郷竹源村	清末	7.48	7.95	59.47
	2	方	敦礼堂	三陽郷竹源村	清末	6.7	5.65	37.86
二進三間	1	**汪**	**司諫第**	**徽州区潜口村**	**明1495**	**8.56**	**14.27**	**122.15**
	2	程	—	獅石郷獅石村	清末	10.4	15	156
	3	方	尚友堂	杞梓里鎮舒川村	清1821-50	9.7	14.7	142.59
	4	淩	—	岔口鎮周家村	清	8.75	15.15	132.56
	5	**焦**	**—**	**新溪口郷太平村**	**清**	**9.56**	**12.28**	**117.4**
	6	呉	春暉堂	霞坑鎮聯豊村	清末	8.9	12.1	107.69

専祠系(4件)

	番	氏	名称	所在地	建立年代	間口	奥行	面積
二進三間	1	方	忠節祠	杞梓里鎮磜溪村	清1875	10.4	18.9	196.56
	2	朱	貞節祠	雄村郷義成村	清中期	8.5	9	76.5
三進三間	1	鮑	世孝祠	鄭村鎮棠樾村	清1801	11.58	43.36	502.11
三進五間	1	**鮑**	**清懿堂**	**鄭村鎮棠樾村**	**清1805**	**15.7**	**42.27**	**663.64**

グラフ５－１　歙県の宗祠遺構の寸法分析（189 件）

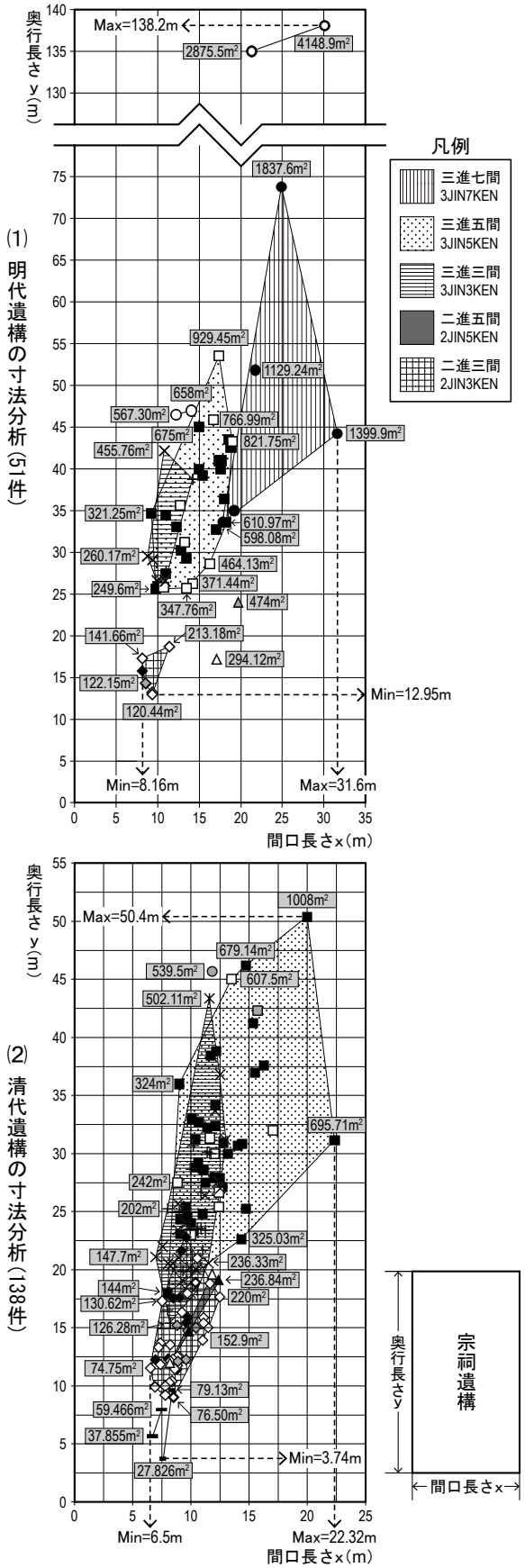

表５－３　宗祠遺構の奥行、間口の平均寸法と割合

	平面形式	記号・分類	平均寸法	平均面積	y/x
(1) 明代遺構の寸法統計（51件）	二進三間 2JIN3KEN	◆宗祠系：1件	x=8.20m y=15.80m	129.56m²	1.93
		◇支祠系：4件	x=9.54m y=15.55m	149.51m²	1.63
		◇家祠系：1件	x=8.56m y=14.27m	122.15m²	1.67
	二進五間 2JIN5KEN	△支祠系：1件	x=17.10m y=17.20m	294.12m²	1.01
	二進九間 2JIN9KEN	▲支祠系：1件	x=19.75m y=24.00m	474.00m²	1.22
	三進三間 3JIN3KEN	＋宗祠系：1件	x=14.15m y=38.85m	549.73m²	2.75
		×支祠系：5件	x=9.96m y=30.81m	308.55m²	3.09
	三進五間 3JIN5KEN	■宗祠系:19件	x=14.63m y=35.56m	533.67m²	2.43
		□支祠系：9件	x=14.84m y=35.11m	528.28m²	2.37
	三進七間 3JIN7KEN	●宗祠系：5件	x=23.06m y=47.70m	1127.4m²	2.07
	四進五間 4JIN5KEN	○宗祠系：2件	x=13.10m y=46.75m	626.65m²	3.57
	五進七間 5JIN7KEN	○宗祠系：2件	x=25.67m y=136.6m	3512.2m²	5.32
(2) 清代遺構の寸法統計（138件）	一進三間 1JIN3KEN	－家祠系：2件	x=7.82m y=6.70m	53.48m²	0.86
	一進五間 1JIN5KEN	━家祠系：2件	x=7.09m y=6.80m	48.67m²	0.96
	二進三間 2JIN3KEN	◆宗祠系：9件	x=8.82m y=16.32m	145.70m²	1.85
		◇支祠系:27件	x=8.90m y=13.53m	123.76m²	1.52
		◇家祠系：5件	x=9.46m y=13.85m	131.25m²	1.46
		◇専祠系：2件	x=9.45m y=13.95m	136.53m²	1.48
	二進五間 2JIN5KEN	▲宗祠系：2件	x=11.10m y=16.91m	190.55m²	1.52
		△支祠系：2件	x=10.00m y=15.80m	164.84m²	1.58
	三進三間 3JIN3KEN	＋宗祠系:19件	x=10.04m y=23.58m	239.10m²	2.35
		×支祠系:21件	x=9.99m y=23.69m	242.62m²	2.37
		⊠専祠系：1件	x=11.58m y=43.36m	502.11m²	3.74
	三進五間 3JIN5KEN	■宗祠系:36件	x=12.34m y=30.76m	390.25m²	2.49
		□支祠系：8件	x=12.22m y=30.12m	374.29m²	2.47
		■専祠系：1件	x=15.70m y=42.27m	663.64m²	2.69
	四進三間 4JIN3KEN	◎支祠系：1件	x=11.80m y=45.72m	539.50m²	3.87

注1）平均面積の数値は各対象の総面積/対象数とした。
注2）間口と奥行の割合は、奥行長さy÷間口長さx=y/xとなる。

５－２．宗祠遺構の平面構成について

宗祠遺構の平面構成について、191 件の遺構の中から宗祠系 6 件、支祠系 6 件、家祠系 3 件、専祠系 1 件の図面を作成し、合計 16 件の平面図を類型別に分けると後掲(図 5-2-⑴、⑵)のようになり、平面規模、柱配置などを一覧表にすると後掲(図 5-4)のようになる。

５－２－１.構成要素

(図 5-2-⑴・⑵)を一覧すると、宗祠遺構は「門」、「堂」、「寝」が「庭」と組み合わされて「進」という空間単位を造り、縦一列に配列した空間秩序を構成したことが分る。また、門は「儀門」、「門屋」、「門庁」など、堂は「享堂」、「正堂」など、寝は「寝殿」、「寝室」、「寝楼」などの名称が与えられている。庭は、前庭、中庭とそれに付随した廊、階段、牌坊[注 2)]、影壁[注 3)]などから構成される。これらの構成要素により平面をモデル化すると、以下のように一進型、二進型、三進型などの五つのタイプに分類することができる。さらに前掲(表 5-3)の明・清時代の遺構 189 件について平面モデルの型別の内訳件数を見ると、次のようになる。

一進型:(前庭)―**寝**（4 件）

二進型:(前庭)―**門**―中庭―**寝**（55 件）

三進型:(前庭)―**門**―中庭―**堂**―中庭―**寝**（125 件）

四進型:(前庭)―**門**―中庭―**門/堂**―中庭―**堂**―中庭―**寝**（3 件）

五進型:(前庭)―**門**―中庭―**門**―中庭―**堂**―中庭―**堂**―中庭―**寝**（2 件）

このように、三進型が門、堂、寝に中庭を組み合わせた基本タイプと見てよかろう。従って、門、堂の増減によって小型の一進型、二進型、大型の四進型、五進型が形成されたとみられる。

５－２－２.規模と間取り

(図 5-2-⑴・⑵)と(表 5-4)から見ると、16 件の宗祠遺構はいずれも外壁が周囲を囲み、門、堂、寝、廊が中庭に向かって吹き放され、内部空間に連続性を生み出し、正門と外壁側面の脇門が外部との出入口となる。そこで、門、堂、寝の柱配置と間取りの関係を分析し、桁行と奥行方向の長さを示す「桁行柱間×梁行柱間」からその規模を見ると、以下のような特徴を持つことが分る。

a)．門は、三間×一間、三間×二間、五間×二間、五間×三間などの規模とされ、中央一間や三間に扉が設けられ、三間一戸、三間三戸、五間一戸、五間三戸などの配置形式とされた。桁行五間以上の場合は、脇間の両端に袖壁が付いている。一方、(図 5-2-⑵のⅡ9-1)のように、汪氏総支祠(曹門庁)の門屋は、中央桁行の門墻で前後に二分され、前方の九間×一間と後方の九間×二間に分かれたが、歙県では少数の事例であった。中には、(図 5-2-⑵のⅢ5-2)許氏総支祠の敦本堂、(図 5-2-

⑵のⅢ5-5)鮑氏専祠の清懿堂、(図 5-2-⑵のⅤ7-1)汪氏統宗祠の金紫祠のように、大規模な宗祠建築では門の前方には牌坊、影壁、柵門を設けるものもあった。

b)．堂は、三間×三間、三間×四間、五間×五間、七間×四間などの規模とされ、堂内部では中央祭祀所の背中となる。桁行の背後身舎柱中央柱列に一間、或は三間の障壁(板壁)[注4)]を設置するのが一般的である。また、桁行五間以上の場合は、脇間に祭祀用具を収める耳房を備えている。

c)．寝は、三間×三間、五間×四間、七間×四間などの規模とされ、梁行の背後一間に位牌壇を造るのが一般的である。その内、(図 5-2-⑵のⅤ7-1)のように、汪氏統宗祠(金紫祠)の寝殿は十一間×四間と最大規模となる。また、(図 5-2-⑴のⅠ3-1・Ⅱ3-1・Ⅲ3-1、図 5-2-⑵.Ⅲ5-1)のような二階建ての寝は、一階建てより少なく、桁行三間のものでは梁行の背後中央一間、桁行五間以上のものでは脇間に階段室を設けている。

d)．庭は、前庭については大規模な三つの事例(図 5-2-⑵のⅢ5-2・Ⅲ5-3・Ⅴ7-1)に限られ、中庭は両側の廊によって奥行を一間から五間にとり、堂前の中庭は三間程とするものが多く、寝前の中庭は一間程とするものが一般的である。

このように、宗祠遺構は建物全体の周囲を外壁で囲み、内部では門、堂、寝の各建物の柱間を開放することで、庭との連続性を生み出し、内部空間を一体化させたことが分かる。

５－２－３.進の連結

門、堂、寝の各建物は進ごとに独立しているではなく、それらの前面には中庭を設け、主要建築の脇間と廊とが連結されるものが一般的であり、廊と堂との間には様々な連結方式が見られ、また、建物の中には内部空間を広げるため、柱間の寸法を変化させるものも現われている。そこで、廊とその前後の建物の連結方式について、宗祠建築の中心部分となる門の背面柱列と堂の正面柱列の連結部分を取り上げると、それらは後掲(図 5-3)、(写真 5-1)のようにまとめられる。

a)．「構造に対応する連結」は、(図 5-3 の⑴, 写真 5-1 の⑴)許氏総支祠(敦本堂)のように、廊の柱間は門屋の背面、享堂の正面端間に一致して繋がり、全体的に構造的な対応性が見られる。

b)．「堂と切り離す連結」は、(図 5-3 の⑵, 写真 5-1 の⑵)黄氏宗祠(叙倫堂)のように、門庁の背面端間と連結するもので、享堂の正面端間と切り離すものであり、(図 5-2-⑵のⅢ5-1)張氏宗祠、(図 5-2-⑵のⅢ5-3)汪氏支祠などにも用いられている。

d)．「減柱式による連結」は、(図 5-3 の⑶, 写真 5-1 の⑶)方氏支祠(聚順堂)のように、門庁の背面、享堂の正面端間には、横方向に大虹梁を渡して中央の柱を省略する「減柱式」[注5)]が採用され、大虹梁上に梁を架けて縦方向の廊を支えている。こうした「減柱式」は、(図 5-2-⑴のⅡ5-1)張氏宗祠、(図 5-2-⑵のⅢ5-5)鮑氏専祠、(図 5-2-⑵のⅢ7-1)黄氏宗祠の享堂にも見られる。

表５－４　宗祠遺構の代表事例の平面構成一覧(16 件)

分類	宗族別	名称	創建年代	平面形式	門の柱配置	中庭	堂の柱配置	中庭	寝の柱配置	図番
宗祠系	汪氏統宗祠	金紫祠	明 1506-66	五進七間	三間一戸×二間 七間三戸×二間	五間廊	○間×四間 七間×四間	不詳	十一間×四間	Ⅴ7-1
	黄氏宗祠	叙倫堂	明	三進七間	七間三戸×二間	三間廊	七間×四間	一間廊	七間×四間	Ⅲ7-1
	張氏宗祠	叙倫堂	清	三進五間	五間三戸×二間	三間廊	三間×四間	一間廊	五間×四間(1F) 五間×三間(2F)	Ⅲ5-1
	潘氏宗祠	敬和堂	清 1851-61	三進三間	三間一戸×一間	一間廊	三間×四間	一間廊	五間×四間(1F) 五間×三間(2F)	Ⅲ3-1
	程氏宗祠	崇徳堂	清	三進三間	三間一戸×一間	一間廊	三間×四間	一間廊	三間×四間	Ⅲ3-2
	張氏宗祠	—	清初	二進五間	五間三戸×二間	三間廊	×	×	三間×四間	Ⅱ5-1
支祠系	**許氏総支祠**	**敦本堂**	**明 1522-66**	**三進五間**	**五間一戸×三間**	**三間廊**	**五間×五間**	**一間廊**	**五間×四間**	**Ⅲ5-2**
	汪氏支祠	敦和堂	明末	三進五間	五間一戸×一間	二間廊	三間×四間	一間廊	五間×四間	Ⅲ5-3
	方氏支祠	聚順堂	清	三進五間	五間三戸×三間	一間廊	五間×三間	一間廊	五間×三間	Ⅲ5-4
	許氏総支祠	**惇倫堂**	**明中期**	**三進三間**	**三間一戸×二間**	**一間廊**	**三間×三間**	**一間廊**	**三間×四間**	**Ⅲ3-3**
	汪氏総支祠	曹門庁	明 1554	二進九間	九間三戸×一間＋九間×二間	×	×	三間廊	九間×○間	Ⅱ9-1
	呉氏支祠	楽善堂	清	二進三間	三間一戸×二間	×	×	一間廊	三間×四間(1F) 三間×三間(2F)	Ⅱ3-1
家祠系	汪氏家祠	司諫第	明 1495	二進三間	三間三戸×二間	×	×	一間廊	三間×四間	Ⅱ3-2
	焦氏家祠	—	清	二進三間	三間一戸×一間	×	×	一間廊	三間×四間	Ⅱ3-3
	李氏家祠	—	清末	一進三間	×	×	×	×	三間×三間(1F) 三間×三間(2F)	Ⅰ3-1
専祠系	鮑氏専祠	清懿堂	清 1805	三進五間	五間三戸×二間	三間廊	五間×五間	一間廊	五間×四間	Ⅲ5-5

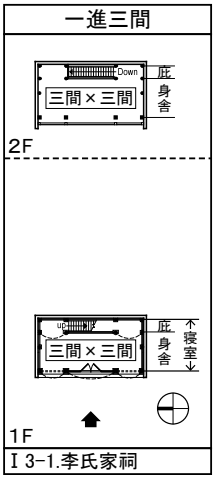

Ⅰ3-1.李氏家祠

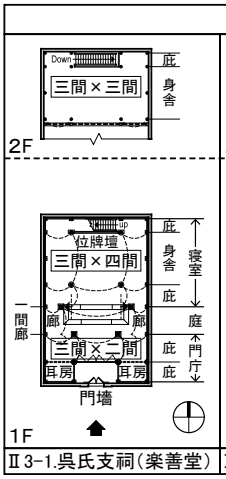

Ⅱ3-1.呉氏支祠(楽善堂)

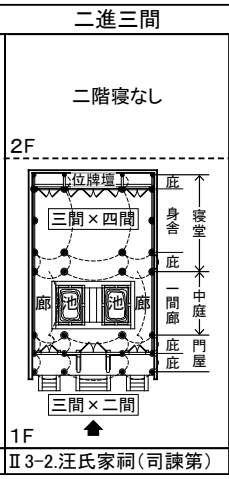

Ⅱ3-2.汪氏家祠(司諫第)

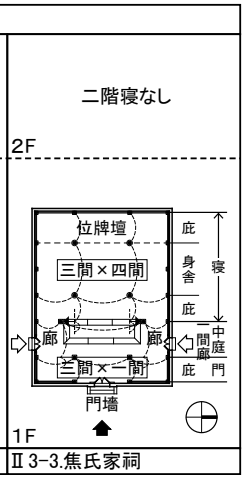

Ⅱ3-3.焦氏家祠

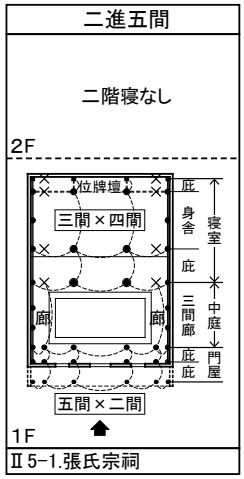

Ⅱ5-1.張氏宗祠

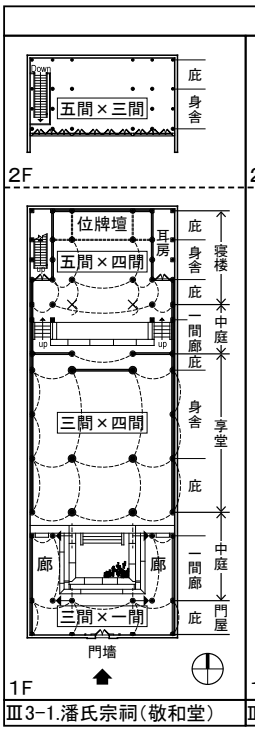

Ⅲ3-1.潘氏宗祠(敬和堂)

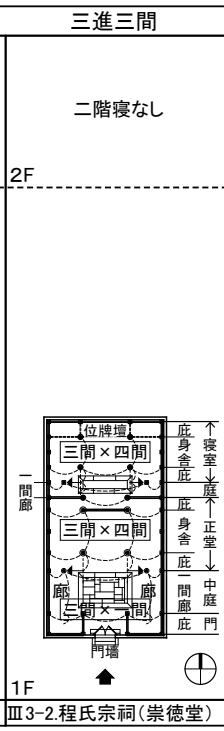

Ⅲ3-2.程氏宗祠(崇徳堂)

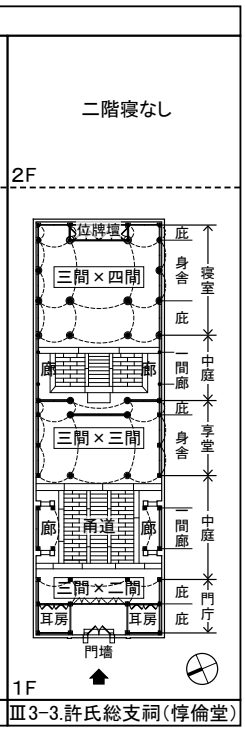

Ⅲ3-3.許氏総支祠(惇倫堂)

図５－２・凡例

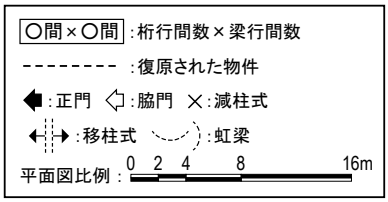

宗祠遺構の代表事例の分布

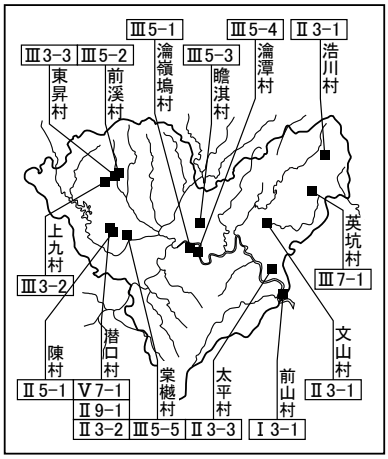

図５－２-(1)　歙県の宗祠遺構の代表事例の平面図(一進三間・二進三間・二進五間・三進三間)

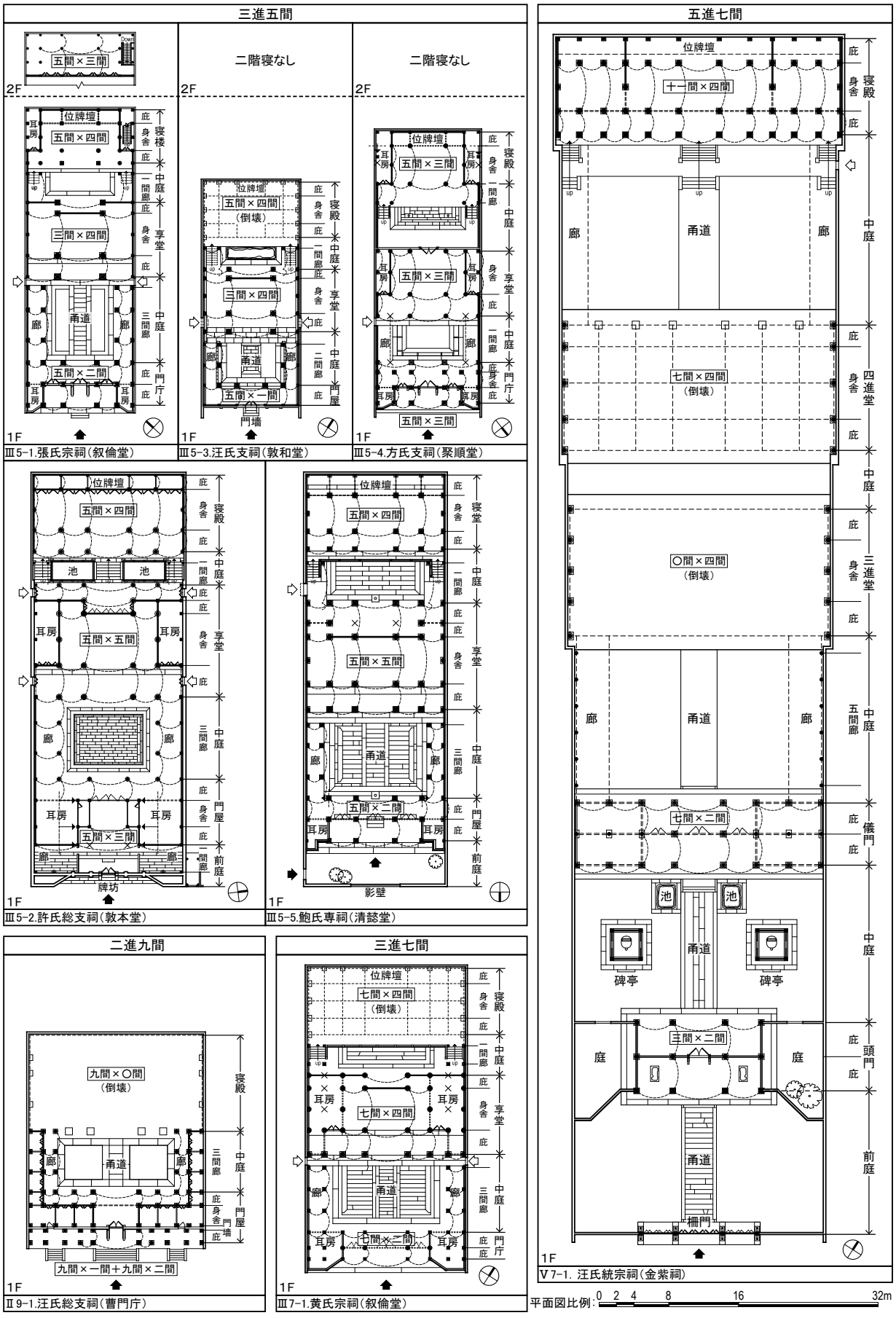

図５－２-⑵　歙県の宗祠遺構の代表事例の平面図(二進九間・三進五間・三進七間・五進七間)

エ.「移柱式による連結」は、(図 5-3 の⑷, 写真 5-1 の⑷)鮑氏専祠(清懿堂)のように、門庁の背面の背面端間に対し、廊の柱列が一方へ移す「移柱式」[注 6)]が用いられている。その他、(図 5-2-⑴のⅡ3-3)焦氏家祠の寝、(図 5-2-⑴のⅢ3-2)程氏宗祠の正堂と寝室の正面柱列などには、いずれも「移柱式」によって柱間の距離を広げ、建物規模の狭さを補い、庭と建物の空間の繋りを獲得するものであったことが分る。



写真５－１　進の連結に関する代表な事例の写真

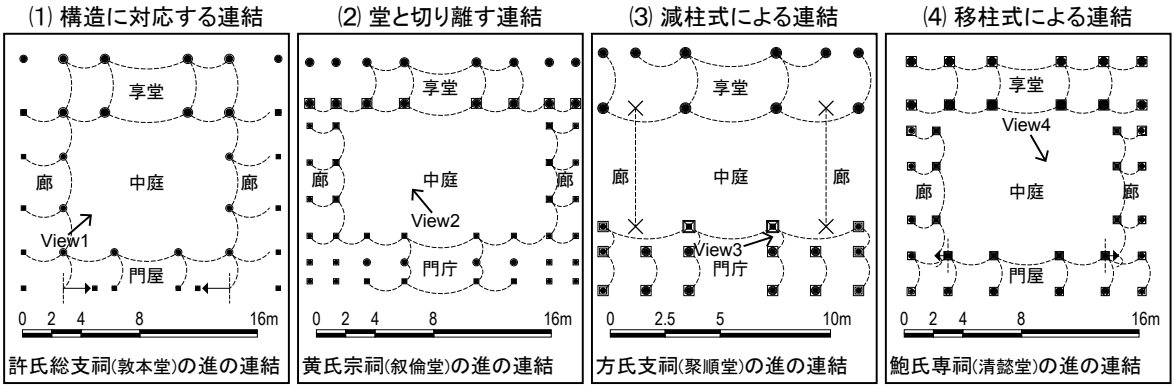

図５－３　進の連結の分類

５－３．宗祠遺構の構造形式について

徽州地方は、揚子江下流域にあり、中原地方からの移民が漢族の建築についての伝統や技術を伝播させたことから、華北・華中・華南地方には多様な構造形式が造り出されることになった。

５－３－１.宗祠遺構の構造システムと架構形式

ここでは、16 件の遺構中から許村許氏の総支祠の敦本堂と惇倫堂の断面図(図 5-4)を基にして、各建物の身舎・庇による構造システム、虹梁や貫による柱間の架構について検討してみたい。

⑴　敦本堂(図 5-2-⑵のⅢ5-2,図 5-4 の⑴)

敦本堂は、許村東支の邦伯門の総支祠であり、明代嘉靖年間(1522-66)に創建された。その規模は間口 16.71m、奥行 45.90m、建築面積は約 766.99㎡とし、配置形式は、手前から前庭―門屋―中庭―享堂―中庭―寝殿を縦一列に並べる三進型とし、前庭の前方に牌坊(写真 5-2)を立て、周辺に高い磚壁を設けて内部の木造架構を囲んでいる。

この建物の中央断面図を見ると、門屋(写真 5-3)は切妻屋根、梁行三間であり、「庇-身舎-庇」の構造システムとして虹梁を架ける「抬梁式架構」[注 7)]を採用している。前庇と身舎には前庭へ吹き放して門庁の空間を作り、身舎の後方柱列に扉を設け、後庇は中庭へ吹き放している。享堂は切妻屋根、梁行間間で「庇-身舎-庇-庇」の抬梁式架構を用い、前庇と身舎に二つの舟底天井を張り(写真 5-4)について見ると、その上に草架を架けて一体感のある広い空間を生み出している。さらに、前庇に繋虹梁、身舎に大虹梁、繋虹梁を架け、大虹梁上に大瓶束を立てて身舎桁、棟木を支えている。後庇(写真 5-5)には、二つの庇を並列する「庇-庇」とする形式を用いるが、これは享堂の内部中央の障壁両脇から背後に出るため、孫庇を加えたものである。寝殿(写真 5-6・5-7)は切妻屋根、梁行四間で「庇-身舎-庇」の抬梁式架構を用い、高い基壇上に建つ。前庇と身舎は中庭に吹き放し、後庇には位牌壇を設けている。前庇に巻天井、身舎に舟底天井、後庇に平天井を張り、天井上に草架を架けている。

また、端間断面図には、門、堂、廊の梁行方向では貫状の部材を二段や三段重ねて柱間を繋ぐ「穿闥式架構」[注 8)]を用い、「廊―門屋―廊―享堂―廊」のような一連の軸組とする。寝では棟持柱を立て、虹梁と貫状の部材を上下に架けており、穿闥式と抬梁式の複合式の架構としている。

⑵　惇倫堂(図 5-2-⑴のⅢ3-3,図 5-4 の⑵)

惇倫堂(別名:大墓祠)は、許村東支の邦憲門の総支祠であり、明代中期に創建され、清代康熙三十四年(1695)に修繕された。その規模は間口 8.80m、奥行 29.57m、建築面積は約 260.17㎡とし、配置形式は、「門庁―中庭―享堂―中庭―寝室」の三進型である。

中央断面図を見ると門庁、享堂、寝殿がいずれも抬梁式架構である。門庁は、前方の門墻(写真 5-11)に大扉を設けて入口とし、中央柱列の中央一間に両開き扉を設けている。内部では、梁行二間の「庇-庇」の構造システム(写真 5-12)とし、背面柱列に虹梁を渡し、中央柱列には梁行の虹梁が渡され、後方の中庭に向かって開放し、上部では片流切妻屋根をかけ、舟底天井の上で草架を覆

うことで十分な屋根勾配を確保している。享堂(写真 5-13)は、切妻屋根、梁行三間で「身舎-庇」とし、身舎に大虹梁、虹梁上に蟇股状の彫刻材を入れ、二重虹梁とし、身舎桁や大棟を支えている。寝室(写真 5-14)は、切妻屋根、梁行四間で「庇-身舎-庇」とし、前庇に巻天井、身舎に舟底天井を張り、その上に草架を架けている。後庇の中央一間に小部屋をつくり、位牌壇を設けている。また、端間断面図を見ると、享堂、寝殿では棟持柱(棟木列妻柱)を立て、貫状の部材と妻虹梁を用いる複合式の架構形式が用いられる。

このように、敦本堂と惇倫堂の断面図について、門、堂、寝の架構では身舎・庇の構造システムを基本とし、中央間では抬梁式架構を用い、その多くが「月梁」(写真 5-10)と呼ばれる両端に月形彫刻を施した虹梁を架ける。端間では棟持柱を立て、貫状の部材と虹梁を混用し、穿闘式或は複合式架構とし、庇や身舎の天井上では「草架」[注 9)]と呼ばれる小屋裏の技法で造り、十分な屋根勾配や接続部分の雨水処理を確保しており、この技法は明代の江南地方の造園技術書『園冶』[Ⅲ-3)]にも紹介されており、江南地方の民間建築に広く見られる。

また、組物については、(写真 5-8・5-9)、(写真 5-15・5-16)のように、庇柱上に小型の二手先、三手先斗栱を設けていることが多い。こうした小型の斗栱は、(図 5-4 の(3))のように、大斗を用いて「抬梁式斗栱」を組む場合、各建物の中央間、端間には中備として一具や二具入れて正面を飾っている。また、柱上には大斗を用いず柱を身舎桁まで延し、差肘木による「穿闘式斗栱」を用いる二つの構造形式がある。外観については、屋根の高低差を補うため、各建物の妻面と連動させた凹凸型の外壁(妻壁)を造り、頂部に瓦を載せ、壁の白と瓦の黒の対比を際立たせ、徽州地方の独特の「徽派建築」と呼ばれる景観を生み出している。



写真５-２　敦本堂の正面外観・牌坊



写真５-３　敦本堂の門屋内観(修理中なので、間仕切りが除かれた)



写真５－４　敦本堂の享堂内観・前庇と身舎

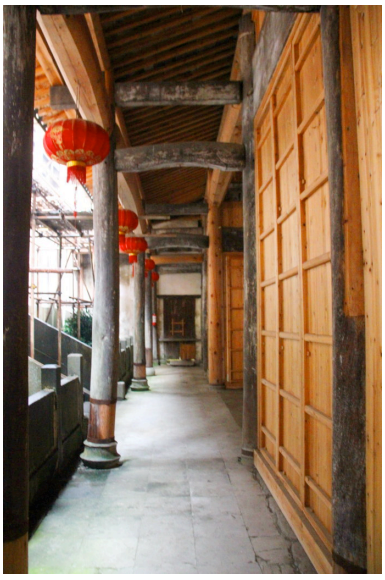

写真５－５　敦本堂の享堂内観・後庇



写真５－６　敦本堂の寝殿外観



写真５－７　敦本堂の寝殿内観・前庇と身舎



写真５－８　敦本堂の享堂前庇の中備斗栱（三手先）



写真５－９　敦本堂の享堂前庇の柱上斗栱（二手先）



写真５－１０　敦本堂の享堂前庇の月梁



写真５－１１　惇倫堂の正面外観・門墻



写真５－１２　惇倫堂の門庁内観・架構



写真５－１３　惇倫堂の享堂内観・身舎



写真５－１４　惇倫堂の寝室内観・前庇と身舎



写真５－１５　惇倫堂の寝室前庇の中備斗栱（二手先）



写真５－１６　惇倫堂の寝室前庇の柱上斗栱（二手先）

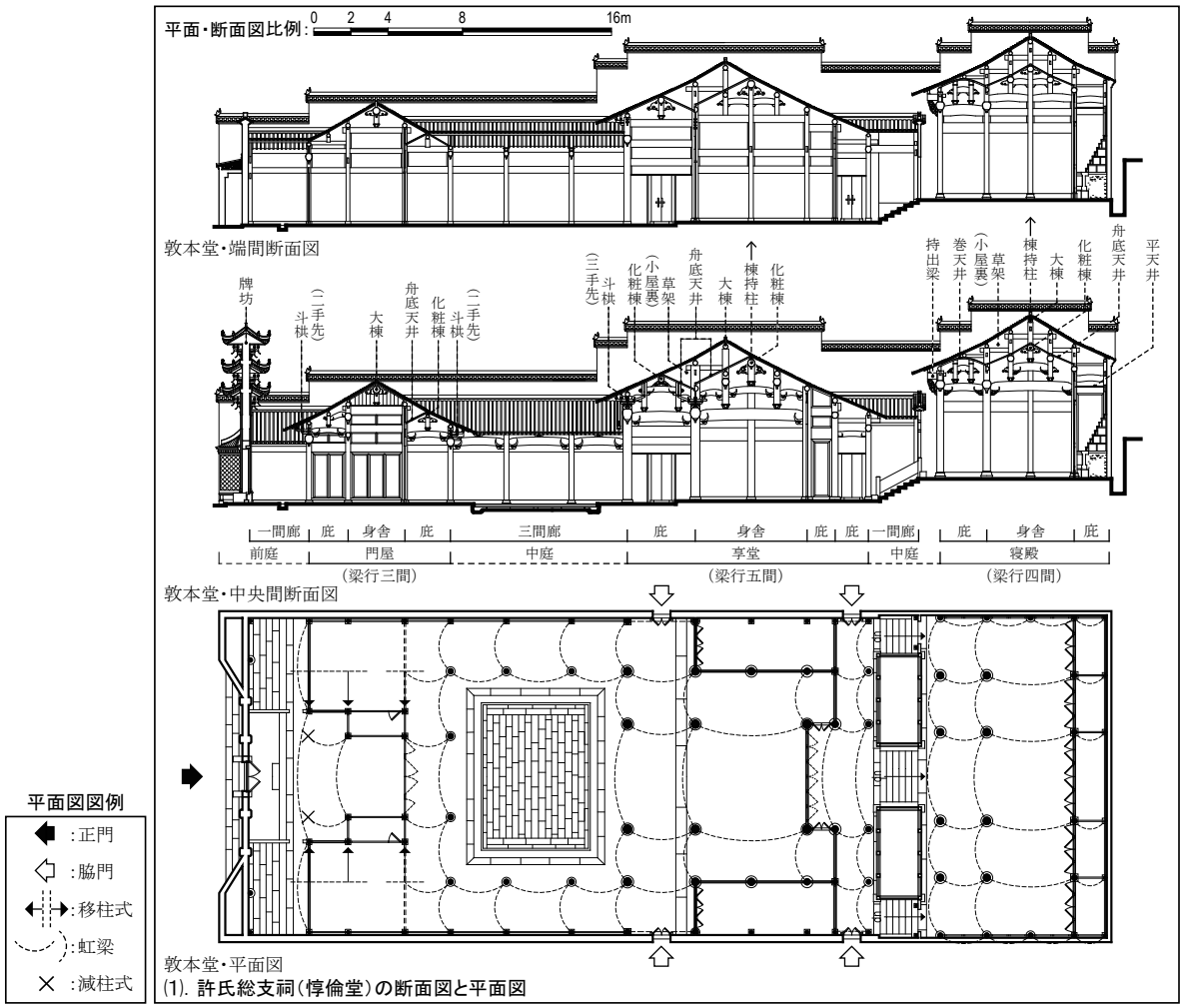

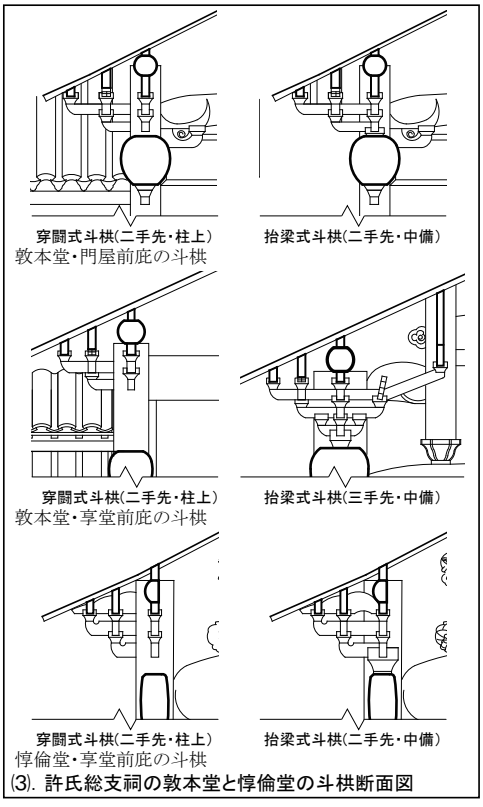

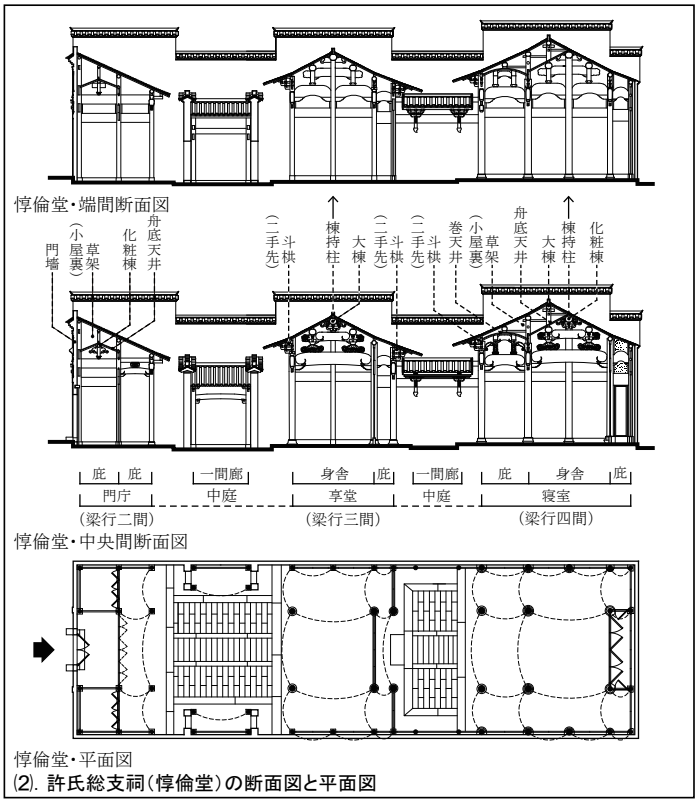

図５−４　許村許氏の敦本堂、惇倫堂の平面図と断面図(中央間断面図・端間断面図・斗栱断面図)

５－３－２.宗祠遺構の構造形式の表記

歙県の宗祠遺構の構造形式は、前述した２件の断面図のように、門、堂、寝の各建物では身舎・庇からなる構造システムを築き、柱間に虹梁・貫などの横架材を渡す架構形式を備えている。それらの架構の上には梁や束を置き、母屋桁を支点として垂木を折り継いで化粧天井や屋根面を造ることになる。そこで、こうした宗祠建築の構造形式を大系的に把握するために、内部構造に見られる構造システムと架構形式を中国の建築技術書に倣った「表記法」を通して宗祠建築に適合した表記法検討してみたい。

先ず、各建物の規模を表記すると、桁行方向は柱間数の「間」で数えて表すことが一般的であるが、梁行方向は身舎、庇、天井、草架などが組み合わさるため、画一的な単位で表すことには限界ある。また、当地方の民間建築に関する建築技術書などは確認されてないため、北宋と清代の官撰建築技術書である『営造法式』(1103年刊)[注10)]と『工程做法則例』(1734年刊)[注11)]、さらに明代の民間建築・造園技術書の『園冶』(1634年刊)[Ⅲ-3),注12)]を取り上げ、それらの建築技術書に示される架構に倣って表記することで、宗祠遺構の梁行方向の架構を比較・検討してみたい。

⑴　『営造法式』における構造形式の表記

北宋の『営造法式』には、架構内部を柱列によって内槽・外槽に分割し、日本の身舎・庇に対応する用語である「椽(テン)」という単位を用いて架構規模だけでなくその内部構造も記述している。「椽」とは「垂木」のことであり、桁や棟木を支点として椽を敷いて屋根面をつくることになり、椽１本の長さを６尺(宋尺=約312㎜)前後と定めたため、椽の数を基本単位として架構全体の規模や梁の長さなどを表記することができる。

後掲(図5-5)[注13)]は、梁思成著の『営造法式注釈』[注14)]に例示される「大木作制度図様四十八 庁堂等六架椽間縫内用梁柱側様」であり、それらの三つの図様に見られるように、軒を支える持出梁の上の出桁を除き、７本の桁を支点に６本の椽を架けることで、いずれも「六架椽屋」と記される。さらに、小屋内部では大虹梁は椽４本分に渡ると「四椽栿」、椽３本分に渡ると「三椽栿」、繋虹梁にあたる梁は椽２本分に渡ると「乳栿」(二椽栿)、椽１本分に渡ると「劄牽」(一椽栿)と記される。

従って、〈図様一〉は「六架椽屋分心用三柱」と表記され、前後庇の虹梁が三椽栿であり、梁行二間で前庇柱、棟持柱、後庇柱の三本の柱が立つことを示す。〈図様二〉は「六架椽屋乳栿對四椽栿用三柱」とあり、柱三本を用いる梁行二間で、身舎の大虹梁が四椽栿でその上に三椽栿が載り、後庇に二椽栿が渡ることを示している。〈図様三〉は、柱四本を用いる梁行三間で、身舎の大虹梁が三椽栿、前庇の繋虹梁が一椽栿、後庇の繋虹梁が二椽栿であり、「六架椽屋前乳栿後劄牽用四柱」と表記され、簡潔に架構規模と柱配置が理解できる。

⑵　『園冶』における構造形式の表記

明代の『園冶』の屋宇篇には、建物の規模を表すために、正面の柱間の数を「間」、奥行方向の桁(母屋桁)の数を「架」で数えて表す「間架」の表記法を用いている。同様に、梁もその上に載せる桁の数を基準にして、5 本の桁を載せれば「五架梁」、7 本の桁を載せれば「七架梁」と記される。中でも、棟持柱(棟木列妻柱)を立て、庁堂(身舎)の前後に廊(庇)がめぐる「七架列式」[注 15)]を基本な架構形式とし、「草架」、「重椽(天井)」を用いる場合は、後掲(図 5-6)のように、様々な長さの梁を組み合わせた自由な柱配置によって、「九架梁前後巻式」、「庁堂前添巻式」、「九架梁五柱式」、「九架梁六柱式」のように複雑な構造形式を例示している。

⑶　『工程做法則例』における構造形式の表記

清代の『工程做法則例』にも、『園冶』に紹介された「間架」の表記法で架構規模を表している。それ以外、『営造法式』の「椽」と同一概念で、「歩架」という桁間の水平距離を長さの単位とし、「一歩架=5〜6 尺(清尺=約 310 ㎜)」と定めたため、架構や梁の長さを算出することができる。

後掲(図 5-7)は、『工程做法則例』の論考である『清式営造側例』[V-8)]に掲載されている「檩数分配図」[注 16)]である。その内、「檩」は桁を指し、「捲棚」は頂部が円弧状になる屋根形式を記し、「廊」、「簷廊」は庇のことである。従って、「六架捲棚」とは、6 本の檩(桁)を架け、捲棚の屋根形式を用いるもの、「七架前廊」とは、7 本の檩を架け、身舎の前後に庇がめぐるものを意味する。

⑷　宗祠建築の構造形式の表記

歙県の宗祠遺構は、明・清時代のものとして「草架」を用いる点で、その規模が『園冶』と『工程做法則例』に掲載される「間架」の表記法を用いることが可能である。

一方、こうした明・清時代の「間架」の表記法は、架構全体の規模、柱配置、屋根形式などを示すが、宋代の『営造法式』のように梁の長さによる身舎や庇の規模については言及されていない。但し、材の長さや技術的な制約から、身舎の梁行方向の規模は三歩架から八歩架と決められ、庇の梁行方向の規模も、草架を用いない場合には庇を延ばしすぎると軒高が下がって不便なため、一歩架に限定されたと考えられる。

そこで、身舎・庇による構造システムを表すために、宋代の『営造法式』のように、身舎や庇の長さが梁の長さによる「椽」(清代:歩架)で表記する。後掲(図 5-8)[注 17)]の鮑氏専祠(清懿堂)の寝堂は、基壇上に柱四本を立て、架構上では 9 本の桁を支えているので架構全体の規模は「九架四柱式」と記される。また、「庇-身舎-庇」の構造システムの場合には、前庇が椽 2 本、身舎が椽 4 本、後庇が椽 2 本を渡すことで、架構の構成は「2-4-2 椽(歩架)」と記すことできる。これによって簡潔に架構規模、柱配置、内部構成などの構造形式が把握できる。

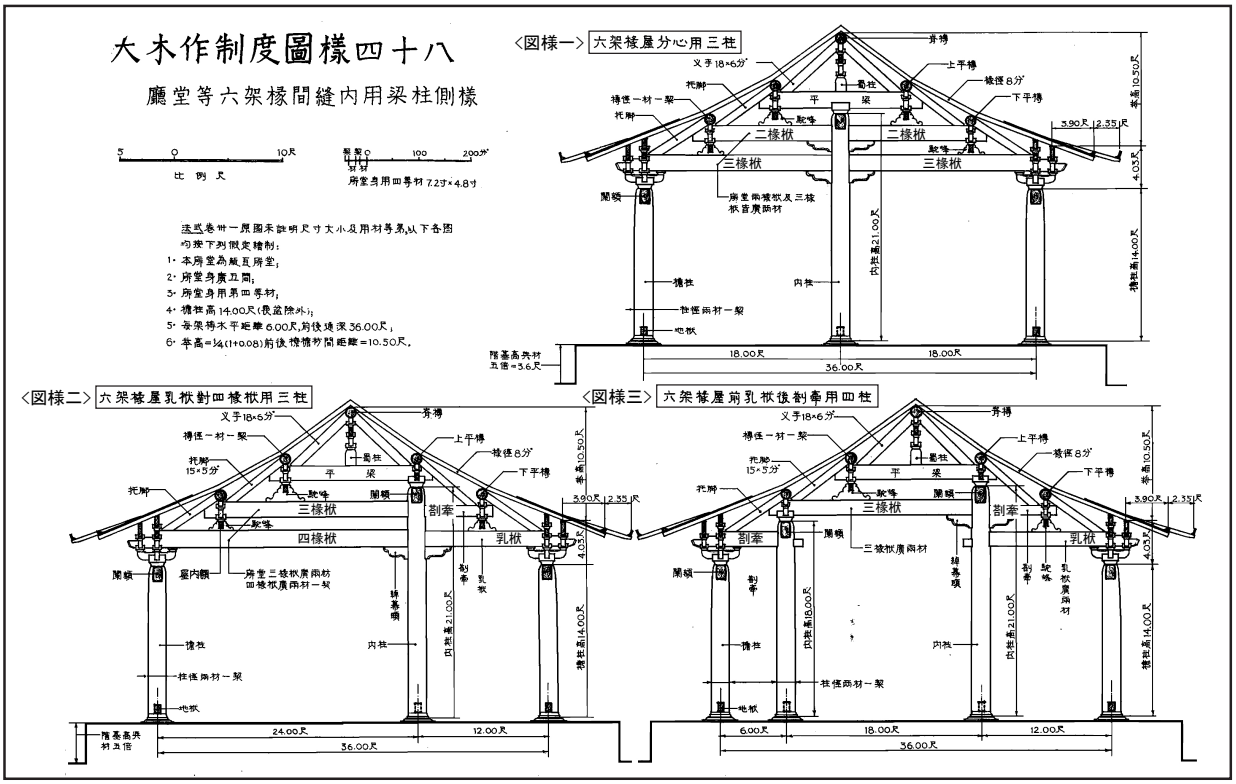

図５−５　『営造法式注釈』掲載の「六架椽屋式様図」

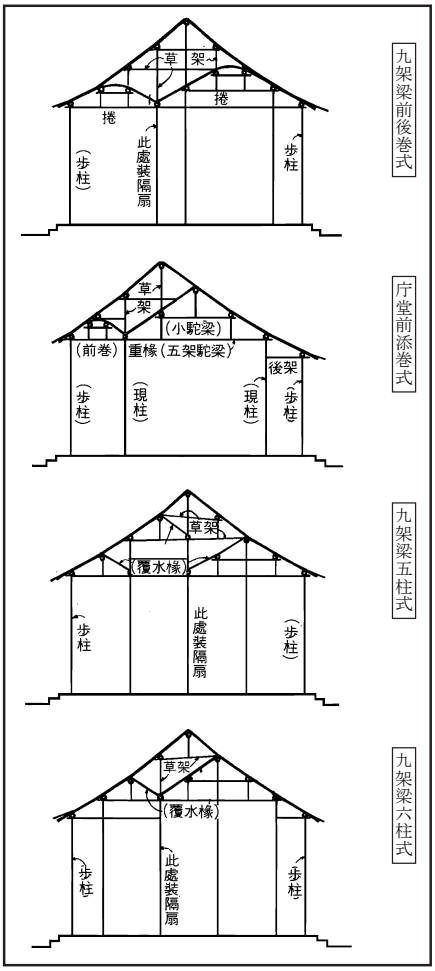

図５−６　『園冶』掲載の「草架式様図」

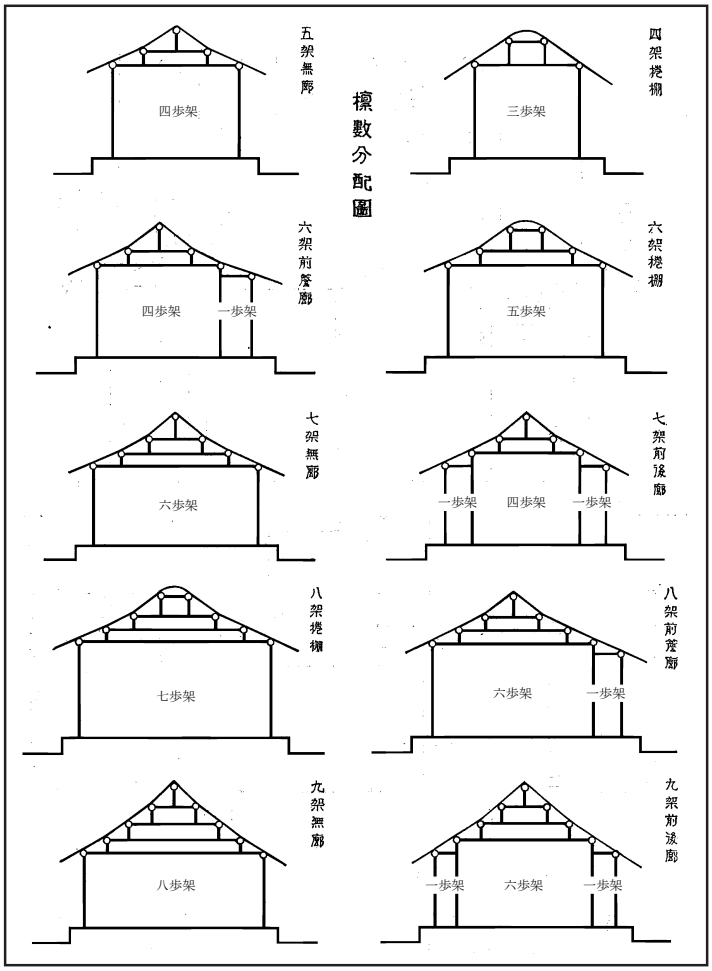

図５−７　『工程做法則例』（『清式営造側例』）掲載の「檩数分配図」

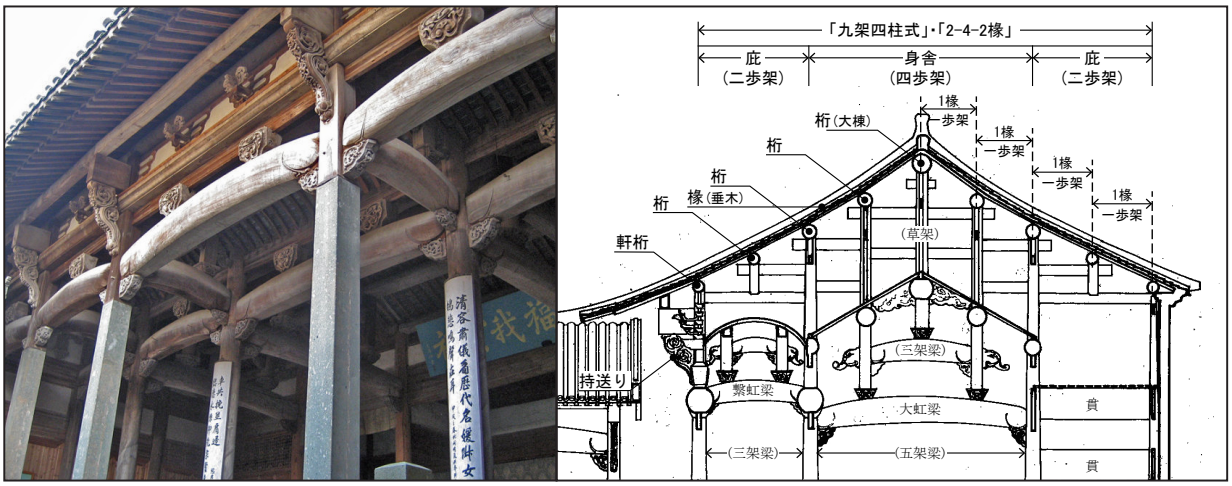

図５－８　鮑氏専祠清懿堂の寝堂の上部架構(中央間断面図)

５－３－３. 宗祠建築の構造形式の特徴

ここでは、前掲の 16 件の代表事例について、それらの中央間断面をモデル化して、身舎・庇の構造システムにおいて『園冶』に見られた「間架」の表記法で梁行方向の架構規模を表し、さらに、庇柱上の組物の仕様、草架の技法を明記して一覧表にすると、後掲(表 5-5)のようになる。なお、表中に黒枠で囲まれているのは、門、堂、寝に多く見られる構造形式のモデル図を示す。

⑴　門の構造形式について

門の構造形式には、「庇-庇」や「門墻-庇」の構造システムが多く見られる。

「庇-庇」の場合は、汪氏統宗祠(金紫祠)、黄氏宗祠(叙倫堂)、張氏宗祠(叙倫堂)の門のように、棟持柱列によって前庇・後庇を仕切り、前後に巻天井や舟底天井を張り、天井上の草架を覆うものが一般である。モデル図からこれらを規模別に見ると、「五架三柱式」3 件、「七架三柱式」2 件、「八架三柱式」1 件があり、2-2 椽、3-3 椽、4-4 椽の構成による前後対称の架構が形成される。それに対して、「門墻-庇」の場合は、潘氏宗祠(敬和堂)、程氏宗祠(崇徳堂)、汪氏支祠(敦和堂)、焦氏家祠の門屋のように、前方に立ち上げる門墻を除けば、内側に片流れ屋根を下すものが「庇-庇」の右半分の構造形式と見なされる。門墻とは、門の木造架構の前方に立て、開口部付の煉瓦で彫刻を施す高い壁である。モデル図を見ると、「三架二柱式」2 件、「四架二柱式」2 件がある。

この他、「庇-身舎-庇」の場合は、許氏総支祠(敦本堂)と方氏支祠(聚順堂)の門屋では、「七架四柱式」とし、2-2-2 椽の構成で前後対称な架構が形成される。一方、「庇-門墻-身舎-庇」の場合は、汪氏総支祠(曹門庁)の門屋では、「八架五柱式」とし、前庇と身舎の間に門墻が設ける 2-1-2-2 椽の構成で特有な架構が造り出されている。

⑵　堂の構造形式について

堂の構造形式には、「庇-身舎-庇」の構造システムを基本とし、それ以外、「庇-身舎-庇-庇」、「庇

-身舎-門墻」、「身舎-庇」の多様な構造システムが用意されている。

「庇-身舎-庇」の場合は、黄氏宗祠(叙倫堂)、張氏宗祠(叙倫堂)、程氏宗祠(崇徳堂)、汪氏支祠(敦和堂)の享堂では「八架四柱式」とし、前庇と身舎の天井上に草架を架ける 2-4-1 椽の非対称の架構が形成される。一方、潘氏宗祠(敬和堂)と鮑氏専祠(清懿堂)の享堂では、いずれも「九架四柱式」とし、前者が前庇を 3 椽(三歩架)に広げた 3-4-1 椽の構成の非対称の架構とする。後者が後庇の中央間に減柱式を用い、2-4-2 椽の構成で対称の架構が造られ、天井上に七架の草架で覆うことで屋根面を整然と保っている。

この他、「庇-身舎-庇-庇」の場合は、許氏総支祠(敦本堂)享堂では、「九架五柱式」とし、前庇と身舎の天井上に草架を設け、2-4-1-1 椽の構成による非対称の架構が見られる。「庇-身舎-門墻」の場合は、方氏支祠(聚順堂)の享堂では、「七架三柱式」とし、前庇と身舎の後方に障壁を立てる 2-4 椽の構成で非対称の架構が形成される。「身舎-庇」の場合は、許氏総支祠(惇倫堂)の享堂では「六架三柱式」とし、草架を使わず 4-1 椽の非対称の架構が見られる。

これらの堂の架構は、いずれも後方の身舎柱列に設ける障壁によって身舎と後庇が仕切られ、障壁の前に前庇・身舎による会議、客接、儀式などの宗族行事を行う広い空間を設けることとなる。

⑶　寝の構造形式について

寝の構造形式には、祖先への尊敬を表わして前の堂より高い位置に祀るため、高い基壇上に建て、天井上に草架を架け、さらに二階建てとすることで十分な屋根勾配と屋根の高さを確保している。

一階建ての寝は、「庇-身舎-庇」を基本とし、張氏宗祠、許氏総支祠(敦本堂、惇倫堂)の寝室では、「八架四柱式」とし、前庇と身舎の天井上に草架を架ける 2-4-1 椽の非対称の架構形式が見られる。また、汪氏統宗祠(金紫祠)、程氏宗祠(崇徳堂)、焦氏家祠などの寝のように、「九架四柱式」とし、前庇に巻天井を載せ、2-4-2 椽の非対称の架構形式が用いられる。

二階建ての寝は、「身舎-庇」の場合、李氏家祠の寝室では、「五架三柱式」とし、3-1 椽の構成で非対称の架構形式が用いられている。また、一階の身舎前に庇を追加し、本来の屋根の下にもう一重屋根をかける「裳階(重簷)」[注 18)]という技法も用いられ、「(庇)-身舎-庇」と表記される。その内、呉氏支祠(楽善堂)の寝では、「八架四柱式」とし、裳階に椽 2 本、身舎に椽 4 本、後庇に椽 1 本を渡して「⑵-4-1 椽」の構成とされる。それに対して、潘氏宗祠(敬和堂)、張氏宗祠(叙倫堂)の寝楼では、いずれも「九架四柱式」とし、裳階に椽 1 本、身舎に椽 4 本、後庇に椽 2 本を渡しており、「⑵-4-2 椽」の構成で非対称の架構形式が造られる。

これらの寝の架構は、いずれも後庇に位牌壇を設け、位牌壇の前に前庇や身舎による祭祀空間を設けるものが一般である。

このように、門・堂・寝の各建物は三架から九架までの架構規模に対し、1 椽から 4 椽までの母屋桁間の様々な長さの梁を組み合わせることで、自由な身舎・庇の構造システムを選択し、それによって多様な構造形式が造り出された。門は、「庇-庇」による「五架三柱式」、「七架三柱式」の対称の架構、「門墻-庇」による「三架二柱式」、「四架二柱式」の非対称の架構が認められる。堂は、「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」を基本とし、2-4-1 椽の非対称の架構が見られる。寝は、「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」、「九架四柱式」が多く用いられ、また、二階建て、裳階とするものもある。それらの架構は、中央間では抬梁式架構、端間では穿闘式或は複合式架構を用い、組物は、前後庇の柱上には小型な抬梁式或は複合式の斗栱(二、三手先)を載せるものが一般的であり、清代に入ると持出梁を用いるものが多く現れる。

一方、(図 5-9)のように、分類別に宗祠遺構の構造形式の特徴を見ると、以下のように纏める。

表５－５　宗祠遺構の構造システムと架構形式のモデル図(16 件)

分類	宗族別	名称	建立年代	平面形式	門の構造形式	堂の構造形式	寝の構造形式	図番
宗祠系	汪氏統宗祠	金紫祠	明1506-66	五進七間	「庇-庇」→「九架三柱式」・草架 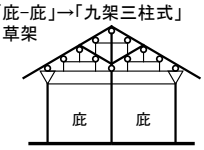 4-4椽(歩架)・三手先斗栱	架構形式不詳	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」・草架 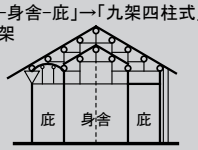 2-4-2椽(歩架)・三手先斗栱	Ⅴ7-1
	黄氏宗祠	叙倫堂	明	三進七間	「庇-庇」→「五架三柱式」・草架 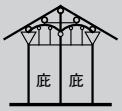 2-2椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」・草架 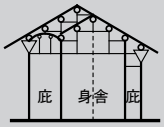 2-4-1椽(歩架)・三手先斗栱	架構形式不詳	Ⅲ7-1
	張氏宗祠	叙倫堂	清	三進五間	「庇-庇」→「七架三柱式」・草架 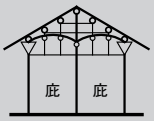 3-3椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」・草架 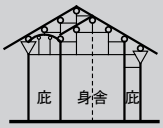 2-4-1椽(歩架)・持出梁	「(庇)-身舎-庇」→「九架四柱式」・二階建て 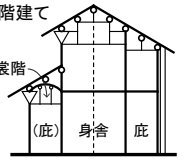 (1)-4-2椽(歩架)・裳階・持出梁	Ⅲ5-1
	潘氏宗祠	敬和堂	清1851-61	三進三間	「門墻-庇」→「四架二柱式」・草架  3椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」・草架 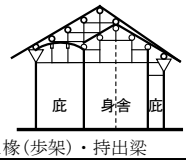 3-4-1椽(歩架)・持出梁	「(庇)-身舎-庇」→「九架四柱式」・二階建て 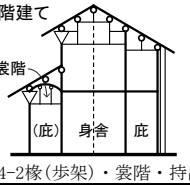 (2)-4-2椽(歩架)・裳階・持出梁	Ⅲ3-1
	程氏宗祠	崇徳堂	清	三進三間	「門墻-庇」→「三架二柱式」・草架  2椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」・草架 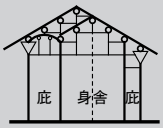 2-4-1椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」・草架 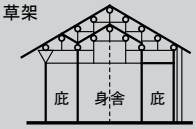 2-4-2椽(歩架)・持出梁	Ⅲ3-2
	張氏宗祠	—	清初	二進五間	「庇-庇」→「五架三柱式」・草架 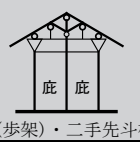 2-2椽(歩架)・二手先斗栱	×	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」・草架 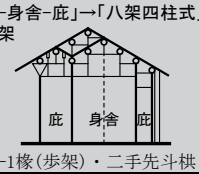 2-4-1椽(歩架)・二手先斗栱	Ⅱ5-1

注) 汪氏統宗祠(金紫祠)の頭門と儀門は、いずれも「庇-庇」による「九架三柱式」の架構形式である。

支祠系	**許氏総支祠**	**敦本堂**	**明1522-66**	**三進五間**	「庇-身舎-庇」→「七架四柱式」 ・草架 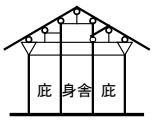 2-2-2椽(歩架)・二手先斗栱	「庇-身舎-庇-庇」→「九架五柱式」 ・草架 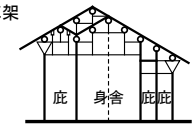 2-4-1-1椽(歩架)・三手先斗栱	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」 ・草架 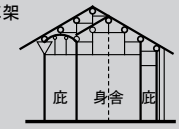 2-4-1椽(歩架)・持出梁	Ⅲ5-2
	汪氏支祠	敦和堂	明末	三進五間	「門墻-庇」→「四架二柱式」 ・草架 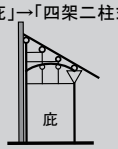 3椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」 ・草架 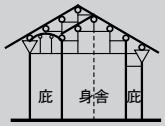 2-4-1椽(歩架)・持出梁	架構形式不詳	Ⅲ5-3
	方氏支祠	聚順堂	清	三進五間	「庇-身舎-庇」→「七架四柱式」 ・草架 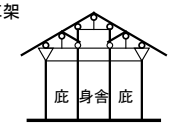 2-2-2椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-障壁」→「七架三柱式」 ・草架 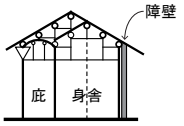 2-4椽(歩架)・二手先斗栱	「庇-身舎」→「七架三柱式」 ・草架 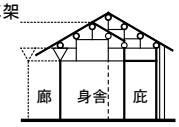 4-2椽(歩架)・二手先斗栱	Ⅲ5-4
	許氏総支祠	**惇倫堂**	**明中期**	**三進三間**	「門墻-庇-庇」→「四架三柱式」 ・草架 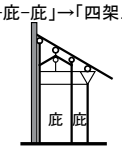 2-1椽(歩架)・持出梁	「身舎-庇」→「六架三柱式」 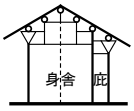 4-1椽(歩架)・二手先斗栱	「庇-身舎-庇」→「八架四柱式」 ・草架 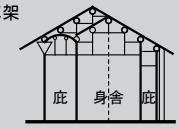 2-4-1椽(歩架)・二手先斗栱	Ⅲ3-3
	汪氏総支祠	曹門庁	明1554	二進九間	「庇-門墻-身舎-庇」→ 「八架五柱式」 ・草架 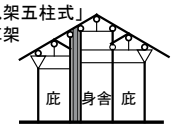 2-1-2-2椽(歩架)・二手先斗栱	×	架構形式不詳	Ⅱ9-1
	呉氏支祠	楽善堂	清	二進三間	「門墻-庇-庇」→「五架三柱式」 ・草架 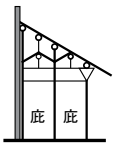 2-2椽(歩架)・持出梁	×	「(庇)-身舎-庇」→「八架四柱式」 ・二階建て 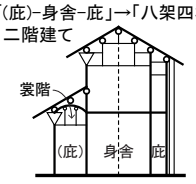 (2)-4-1椽(歩架)・持出梁	Ⅱ3-1
家祠系	汪氏家祠	司諫第	明1495	二進三間	「庇-庇」→「五架三柱式」 ・草架 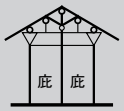 2-2椽(歩架)・二手先斗栱	×	「庇-身舎-庇」→「七架四柱式」 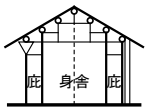 1-4-1椽(歩架)・二手先斗栱	Ⅱ3-2
	焦氏家祠	—	清	二進三間	「門墻-庇」→「三架二柱式」 ・草架 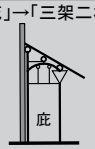 2椽(歩架)・持出梁	×	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」 ・草架 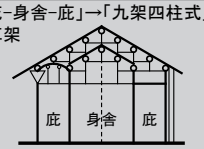 2-4-2椽(歩架)・持出梁	Ⅱ3-3
	李氏家祠	—	清末	一進三間	×	×	「身舎-庇」→「五架三柱式」 ・二階建て 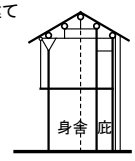 3-1椽(歩架)・持出梁	Ⅰ3-1
専祠系	鮑氏専祠	清懿堂	清1805	三進五間	「庇-庇」→「七架三柱式」 ・草架 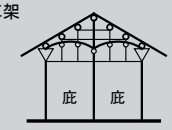 3-3椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」 ・草架 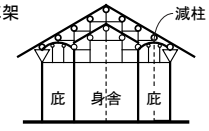 2-4-2椽(歩架)・持出梁	「庇-身舎-庇」→「九架四柱式」 ・草架 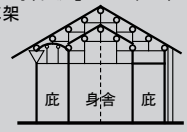 2-4-2椽(歩架)・持出梁	Ⅲ5-5

宗祠系の場合は、門は「庇-庇」による「五架三柱式」、「七架三柱式」の対称の架構、堂は「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」、「九架四柱式」の非対称の架構、寝は「庇-身舎-庇」による「九架四柱式」、さらに「(庇)-身舎-庇」による「九架四柱式」の二階建ての架構も見られる。支祠系の場合は、門は「庇-身舎-庇」による「七架四柱式」、「門墻-庇」による「四架二柱式」、「門墻-庇-庇」による「四架三柱式」など、堂は「庇-身舎-障壁」による「七架三柱式」、「庇-身舎-庇-庇」による「九架五柱式」などの非対称の架構など、寝は、「身舎-庇」による「七架三柱式」、「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」の非対称の架構など多様な構造形式が現れる。また、家祠系の場合は、いずれも小型の構造形式が用いられている。

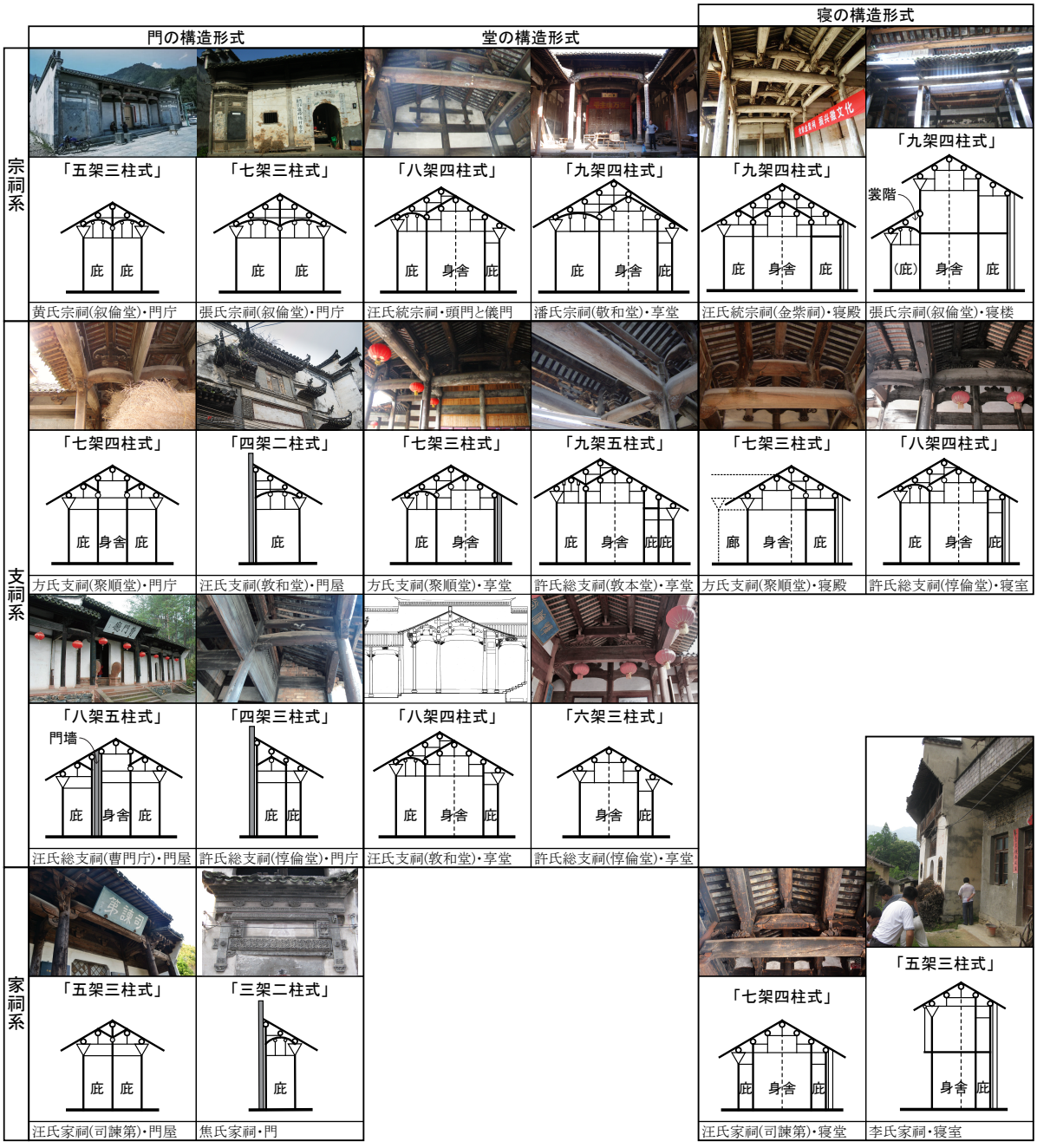

図５－９　宗祠の分類による構造形式のモデル図

５−４．結び

本章では、歙県の宗祠遺構における平面形式、平面構成、さらに構造システムと架構形式について宗祠建築の構造形式を検討した。その結果は、次のように纏められる。

⑴　平面形式は、門、堂、寝と中庭を一つユニットとして縦一列に並べる「進」という空間単位を造り、三進型の基本タイプとし、小型の一進三間から大型の五進七間までの多様な平面形式が成立し、「宗祠系」では三進五間、次いで「支祠系」、「家祠系」では三進三間や二進三間が多く採用され、宗祠の類型ごとに平面形式が定着するようになった。これらの平面形式に応じて寸法と面積は、奥行の進数や間口の間数の増減によってその規模が決められた。また、明代と清代の遺構を比較すると、明代の遺構の方が全体的に大きく、清代では宗祠、支祠がいずれも小型の平面形式を採用したことから、明代より建築面積が小さくなった。

⑵　平面構成は、宗祠遺構を構成する門、堂、寝の各建物の用途が共通していたため、規模の大小はあっても空間的な仕組みは類似していた。門、堂、寝の各建物は廊によって連結され、構造的な対応性が見られるが、それらの正面や背面柱列或は端間では「減柱式」、「移柱式」を用いることで、各建物と中庭の間に一層連続性の強い空間を生み出した。

⑶　構造形式は、門、堂、寝の各建物では身舎・庇からなる構造システムを築き、柱間に虹梁・貫などの横架材を渡す架構形式を備えている。門は、「庇-庇」による「五架三柱式」、「七架三柱式」の対称な架構、「門墻-庇」による「三架二柱式」、「四架二柱式」の非対称な架構が見られ、堂と寝は、いずれも「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」とするものが多く、また、分類別にみると、宗祠系より支祠系の場合は、比較的多様な構造形式が取られ、また、家祠系の場合は、いずれも小型の構造形式が用いられていることが分かる。

架構の中央間では抬梁式架構を基本とし、脇間では穿闘式架構、或は複合式架構を用い、天井の上部に草架を架けている。組物は、明代では装飾化されている小型の二手先、三手先斗栱、清代に入ると持出梁を用いることが一般的である。

注釈

注 1) 参考文献Ⅳ-6), 黄山市徽州古建築, 3. 祠堂, pp. 73-93,「徽州古建築保護工程古祠名録」, 参照。

注 2) 参考文献Ⅳ-7), p. 189, 牌坊, 参照。牌坊または牌楼は、中国の伝統的建築様式の門の一つであり、忠孝節義の人物を顕彰するために建てた建築物である。その建築形態を見ると、奥行がなく柱を横一列に立て柱間一間、三間、五間などとし、屋根を中央間に高く、両脇間に低く架けている。

注 3) 参考文献Ⅳ-7), p. 45, 影壁, 参照。影壁とは、中国建築の大門の前面もしくは門内に設けられた目隠しの独立塀である。

注 4) 大型の堂では、障壁を開閉式とするものある。

注 5) 参考文献Ⅴ-5), p. 102, 減柱造, 参照。減柱式とは、建物内部の空間の距離を増幅させるために、一部の身舎柱を省略する「減柱」技法であり、遼・金時代(916-1125, 1115-1234)の中国北方から始まり、元代以降の華北、華中地方の民間建築にも多く見られる。

注 6) 参考文献Ⅴ-5), p. 102, 移柱造, 参照。移柱式とは、遼・金時代に始まり、身舎柱の位置を移動する「減柱」技法である。唐代建築の厳格な対称構造より、梁や貫の水平材を縦横自在に用いて、積極的な架構の改変が行われていた。減柱式の使用とともに、元代以降の華北、華中地方の民間建築に広く採用されていた。

注 7) 参考文献Ⅴ-5), p. 100, 抬梁式構架, 参照。抬梁式とは、柱上に梁を架け、梁の上に何層かの童柱(束)と梁を積み上げ、さらに柱上に斗栱を乗せて屋根を架ける架構であり、華北から華中、華南にかけて幅広く使われている。

注 8) 参考文献Ⅴ-5), p. 100, 穿闘式, 参照。穿闘式とは、原則として梁を用いず、貫が柱を穿って骨組みを構成し、束と柱で桁を支える架構である。

注 9) 参考文献Ⅲ-3), 巻之一, 三屋宇, p. 38,「草架式」, 参照。草架とは、十分な屋根勾配と前後対称の外観を確保している二重椽(垂木)の技法であり、日本では小屋裏のことであるが、草の字が付くと天井裏に隠れて見えない位置にあることを示す。

注 10) 『営造法式』は、北宋末期の官撰建築技術書であり、将作監の李誡が元符三年(1100)に完成し，崇寧二年(1103)に初版本が刊行されたが、現存のものは紹興十五年(1145)の再刊本である。全三十六巻、建築技法、土木工事、彩色、彫刻などに関して詳述している。

注 11) 『工程做法側例』は、清朝工部が雍正九年(1731)に編纂し、雍正十二年(1734)に頒行した官撰建築技術書である。全七十四巻、大木、装修、石･瓦･拱券技法、土の各工事についてそれ

ぞれ技法、用材積算、工数積算を詳述している。

注 12）『園冶』は、明代の計成が明崇貞七年(1634)に著した江南地方の造園技術書であり、全三巻で相地、立基、屋宇、装折、門窓、鋪地、掇山、選石、借景の分野から成る。

注 13）参考文献Ⅴ-7), p. 287,「大木作制度図様四十八 庁堂等六架椽間縫内用梁柱側様」, 参照。

注 14)『営造法式注釈』は、中国近代の建築家・梁思成が最晩年に北宋の官撰建築技術書の『営造法式』において注釈や図解を取り組んだものである。

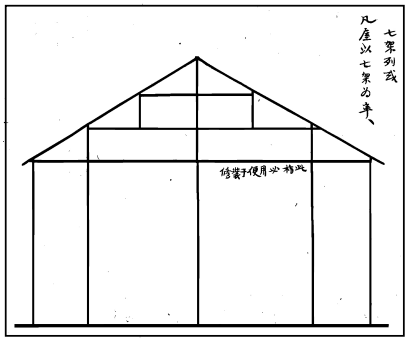

注 15）参考文献Ⅲ-3), 巻之一, 三屋宇, p. 139,「七架列式」, 参照。こうした七架列式は、左図のように、間中に棟持柱を立つ、身舎の前後に庇がめぐる架構形式である。

注 16）参考文献Ⅴ-8), p. 114, 清式営造則例図版 十二,「檁数分配図」, 参照。

注 17）参考文献Ⅳ-5), 清懿堂, pp. 64-65,「清懿堂Ⅰ－Ⅰ剖面図」を参照して作成した。

注 18）参考文献Ⅴ-5), p. 102, 重簷, 参照。重簷とは、内部空間を広げ、或は風雨から構造物を保護するために、本来の屋根の下にもう一重屋根をかける二重屋根の技法である。日本では裳階と呼ばれる。

第六章

結論

第六章　結論

６－１．本論文の成果

本論文は、徽州地方の歙県の「祠堂建築」を対象とし、歴史的な形成過程と建築的な空間構成を論じたものである。この地域の祠堂建築の歴史的な転換期となる明代中期(1446-1582 頃)を中心とし、宋代から明代中期までの祠堂建築の時代区分、地域分布、発展過程について歴史的な経緯を明らかにし、その背景にあった国家の礼制改革、宗族の組織化、徽州商人の活動、宗族村落の発展などについて論じた。また、明代中期以降の宗族の組織化に伴って、宗族村落と宗祠建築がどのように分化・発展したかを示し、さらに、明・清時代の宗祠遺構の平面構成、構造形式についての空間構成の特質を明らかにした。その成果は以下の四点に纏められる。

Ⅰ).「徽州地方の祠堂建築の歴史的な背景」について、地方志と族譜に基づき宗族社会において祠堂建築が成立した背景を論じ、次の点を明らかにした。

⑴　徽州地方の地方志について、明代中期の弘治と嘉靖年間の『徽州府志』に基づき、祠堂建築に関する記載について巻数、分野とその内容を検討することで、歙県では、地縁祭祀の「祠廟」、血縁祭祀の「墓祠」と「宗祠」が存在していた。

⑵　徽州地方の族譜について、明代隆慶年間の『潭渡黄氏族譜』に基づいて、歙県における族譜の内容から、明代中期以降における宗族の組織化が認められ、歙県の宗族の組織化が祠堂建築の建設、祭祀などに大きな影響をもたらした。

⑶　徽州地方の宗族社会について、移民と商人、宗族と村落、祠堂建築と祭祀の三点について論じ、次の点を明らかにした。一点目の移民と商人は、漢代から元代に移住した人々が耕地不足のため、新安江流域で商業活動を営み、徽州商人として成功を収めて郷土に繁栄をもたらし、一族の祠堂建築を建設するようになった。二点目の宗族と村落は、同族の人々が宗族村落を形成すると、大宗・小宗(本家・分家)の関係による宗族、支派、家族などの異なる規模の同族集団を生み出し、宗族の分化による宗族村落が著しく増加した。三点目の祠堂建築と祭祀は、地縁祭祀の場合には、各宗族の始祖の祭祀から始まったものが多く、各地に祠廟が建てられた。一方、血縁祭祀の場合には、墓祭と廟祭二つの祭祀形式があり、墓祭は仏教、道教の影響を受けたものが多く、廟祭は宋代の高祖以下四代を祀る祭祀(小宗主義)から、明代中期以降一族の人々が多く集まって祖先を祀る祭祀(大宗主義)に移行したことで、大規模な宗祠が形成された。

Ⅱ).「宋代から明代中期までの歙県の祠堂建築」について、宋代の『新安志』、明代の『徽州府志』に基づき、分類と形成過程、分布と地域性を明らかにし、明代中期以降の地縁祭祀から血縁祭祀への移行と祠堂建築との関係について論じ、次の点を明らかにした。

⑴　祠堂建築の分類と区分は、地方志によると、地縁祭祀の「祠廟」は唐から宋代において地方に功績のあった人物を神格化して祀り、朝廷より賜額・賜号を授与された「廟」、「行祠」、賜額・賜号のない「祠」、「生祠」があったが、いずれも地方志の祀典篇に加えられ、公式の地縁祭祀の祠廟として認められた。「墓祠」は、宋・元時代に仏教や道教の影響を受け、墓の近くに「墳寺」、「墳庵」を建てたが、明代以降に入ると宗教的な祭祀が減少し、血縁祭祀へと移行した。血縁祭祀の宗祠は、宋代には一人の祖先を祀る小宗主義的な「庵」であったが、元代末以降、宗族の組織化により複数の祖先を合祀した「堂」、一族の共同の祖先を祀る大宗主義的な「祠堂」へと変化し、明代嘉靖十五年(1536)の礼制改革により、本格的な「宗祠」が建てられるようになった。

⑵　祠堂建築の事例分布は、明代中期には徽州府の城内、郊外に設けられていたが、徽州商人が河川沿線に活動を拡大すると、祠廟は「廟」から「行祠」へ分化した。さらに、宗族の分家により遠隔地域へ転居が進むと、農村部に新たな村落が生まれ、宗祠が急激に増加した。

⑶　地縁祭祀から血縁祭祀への変遷は、宋代から明代中期にかけて、地縁祭祀の祠廟は本山の「廟」から「行祠」へ分化し、祭祀範囲が複数の村落に跨がり、広い地域に広がった。さらに、明代中期以降、宗族の組織化が進められたことで、宗族村落には血縁祭祀の「宗祠」が数多く建てられ、一つの村落を単位とする血縁祭祀が中心に位置づけるようになった。

Ⅲ).「明代中期以降の歙県の宗族村落と宗祠建築」について、『族譜』を基に潭渡黄氏、葉村洪氏、許村許氏の事例を取り上げ、明代中期以降、歙県の宗族村落と宗祠建築の関係について論じ、次の点を明らかにした。

⑴　宗族村落は、同族結合と異姓雑居の二つの形態が生み出され、農村部では数多く同族結合の村落が建設され、そこでは始祖や始遷祖を祀る「宗祠」、支派祖を祀る「支祠」、族内の特定人物を祀る「専祠」などが建てられた。

⑵　宗祠建築は、明代中期から清代にかけて、一人の祖先を祀るものから、宗族の組織化により複数の祖先を祀る同族の宗祠、支祠などへと変化し、宗祠の建築形態は、いずれも門、堂、寝と庭とを一つのユニットとする「進」という空間単位を造り、それらを縦一列に並べた秩序ある建築空間を築き、奥行の「進」、間口の「間」の組み合わせにより、平面形式を成立させた。

⑶　宗祠の発展と分化は、明代中期に入ると宗族の相続と分家、祭祀の変化による支派への分化

し、さらに、宗族村落が周辺地域へ分散したことにより、宗族の階層構成が形成された。それにより、「統宗祠」、「宗祠」、「総支祠」、「分支祠」、「家祠」などが生み出され、それらの宗祠建築は宗祠系、支祠系、家祠系、専祠系の四つの系統に分かれ、宗祠遺構にも建築的な階層性が認められた。

Ⅳ).「歙県の宗祠遺構の空間構成」について、宗祠遺構の構成要素、規模と間取り、さらに構造システムと架構形式を通して、宗祠建築の構造形式の特質を論じ、次の点を明らかにした。

⑴ 宗祠遺構の平面形式は、一進型から五進型を生み、一進三間から五進七間までの多様な平面形式を成立させた。宗祠系では三進五間、支祠系と家祠系では三進三間や二進三間の平面形式が多く採用され、宗祠の類型ごとに平面形式が定着するようになった。

⑵ 宗祠遺構の平面構成は、門、堂、寝を主要堂宇とし、各建物と庭を交互に配する奥深い配置とし、いずれも正面に門を構え、建物の周辺に高い壁を巡らし、両側壁面では各建物の妻面に瓦屋根をのせた頂部が凹凸を描いている。内部空間は、門、堂、寝の正後の柱間が開放されるため、各建物と中庭の間に連続する空間が造り出されている。また、柱間を広げるため「減柱式」、「移柱式」を用いるものもあった。

⑶ 宗祠遺構の構造形式は、門、堂、寝が「身舎・庇」による構造システムを用い、柱間に虹梁・貫などを渡す架構形式を成立させた。門では、「庇-庇」による「五架三柱式」、「七架三柱式」の架構、「門墻-庇」による「三架二柱式」、「四架二柱式」等の架構が見られ、堂と寝では「庇-身舎-庇」による「八架四柱式」の架構とするのが一般的であった。また、宗祠建築の類系から見ると、宗祠系、支祠系の場合は、多様な構造形式が用いられ、家祠系の場合は、単純な構造形式を用いている。主要堂宇の架構は、中央間では抬梁式を基本とし、脇間では穿闘式或は複合式架構を用い、天井の上部に草架を架けている。組物は、明代では装飾化された二手先斗栱、三手先斗栱、清代に入ると持出梁を用いるものが現われた。

６－２．本論文の意義

中国建築史学は、1980 年代から、中国と日本において相互交流をしつつ研究が進められ、その研究成果は両国において共有され、1990 年代以降急速に進んだが、2000 年以降中国の急速な経済発展に伴い各地の歴史的建造物への保存対策の遅れによって破壊が続き、日本側においてもこの分野の研究者の減少もあって、2010 年以降日本側からの中国建築史学への研究成果は限られていた。そうした中で、本論文は新たな研究成果を同史学に対し提供できたことが第一義的な意義である。

次に、本論文は安徽省の徽州地方の歙県を中心とする地域を対象とし、祠堂建築の歴史的背景と建築遺構について、文献研究と遺構研究の二つの視点に立って分析・検討しており、本文の前半と後半において次の二点について学術的な成果を上げたと考えている。

一点目は、徽州地方の祠堂建築については、歴史学、民族学、社会学など他の分野においても研究対象とされており、これまでの祠堂に対する概念は歴史的・個別的なものであったが、本論文では各時代に継承された祠堂建築の形成過程を明らかにし、中でも明・清時代の宗祠建築の分化・発展のプロセスを解明し、祠堂の大系的な類型と系譜を示した点に大きな意義があり、そこには階層的な構造が存在したことを明らかにしており、建築学と他の関連学会に新たな知見を提示することが出来たと考える。

二点目は、本論文の前半の文献研究の成果に基づいて、後半では祠堂建築を宗族村落、商業活動、人口移動など、祠堂建築を取り巻く歴史的な背景を論じ、祠堂建築がどのように分布、発展したかを明らかにし、さらに宗祠遺構について、平面形式、構造形式、架構形式などの建築空間を構成する要素について、系統立てて類型化しており、限られた地域の遺構例であったものの、明・清時代における宗祠建築の特質を大系的に解明し得る端緒を開いたことに意義を見出している。

最後に、中国・日本側の中国建築史学において、「中国・徽州地方の祠堂建築の形成過程と空間構成に関する研究」が学術発展の一助となることを期待している。

参考文献目録

[Ⅰ]地方志

1) 汪子卿(総纂):泰山志校正,四巻首一巻末一巻,明代嘉靖三十四年,1555,黄山書社,2006.5

2) 俞樾,方宗誠(総纂):上海県志,三十二巻首一巻末一巻,清代同治十年,1871,早稲田大学図書館・古典籍総合データベースに公開された影印本を利用した。

3) 陳鎬(編纂):闕里志,全二十四巻,明代万暦三十七年,1609,早稲田大学図書館・古典籍総合データベースに公開された影印本を利用した。

4) 羅願(編纂),趙不悔(修撰):新安志,全十巻,南宋淳熙二年,1175

5) 江舜民(編纂),彭澤(修撰):徽州府志(弘治府志),全十二巻,明代弘治十五年,1502
汪尚寧,他(編纂),何東序,他(修撰):徽州府志(嘉靖府志),全二十二巻,明代嘉靖四十五年,1566
趙吉士,他(編纂),丁廷楗,他(修撰):徽州府志(康熙府志),全十八巻,清代康熙三十八年,1699
馬歩蟾,他(編纂),夏鑾,他(修撰):徽州府志(道光府志),全十六巻図一巻,清代道光七年,1827

6) 謝陛(編纂),張涛(主修):歙志(万暦県志),全三十巻,明代万暦三十六年,1608,黄山書社,2014.2

7) 劉大櫆,他(編纂),張佩芳,他(修撰):歙県志(乾隆県志),全二十巻図一巻,清代乾隆三十六年,1771
沈伯棠,他(編纂),労逢源,他(修撰):歙県志(道光県志),全十巻図一巻,清代道光八年,1828
許承堯,他(編纂),石國柱,他(修撰):歙県志(民国県志),全十六巻,中華民国二十六年,1938
以上Ⅰ-4,Ⅰ-5,Ⅰ-7の地方志は、安徽省地方志辦公室に提供された影印本を利用した。

[Ⅱ]族譜

1) 戴廷明,程尚寛,他(編纂):新安名族志,前後巻,明代嘉靖三十年,1551,黄山書社,2007.12

2) 鮑琮棠(編纂),棠樾鮑氏宜忠堂支譜,二十巻首一巻末一巻,清代嘉慶十年,1805

3) 姚邦燮(編纂),歙南武担姚氏上門支譜,三巻首一巻末一巻,中華民国二十年,1931

4) 黄玄豹(重編),黄隠南(校補):潭渡黄氏族譜,十巻首一巻末一巻,明代隆慶年間(重編),1567-1572,清代雍正九年(校補)1731

5) 洪文陛(主修),洪士銜(編纂),官源洪氏総譜,十八巻首二巻末二巻,清代乾隆年間,1736-1795,

6) 許灼(編修),許村東支譜,不分巻,清代嘉慶六年,1801
以上Ⅱ-2,Ⅱ-3,Ⅱ-4,Ⅱ-5,Ⅱ-6の族譜は、中華尋根網 http://ouroots.nlc.cn に公開された影印本を利用した。

［Ⅲ］他の古典籍

1) 朱熹(輯録),浅見安正(校正):家礼,全五巻,心斎橋通北久太郎町,積玉圃,元禄十年,1697,早稲田大学図書館・古典籍総合データベースに公開された影印本を利用した。

2) 中村習斎:家礼改図,平田家資料(平田職康旧蔵),作成年代不詳,早稲田大学図書館・古典籍総合データベースに公開された影印本を利用した。

3) 計成(撰),胡天寿(訳注):園冶,明代崇貞七年,1634,重慶出版社,2009.6

［Ⅳ］祠堂建築に関するもの

1) 王鶴鳴,王澄:中国祠堂通論,上海古籍出版社.2014.9

2) 松本浩一:宋代を中心としてみた都市の祠廟の変遷,都市文化研究,Vol.4,pp.127-42,2004.9

3) 斉香鈞:北朝至隋墓葬出土石堂再研究,安陽師范學院學報,歴史・文学,Vol.6,pp.68-74,2014

4) 東南大学建築系,歙県文物管理所編:徽州古建築從書—漁梁,東南大学建出版社,1998.8

5) 東南大学建築系,歙県文物事業管理所編:徽州古建築叢書—棠樾,東南大学建出版社,1999.8

6) 安徽省黄山市文化委員会編:黄山市徽州古建築保護工程名録,2014.2,黄山市文物局に提供された影印本を利用した

7) 北京市文物研究所編:中国古代建築辞典,中国書店,1992.12

［Ⅴ］歴史史料に関するもの

1) 吾妻重二:宋代思想の研究—儒教・道教・仏教をめぐる考察—,関西大学出版部,2009.3

2) 臼井佐知子:徽州商人の研究,汲古書院,2005.2

3) 中島楽章:徽州商人と明清中国,山川出版社,2009.10

4) 井上徹:中国の宗族と国家の礼制—宗法主義の視点からの分析—,研文出版,2000.2

5) 北京市文物研究所編:中国古代建築辞典,中国書店,1992.12

6) 許驥:徽州伝統村落社会—許村,復旦大学出版社,2013.9

7) 梁思成:営造法式注釈,明文書局,1984,12

8) 梁思成:清式営造則例,中国建築工業出版社,1981.12

9) 井上徹:中国の宗族と国家の礼制—宗法主義の視点からの分析—,研文出版,2000.2

10) 朴元熇:明清徽州宗族史研究—歙県方氏的個案研究(中文修訂版),中国社会科学出版社,2009.12

本論文に関係する著者の発表論文

本論文は、筆者が平成 24 年から同 29 年にかけて「日本建築学会計画系論文集」、「同学会東海支部研究報告書」、「同学会学術講演梗概集」に発表した徽州地方の祠堂建築に関する研究論文を再構成したものと、新たに纏めた研究成果からなる。また、それまでに発表してきた関係論文についても取り上げた。なお、本論文を纏めるにあたり、原文をできるだけ忠実に編集したが、内容の一部と図版については、本文が理解しやすいよう改編し加筆訂正しており、その内容は以下の通りである。

第一章第一節は、「研究背景」について中国建築史学とその研究の発展を概観して纏め、上海図書館の王鶴鳴氏の著書『中国祠堂通論』を基に中国の祠堂建築を概観したものである。第二節から第六節までは、これまで発表した論文を基に再構成したものである。

第二章は、『日本建築学会計画系論文集』(Vol.82,No.732)掲載の論文「中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする祠堂建築の分類と分布」の前篇を基に新たに纏めたものものである。

第三章は、前掲「中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする祠堂建築の分類と分布」の後篇の一部を削除し加筆修正したものである。

第四章は、『日本建築学会計画系論文集』(Vol.82,No.741)掲載の論文「中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする宗祠遺構の空間構成について」の前篇と、『学術講演梗概集(建築歴史・意匠)』で発表した「中国・徽州地方の宗祠建築について―歙県許村の敦本堂と惇倫堂を中心として―」(2016)、「中国・徽州地方の村落と宗祠:『潭渡黄氏族譜』からの考察」(2017)を改編し加筆修正したものである。

第五章第一節「歙県の宗祠遺構の残存状況について」、第二節「宗祠遺構の平面構成について」は、前掲「中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする宗祠遺構の空間構成について」の後篇を基に加筆修正したものである。第三節「宗祠遺構の構造システムと架構形式について」は、新たに纏めたものである。

［Ⅰ］主要論文

日本建築学会計画系論文集:

1) 中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする祠堂建築の分類と分布,
STUDY ON RITUAL ARCHITECTURE IN HUIZHOU AREA, CHINA: The classification and distribution of Ritual Architecture in She County
日本建築学会計画系論文集,Vol.82,No.732,pp.527-537,2017.2
張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二

2) 中国・徽州地方の祠堂建築に関する研究:歙県を中心とする宗祠遺構の空間構成について,
ESEARCH OF ANCESTRAL HALL ARCHITECTURE IN HUIZHOU AREA,CHINA: The spatial structure of Ancestral Hall remains in She County
日本建築学会計画系論文集,Vol.82,No.741,pp.2989-2999,2017.11
張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二,曹　毅

［Ⅱ］関係論文

日本建築学会東海支部研究報告書:

1) 中国・安徽省黄山市徽州区呈坎村の祭祀建築―羅東舒祠と長春社を中心として―,日本建築学会東海支部研究報告書,Vol.52,pp.733-736,2014.2
張　葉茜,李　強,曹　毅,沢田　多喜二,杉野　丞

2) 中国・安徽省徽州地方の祠堂建築―宗祠遺構の残存状況とその規模について―,日本建築学会東海支部研究報告書,Vol.53,pp.565-568,2015.2
張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二

3) 中国・徽州地方・歙県における明代の宗祠の形成と分布:明代地方志を資料としての考察,日本建築学会東海支部研究報告書,Vol.54,pp.625-628,2016.2
張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二

学術講演梗概集(建築歴史・意匠):

1) 安徽省黄山市徽州区呈坎村の羅東舒祠について,学術講演梗概集 2012(建築歴史・意匠),
pp.449-450, 2012.9
張　葉茜,李　強,曹　毅,沢田　多喜二,杉野　丞

2) 中国・徽州地方の清代祠堂建築について―蘇氏宗祠と程氏宗祠を中心として―,学術講演梗概

集 2013(建築歴史・意匠), pp. 605-606, 2013. 8

張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二

3) 中国浙江省新安江流域の二進式祠堂建築について―淳安県汾口鎮赤川口村の余氏家庁を中心として―, 学術講演梗概集 2014(建築歴史・意匠), pp. 711-712, 2014. 9

張　葉茜,杉野　丞,李　強,曹　毅

4) 中国・安徽省徽州地方の祠堂建築―宗法と祠堂建築の分類について, 学術講演梗概集 2015(建築歴史・意匠) pp. 53-54, 2015. 9

張　葉茜,杉野　丞,沢田　多喜二

5) 中国・徽州地方の宗祠建築について―歙県許村の敦本堂と惇倫堂を中心として―, 学術講演梗概集 2016(建築歴史・意匠) pp. 831-832, 2016. 8

張　葉茜,杉野　丞

6) 中国・徽州地方の村落と宗祠:『潭渡黄氏族譜』からの考察, 学術講演梗概集 2017(建築歴史・意匠) pp. 865-866, 2017. 8

張　葉茜,杉野　丞

後書

本論文は、筆者が平成 24 年から同 27 年にかけて、日本建築学会に発表した徽州地方の祠堂建築に関する論文を基にしており、その起点は、新安江流域の祠堂建築の研究にある。

私は、平成 22 年に日本の大学に留学する為に来日し、平成 23 年に愛知工業大学・大学院前期課程(修士課程)に入学し、中国建築史学を専攻し、「新安江流域の祠堂建築に関する研究」と題とする修士論文を提出した。続いて平成 25 年同大学院後期課程(博士課程)に進学し、祠堂建築の問題に関心を持ち続け、新安江流域の祠堂建築から徽州地方の祠堂建築に研究範囲を集約させた。これを機として、徽州地方の祠堂建築がどのような歴史的変遷により発展したのか、どのような建築的な特質を持っているのかに関心を抱くようになった。その後、徽州地方の各地の行政機関、研究機関への現地調査による資料収集のための活動を始めた。その間に、各機関が所蔵する史料を多数閲覧できたことによって、安徽省・徽州地方の祠堂建築の歴史的変遷に関する大系的なイメージを形成することが出来た。さらに、現地での実測調査により得られた資料の分析により、徽州地方の宗祠遺構の建築的な特質の解明に一応の区切りを付けることが出来、本論文を完結させることが出来た。

これから、本論文作成に当たってお世話になった方々に謝辞を認めなくではならない。

先ず、研究者として育てて下さった先生、先輩、友人などに感謝の気持ちを伝えたい。愛知工業大学杉野丞教授には指導教授として、表現できない程に多くのことを教えて頂いた。論文作成に際し、主題の設定から内容の把握、文法の訂正に至るまで御指導を頂き、何も分からない私のような学生を相手に杉野教授は始終誠実かつ親切で、提出した論文の下書きを朱で染めて下さった。また、現地調査、資料収集などにおいて常に御指導と御支援を頂いた同大学の沢田多喜二先生、そして、研究の過程で、貴重な助言をして下さった同大学の飯田喜四郎教授、中国東南大学建築研究所の張十慶教授、四川大学建築與環境学院の李沄漳教授、研究室の先輩である曹毅氏に深謝の意を表したい。さらに、研究室における様々手配をして下さった先輩、同輩、後輩、特に渡辺英里さんにも感謝したい。

次に、研究調査を行ううえでお世話になった方々に感謝したい。この研究を始めた時、多くの文献史料と遺構資料を収集した。その中で、多くの地方志や族譜の影印本を提供して下さった「安徽省地方志辦公室」、遺構資料収集でお世話になった「黄山市文物局」、「歙県文物事業管理局」、「休寧県文化局」、「黟県文化局」、「祁門県文化局」、「婺源県文物管理局」、「淳安県文物保護管理局」、そして、最初に徽州区呈坎村まで連れて行って族譜を見せて下さった羅会定氏、また、休寧県、祁門県を案内して下さった斉雲山道教協會の皆様、感謝すべき方々を数えあげればきりがない。

この他、研究を続けていくことにおいて、多くの方々の教えを受け、親切にして頂いた。その内容をすべて書くことになれば、それだけで一冊の博士論文になることは確実である。そして、今まで筆者が収集した徽州地方の祠堂建築の文献史料及び遺構資料についての研究は、時間と紙幅の関係から本論文には含まれていない。それらについては、今後の研究課題として発表することを予定している。

最後に、日本留学の八年間に経済的に、精神的にも支えて下さった御両親に、色々と御苦労をおかけしたことお詫びするとともに感謝したい。

平成 29 年　12 月吉日

愛知工業大学大学院工学研究科　歴史意匠研究室　張　葉茜